

米沢市まちづくり総合計画基本計画の改定について

答 申

令和3年2月2日
米沢市総合計画審議会

目 次

第 1 部 序 論	1
第 1 章 計画の目的と役割	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の役割	1
3 計画の構成と期間	1
第 2 章 計画改定の背景	3
1 前期基本計画の進捗状況	3
2 米沢市を取り巻く社会動向と課題	10
3 人口に関する現況指標及びその見通し	14
第 3 章 基本計画改定基本方針	15
1 改定趣旨	15
2 改定の基本的な視点	15
3 改定の体制	15
第 2 部 基本計画	17
1 基本計画の目的	17
2 計画期間	17
3 基本計画の構成	17
4 施策の体系	19
5 後期重点事業	21
6 米沢市におけるSDGsの取組について	28
第 1 章 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり	35
施策 1-1 活力ある商工業の振興	35
施策 1-2 自然と文化、歴史を活かす観光の振興	39
施策 1-3 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興	42
施策 1-4 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進	46
第 2 章 郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり	48
施策 2-1 これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの育成推進	48
施策 2-2 生涯学び、学びを活かして元気に活躍する人づくりの推進	51
施策 2-3 多様な文化芸術と歴史・文化が息づき、豊かな心を育む地域づくりの推進	55
施策 2-4 スポーツで楽しく元気な人づくりの推進	57
施策 2-5 大学と連携した学園都市の推進	60

第3章 子育てと健康長寿を支えるまちづくり	62
施策3-1 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりの推進	62
施策3-2 安心して生み育てることができるまちづくりの推進	65
施策3-3 生きがいを持って高齢期を過ごせる長寿のまちづくりの推進	69
施策3-4 誰もが自立を目指せる環境の整備	72
施策3-5 身近な支え合いのあるまちづくりの推進	75
施策3-6 適切な医療を受けられる環境の整備	77
施策3-7 社会保障制度の安定運営	79
第4章 自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり	81
施策4-1 快適で住みよい住環境づくりの推進	81
施策4-2 秩序ある土地利用と景観形成の推進	83
施策4-3 利便性の高い道路・交通網の整備	85
施策4-4 安全な水の供給と水環境の保全の推進	88
施策4-5 環境にやさしいまちづくりの推進	91
第5章 安全安心に暮らせるまちづくり	93
施策5-1 いざというときに備えるまちづくりの推進	93
施策5-2 普段から安全を心がけるまちづくりの推進	96
施策5-3 冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進	99
第6章 持続可能なまちづくり(協働・行政経営)	102
施策6-1 ICTを活用したまちづくりの推進	102
施策6-2 交流・つながりを通じ、多くのひとを呼び込むまちづくりの推進	104
施策6-3 とともに協力し合い、行動するまちづくりの推進	107
施策6-4 男女共同参画の推進	110
施策6-5 健全な行政経営の推進	112
施策6-6 他自治体との広域連携の強化	114
資 料 編	116
基本構想	116
第1章 将来像	116
第2章 基本理念・基本目標	117
1 基本理念	117
2 基本目標	117
第3章 将来人口の見通しと 市街地形成の基本的方向	119
第4章 施策大綱	120

第 1 部 序 論

第 1 章 計画の目的と役割

1 計画改定の趣旨

本市は、平成 27 年に米沢市まちづくり総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）を策定し、「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」を目指す将来像として掲げた基本構想及び、その実現に向けた基本計画（前期基本計画：平成 28 年度～令和 2 年度）を定めました。

計画策定から約 5 年が経過する中で、急激な少子高齢化、度重なる自然災害や新型コロナウイルスのような危機的状況への対応、Society5.0 の実現、国連が提唱した持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まり等、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、この度基本計画の改定を行います。

2 計画の役割

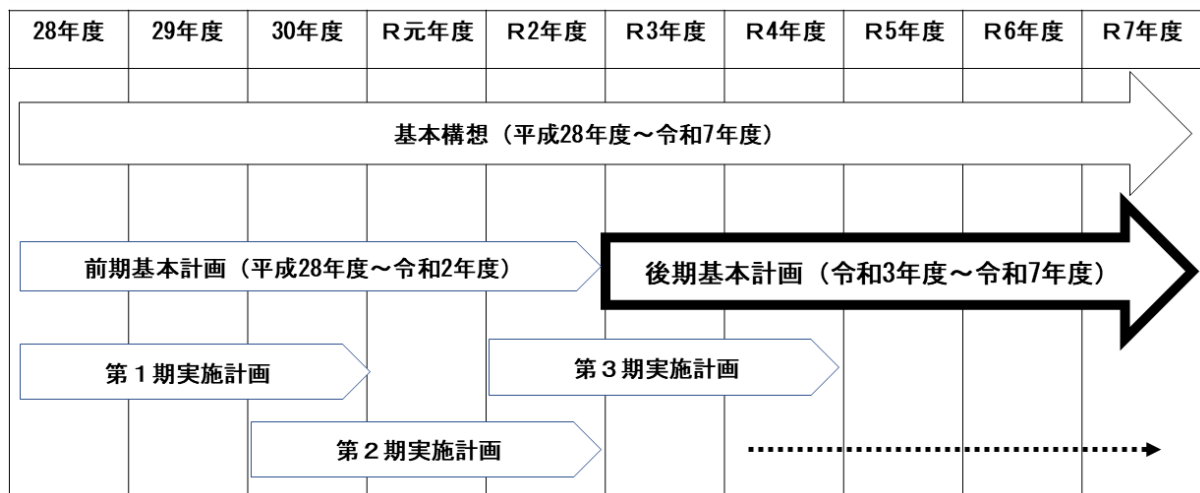
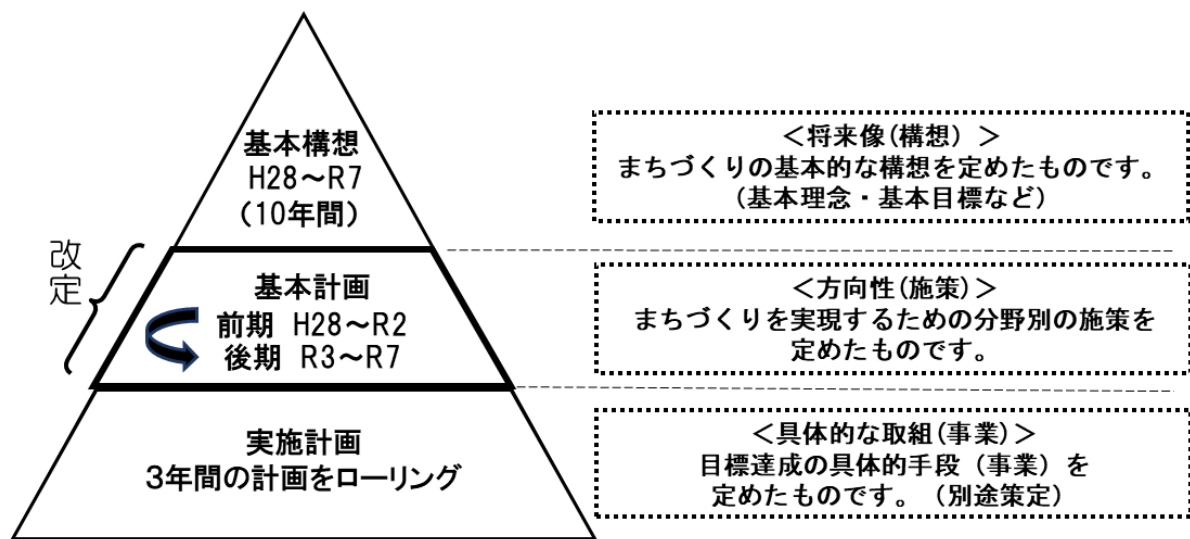
本計画は、まちづくりの最上位計画として、基本構想の実現に向けて取り組むべき施策の方向性を明らかにし、今後 5 年間に於いて市政を運営する基本的な指針となるものです。

3 計画の構成と期間

基本構想で示された施策の大綱を具体的に推進するため、必要な施策を分野別に体系化しています。計画期間は、令和 3 年度からの令和 7 年度までの 5 年間とします。

なお、基本計画とは別に、個別の事業計画である実施計画を隔年度で策定し、基本計画で定めた施策の実現を図ります。

図表 計画の構成及び計画期間



第2章 計画改定の背景

1 前期基本計画の進捗状況

(1) 前期基本計画施策の評価

米沢市まちづくり総合計画前期基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）における各施策での取組項目において、当初の目標に対してどの程度の成果が得られたかの自己評価と、後期基本計画での方向性の検討を行い、その結果を、6つの基本目標ごとにまとめました。

- 成果の自己評価では、全323の項目のうち、273項目（84.5%）において「期待以上の成果」、「ほぼ期待した成果」を得たと評価しています。
- 今後の方向性では、全323項目のうち、314項目（97.2%）において、「拡大」または「継続」の方向性を示しています。

<成果の自己評価>

基本目標1：挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり(66項目)

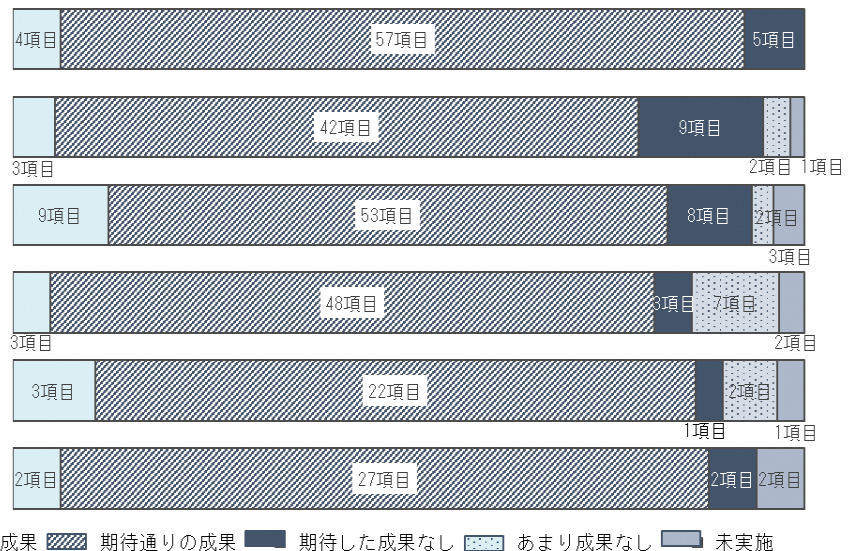
基本目標2：郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり(57項目)

基本目標3：子育てと健康長寿を支えるまちづくり(75項目)

基本目標4：自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり(63項目)

基本目標5：安全安心に暮らせるまちづくり(29項目)

基本目標6：持続可能なまちづくり（協働・行政経営）(33項目)



<今後の方向性>

基本目標1：挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり(66項目)

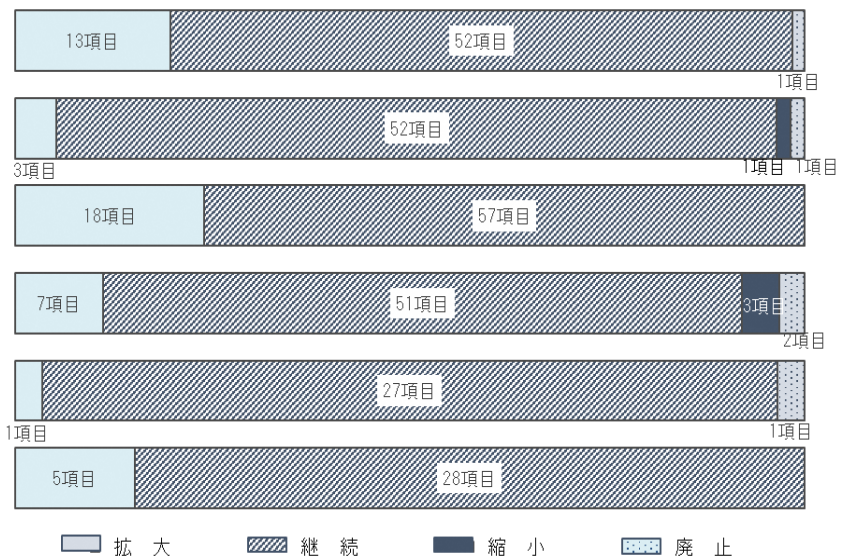
基本目標2：郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり(57項目)

基本目標3：子育てと健康長寿を支えるまちづくり(75項目)

基本目標4：自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり(63項目)

基本目標5：安全安心に暮らせるまちづくり(29項目)

基本目標6：持続可能なまちづくり（協働・行政経営）(33項目)



(2) 前期重点事業の実施状況

まちづくり総合計画では、基本計画に掲げるもののうち、重点的・分野横断的に取り組むべき 11 の前期重点事業を定め、取り組んできました。各重点事業に対する実施状況は以下のとおりです。

① 人口定住の促進

人口減少は、市民生活の活力低下を招くばかりでなく、地域経済や市の財政基盤へも大きな影響を及ぼします。本市では、人口定住の促進のため、地域で長く暮らしてもらうための環境整備と市外からの定住促進・交流人口拡大の推進に取り組みました。

地域で長く暮らしてもらうためには、安全・安心な生活環境を整備することが重要です。本市では、公共施設やライフライン施設の耐震化等の防災力強化に努めるとともに、冬期も安心して暮らせるよう効率的な除排雪の実施に努めました。さらに、住宅等の耐震改修・バリアフリー化への支援、空き家対策の充実等良好な住環境の整備も行いました。

また、全ての市民が、健康で明るく元気に生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和元年 12 月には米沢市健康長寿のまちづくり推進条例を制定し、市民、地域、事業者、地域団体等が一体となって健康長寿の延伸及び健康格差の縮小へ取り組むことを定めるとともに、令和 2 年 3 月に、第 3 期米沢市地域福祉計画を策定し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりの推進を進めています。

一方、市外からの定住促進を図るため、首都圏等の移住希望者に対し、移住イベントや米沢暮らしセミナーを開催し、本市の企業や起業支援策等の情報提供を積極的行いました。また、令和 2 年からは、移住者の交流促進に向けた移住者ミーティングや、オンラインによる移住セミナー等新たなスタイルでの相談会を開始しました。

さらに、交流人口の拡大に向けて、各種学会・大会・イベント等の誘致を行うとともに、自然等を活用した体験型交流にも取り組みました。また東北中央自動車道の開通や道の駅よねざわ開業等の観光客の受入体制整備や、本市独自の歴史と文化を活用し、城下町らしい景観整備を推進するとともに、米沢四季のまつりや地域の伝統祭りの活性化を図りました。

② 子育てを応援し子どもたちを大事に育てるまちづくりの推進

人口減少、少子高齢化が進展する中で、市民が安心して結婚し子どもを産み育てられるようにするとともに、地域全体で子育てを応援し見守ることが重要です。そのため、本市では、様々な支援・取組を行ってきました。

結婚や出産に結びつく支援としては、各種結婚支援イベントの開催及び婚活コンシェルジュを設置して、出逢いの機会創出を図るとともに、特定不妊治療の拡充や、新たに一般不妊治療の助成を行い、子どもを持つことを望む夫婦への経済的支援を充実させました。

母子保健については、平成 28 年 4 月に子育て世代包括支援センターを設置、母子保健コーディネーターを配置しました。また、妊婦検診の助成や予防接種を拡充するとともに、関係機関との連携を強化し、窓口相談や支援体制を拡充することにより、母子保健事業の充実を図りました。

子育て支援の推進については、子育て支援医療給付事業の拡充を図るほか、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、新たに認定こども園に移行した幼稚園に対し、施設整備を支援しました。その結果、本市の 4 月当初待機児童は、平成 26 年から 5 年連続で 0 人となり、順調に待機児童の解消が進んでいます。また、新たに 2 か所の保育所で病児対応型病児保育事業を開始するとともに、延長保育や一時預かり等の保育サービスを充実することで、就労する保護者が安心して子育てができる環境を整備しました。また、令和元年 10 月には、子育て支援の一環として未就学児向け遊戯施設であるもくいくひろばをすこやかセンター内に開設し、合わせて育児や健康に関する相談を行っています。

③ コンパクトなまちづくりの推進

中心市街地では、平成 25 年に整備した西條天満公園に続き、平成 28 年 7 月にはナセＢＡ（市立米沢図書館・よねざわ市民ギャラリー）、まちなか駐車場等の整備を行いました。さらに整備した施設の活用を図るため、市と商工会議所を事務局とする中心市街地活性化協議会を中心に、学生や商業者と協働し、ナセＢＡや西條天満公園での各種イベントやワークショップを実施するなど、まちなかの賑わいづくりに取り組んでいます。ほかにも、商業活性化拠点整備事業として、市内商店街の空店舗等を活用した出店支援を行うなど、まちなかの活力向上に向けた取組を行いました。

人口減少、少子高齢化が進む中、これまでの拡散型のまちづくりから、コンパクトなまちの形成により、子どもから高齢者まで多くの人が暮らしやすいまちづくりを推進することが求められています。総合的な生活サービス機能を維持・誘導する「中心拠点」と、周囲地域の拠点となる「地域拠点」との相互連携を図る交通軸等のネットワーク形成を促進し、市民が身近に生活サービスを楽しむコンパクトなまちづくりを進めていくため、令和 2 年 12 月、米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画を策定しました。

④ 公共交通の充実

市民の身近な交通手段として運行している市民バスは、民間バス事業者が廃止した路線を引き継いだ廃止代替路線（H29.4.1～万世線に名称変更）と、市民ニーズを受けて導入された循環路線（H29.4.1～市街地循環路線に名称変更）の2路線で構成されています。

本市では、年間利用者数が減少し、収支状況が悪化している廃止代替路線の状況を改善するため、路線バスに代わる公共交通として、予約型デマンド交通システムである乗合タクシーを導入しました。平成27年11月からは山上地区で、平成29年4月からは田沢地区でも本格運行を開始し、各本格運行開始に合わせ、市民バス米沢・（松原）関根線、米沢・田沢線を廃止しました。また、公共交通の空白地域解消にも有効であるため、令和2年4月からは、広幡地区においても本格運行を開始しました。

⑤ 雪対策総合計画の策定

本市は、特別豪雪地帯に指定され、冬期間の日常生活や経済活動をする上で、雪対策は必要不可欠なものとなっています。本市では、人口減少・少子高齢化の急速な進行、雪処理の担い手の減少等による社会情勢の変化、複雑・多様化する住民ニーズへ対応し、克雪・親雪・利雪対策を広く展開するための総合的な雪対策の指針として、平成30年5月、米沢市雪対策総合計画（平成30年度～令和9年度）を策定しました。

本計画では、これまでのような道路除排雪を中心とした取組に加えて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと協働で雪対策を行い、地域住民同士が協力して雪対策に取り組むなど、状況に応じた効率的な除排雪体制の確立を目指し、基本方針を、「雪と向き合い、共に支え合いながら、安心して暮らせる雪に強いまち・米沢」と決めました。

⑥ 企業立地の促進と新産業の創出

本市では、企業立地促進のため、平成28年度より企業立地助成金を拡充するとともに、平成30年度に県と連携して県外企業へ立地意向調査を実施、展示会等へ出展するなどの誘致活動を展開しました。こうした取組に加え、東北中央自動車道が開通したことによる交通アクセス改善の効果により、米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアの両産業団地への企業進出が進み、令和2年3月時点で、米沢八幡原中核工業団地の利用率は95.1%、米沢オフィス・アルカディアの利用率は、77.7%を達成しました。

また米沢オフィス・アルカディアの一部を研究開発施設誘致エリアとして位置付け、誘致活動を展開するとともに、大学の研究成果の事業化等による新産業創出に向けた取組を促進しました。平成 30 年 6 月には、本市支援のもと、山形大学の保有する研究成果の事業化や企業の製品開発を促進する有機材料システム事業創出センターが設置されました。

⑦ 中小企業の振興

市内企業の約 99.8%を占める中小企業の発展を図るには、中小企業者自身の努力に加え、市、市民、教育機関、官公庁及び金融機関との連携が必要です。本市では、中小企業振興の推進に全市を挙げて取り組んでいくため、平成 27 年 4 月に米沢市中小企業振興条例を策定し、その具体的な取組を定める米沢市中小企業振興アクションプラン（対象期間：平成 30 年度から令和 4 年度）を平成 30 年 3 月に策定しました。

中小企業振興アクションプランでは、①人材の確保と技の継承、②市内外における幅広い分野とのつながりを促進、③経営基盤を強化し、新たな取組を促進という 3 つの施策の方向に基づき、人材の育成確保、関係団体・企業間の連携支援、販路拡大、創業支援等の様々な取組を推進しました。

また本市では、市内産品やサービスをさらに磨き上げ、本市独自のブランド化を推進し、市内産業の活力を高めていく米沢ブランド戦略事業を平成 30 年 11 月から開始し、令和 2 年 3 月末時点で、米沢のブランディングに賛同する運動体 TEAM NEXT YONEZAWA の登録件数が 159 件となりました。

⑧ 東北中央自動車道建設促進事業

平成 29 年 11 月、東北中央自動車道の福島大笹生 I C から米沢北 I C 間が開通するとともに、米沢中央 I C の供用が開始され、福島県と山形県を直接結ぶ高速道路網が完成しました。これにより、福島・米沢間の移動時間が半減されるとともに、交通の要衝である国道 13 号栗子峠における冬期間の通行の不安を解消することができました。国道 13 号と東北中央自動車道を合わせた福島大笹生から米沢八幡原 I C 及び国道 13 号栗子峠の交通量は、開通前と比べ、6 割程増加[※]しています。

また、東北中央自動車道の開通は、道の駅よねざわの開業効果も重なり、福島県や関東方面からの交流人口拡大につながりました。あわせて、沿線地域の開発を促進し、観光、工業、農業等の分野における交流・連携による地域経済の活性化、雇用の創出、周囲道路の渋滞緩和等を実現するばかりでなく、保健医療ネットワークや防災体制の強化等を推進していく上でも極めて重要な役割を果たしています。

[※]H27 道路交通センサス調査及びH31.4.14～R1.12.31 の日平均NEXC O東日本提供交通量、国土交通省常時観測トラフィックカウンターデータ等による

⑨ （仮称）道の駅よねざわ整備事業

本市では、平成 29 年 11 月に開通された東北中央自動車道の福島 J C T から米沢北 I C 間の整備効果を高めるため、平成 30 年 4 月、道の駅よねざわを整備・開業しました。「山形県の南の玄関口に位置する総合観光案内窓口」、「円滑な県内観光を促進する交通結節点」、「地域の歴史と文化を活かしたおもてなし」、「地域産業を振興し、地域の元気をつくる」という整備方針の下、『オール米沢（置賜）を体感・創造・発信する道の駅』をコンセプトに整備された道の駅よねざわは、令和 2 年 7 月には、来館者 400 万人を達成するなど、連日多くの人で賑わっています。施設内には、県内全域の情報発信だけではなく、宿泊施設や交通機関の予約が可能な観光総合窓口を設置し、国内外に広く情報発信をするとともに、多様な特産品や体験型観光の情報を含む複数の観光ルートを提供する拠点となっています。さらに、地理的優位性を活かし東京・福島方面からの観光客をターゲットに高速バス、観光周遊バス、路線バスの停留所やカーシェアスペースを設置するなど、パーク＆ライド機能を持たせています。

⑩ 市立病院建替事業

市立病院の建物は、外来棟・管理棟は建築後 50 年以上、中央診療棟・病棟は 30 年以上が経過しており、老朽化・狭隘化した建物では、耐震化等の災害への対応や高度化・多様化する医療への対応が難しいことから、市では新たな病院の建設に向けた検討を進めてきました。

平成 29 年 1 月からは、「米沢市医療連携あり方検討委員会」において協議を重ね、医師の不足・高齢化により厳しい状況にある救急医療体制維持のため、市立病院が急性期医療を、三友堂病院が回復期・在宅医療を担うという医療連携の方針が定められました。

平成 31 年 3 月に米沢市立病院新病院建設基本計画を策定し、令和 2 年 5 月には、新病院建設事業の基本設計が完了しました。現在の市立病院敷地に、市立病院と三友堂病院を併設・接続する形での新市立病院建設を予定しており、令和 3 年 6 月の着工、令和 5 年秋の開院を目指しています。

⑪ 財政健全化の推進

本市の財政は、平成 24～26 年度は実質単年度収支が 3 年連続で赤字となり、平成 26 年度には経常収支比率が 98.1%になるなど、市税の減少や扶助費（社会保障費）の増加等から、財政の硬直化が進み、今後の財政運営が危ぶまれる事態となりました。そのため、平成 28 年 2 月に米沢市財政健全化計画（平成 28 年度～令和 2 年度）を策定し、ふるさと応援寄附金制度の推進等による歳入の確保、人件費の抑制や事務事業の見直し等による歳出の抑制等、財政健全化に向けた様々な取組を実施してきました。また公共施設については、平成 29 年 3 月に米沢市公共施設等総合管理計画を策定し、当計画において、今後の財政的な負担をもとに建物系施設

の保有総量（延床面積）及び維持管理費の削減目標を定めました。

こうした財政健全化の取組による成果に加え、オフィス・アルカディア等への企業誘致や全国的な景気拡大、雇用の改善等の影響を受けた税収の増加、さらには少雪等の影響もあり、平成 27 年度以降の実質単年度収支は黒字化を図ることができ、経常収支比率も 95%を下回っています。また、財政調整基金と公共施設等整備基金を合わせた基金残高は、平成 26 年度末には 13 億円を下回るまで減少しましたが、平成 27 年度以降は収支が改善したこともあり、令和元年度末には約 30 億円の基金残高を確保しています。

2 米沢市を取り巻く社会動向と課題

本市におけるこれからの市民生活やまちづくりを考えるにあたっては、社会・経済の動き等、時代の変化を的確に把握し、取り組んでいくことが重要となります。

そこで、基本計画の見直しにあたり、本市を取り巻く社会動向や課題、展望を次の視点から整理します。

(1) 人口減少、少子化、長寿社会の到来

日本の総人口（令和元年10月1日現在総務省推計人口）は1億2,616万7千人と、平成20年の1億2,808万4千人をピークに減少に転じ、本格的な人口減少社会を迎えています。

また、人口構造は、平均寿命の延びと少子化の進行により、高齢者の割合が増加しており、2025年には団塊の世代が後期高齢者となることが見込まれ、人口減少、少子化、長寿社会の到来を見据えたまちづくりを一層進めることが求められています。

本市においては、国よりも早い段階で人口は減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の見通し（平成30年3月推計公表）では、2040年に、62,875人となることが見込まれています。

こうした人口減少や少子化の進行をできる限り緩やかにするため、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や、働き方に応じた雇用の場と就業機会の拡大を図るとともに、健康で全ての世代が、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを感じることができる一億総活躍社会の実現、安心して暮らすことのできる社会の形成が求められます。

(2) 新型コロナウイルスによる社会変化や新しい価値観への対応

新型コロナウイルス感染症は、世界的な感染拡大を引き起こし、人々の生命と健康を脅かすとともに、社会経済活動を著しく減退させました。また、緊急事態宣言の発出に伴う全国的な外出自粛や、小中学校の臨時休業等をはじめとする「接触機会の低減」は、日常生活にも大きな負担を強いています。

新型コロナウイルスの収束が見通せない「with コロナ」の時代のなかで、様々な社会環境（教育、働き方、健康、医療・介護等）のあり方を見直しつつ、地域経済の再構築や、東京一極集中の見直し、ICT活用によるデジタル社会の実現、ライフスタイルや価値観の変化等、時代に即した柔軟な対応が必要です。

(3) グローバルな社会経済活動の進展

わが国の社会経済活動は急速なグローバル化に加え、情報通信技術の発達・普及、市場ニーズの多様化等を背景に、大企業のみならず、中小企業等においても世界市場を視野に入れた事業展開に参入しやすい環境が進み、社会経済活動は大きな進展がみられます。

一方で、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な経済の停滞にみられるように、世界情勢の変化によるリスクも大きくなっています。

本市においては、東北地方でも有数の工業都市である一方、経済のグローバル化が地域経済に大きな影響を及ぼしています。このため、先端技術研究を生かした産学官民の連携を図るなど、新産業創出に引き続き取り組むことが求められています。

また、米沢ブランド戦略をはじめ、産学官民の連携を産業分野全般において推進することで、地域間・国際間の競争に対抗し得る、産業の高付加価値化を図ることが重要となります。

（４）環境に配慮した生産活動・生活様式の行動転換

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇等、地球規模で環境問題が深刻化する中で、現在の自然環境を次世代へ継承していくために、行政や事業所の努力だけではなく、市民一人ひとりが環境への負荷の少ない社会の実現に向けて、暮らしを見直し、考え、行動していく意識や関心が高まっています。

また、東日本大震災において発生した電力不足を受けて、エネルギー資源のあり方について見直しが求められ、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの利用が拡大するとともに、次世代自動車の活用といった省エネルギー化が進んでいます。

本市においては、最上川や吾妻山等の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、再生可能エネルギーの普及を促進し、省エネルギー化の推進やごみの減量化・資源化等で環境への負荷低減を図るなど、環境にやさしい脱炭素・循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

こうした環境意識の高まりを捉え、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーやごみの発生抑制、再利用、資源化等、環境に配慮した脱炭素・資源循環型社会の形成に向け、国、自治体、事業者、市民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが重要です。

（５）価値観や生活様式の多様化

経済力や、それに伴う生活水準の高まりから価値観や暮らし方の多様化が進む中で、市民の幸福感や地方への移住・定住、地域の歴史、自然への関心、ボランティア、文化、スポーツ活動等、「心の豊かさ」を重視する意向も強くなっています。

また、教育、仕事、老後といった単線型の生き方ではなく、生涯のうちに学びや仕事を何度も経験する「人生 100 年時代」が到来し、人々の生き方や社会全体が大きく変化するといわれています。

そのため、多様化する個々の暮らし方を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力が生かされ、その個性や能力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるよう雇用創出や生涯学習機会の充実等の取組が求められています。

また、国籍・地域や民族、性別（L G B T等の性的指向・性自認）、障がいの有無等による違いを認め合う社会が求められており、一人ひとりの価値観に基づいた多様な

生き方の実現を後押しするとともに、まちづくりを通じて、様々な交流・つながりを創出していくことが重要となっています。

（６）市民との協働による共生社会の形成

近年は、福祉や環境保護等、自らが課題の解決に取り組もうとする意識やボランティア意識の高まりにより、ＮＰＯ活動や社会貢献活動が活発に行われ、行政への参画や協働によるまちづくりの意識は高まっている一方で、核家族化や少子高齢化の進展をはじめとする環境の変化に伴い、地域内の連帯意識の希薄化、地域コミュニティの機能低下等の問題が指摘されています。

そのため、社会の基盤である地域を再生し、一人ひとりが抱える課題や困難に対して、コミュニティの活性化を図り、包括的な支援と「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。

本市においては、持続可能な地域社会の構築を図るためにも、市民一人ひとりの知恵と力を結集する市民参画や、行政と市民が互いに地域経営を考える協働の取組を図っていくことが重要です。

（７）情報通信技術（ＩＣＴ）の進展

人口知能（ＡＩ）やＩｏＴ（モノのインターネット）、ビッグデータの活用等、近年の情報通信技術（ＩＣＴ）の進展は著しいものがあります。国は、これらの進化したＩＣＴを活用し、付加価値の創造や生産性の向上等の経済的発展に加え、地域社会的課題の解決との両立を目指す「Society5.0」の実現を目指しており、官民が一体となって積極的に推進していくことが求められています。

また、スマートフォンやタブレット端末をはじめとするスマートデバイスの普及は、社会・経済の活動や人々の暮らしやコミュニケーションに大きな変化をもたらす一方で、情報通信機器の使い方や活用において、情報セキュリティの確保や若者と高齢者の世代間格差、プライバシー等の新たな課題が発生しています。

本市においても、こうした情報化社会がもたらす利点を十分に活用できるよう、デジタル・ディバイド（情報格差）を解消し、市民が平等に情報通信技術（ＩＣＴ）の恩恵を受けられるよう、サポート体制を構築するとともに、先端技術の活用を促進し、市民サービスの向上と行政の効率化を推進する必要があります。

（８）安全安心に対する関心の高まり

近年、国内では大規模な自然災害が多発しており、自然災害による被害を最小限に抑える減災の重要性が強く認識されるようになり、防災機能の充実や市民の防災意識の醸成、自主防災組織の育成が展開されているほか、国土強靱化の推進等の取組も進められています。

また、日常生活においては、虐待や暴力、いじめ等、人権や生命を脅かす事件が多発しているほか、消費生活におけるトラブル、ＳＮＳを介した犯罪等、社会環境の変化に伴う新たな社会問題等も発生しています。

さらに近年、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大や新たな感染症の発生に対する不安が高まっています。本市においても、市民が安全安心に暮らせるよう、自然災害への防災対策に加え、犯罪や交通事故を抑止するための防犯・交通安全対策や、農畜産物等の安全な食の供給、さらには健康を脅かす感染症への対応等の安全対策を講じることが重要です。加えて、これらの対策をより実効性のあるものとするためには、行政による取組だけでなく、地域全体で見守り、支え合う社会づくりや自らの安全を自らが守るための取組が不可欠になってきています。

（９）地方創生の推進

人口の東京一極集中が進み、地方との間の格差が拡大し、国においては地域の自主性、自立性、そして自律性を高めるための改革が進む中、基礎自治体である市町村の役割は大きなものとなり、自主性と自立性が一層重要になっています。加えて、国では平成 26 年 9 月に「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させ、人口減少対策や地方活性化等「地方創生」に向けた動きが進行しており、より一層の創意と工夫に満ちたまちづくりを推進・展開する必要が高まっています。

本市においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定、見直しを行い、移住・定住の促進に加え、「交流人口」や「関係人口」の拡大等、人口減少社会に対応した活力の維持に取り組むとともに、人口構造の変化に対応したまちづくりを推進していく必要があります。

また、2015 年の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が提唱され、まちづくりにおいても持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた取組が求められています。

（10）将来に向けた行財政運営

平成 12 年の地方分権一括法を契機として、「地域のことは地域が決める」という、本格的な地方自治の時代に入りました。

地方創生にもみられるように、これからは国や県が定めた事業を行うだけでなく、自らの責任と判断で施策を実行していく、自主・自立による行政運営が求められ、そのための多様な人材の育成や組織体制の再編整備等、人材・組織両面にわたる行政能力の向上が必要となっています。

一方で、人口の減少とともに、市民生活や社会経済活動を支える、道路・下水道施設・河川施設・公園施設等の社会資本は、老朽化が将来の行財政運営に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、計画的な維持管理を推進する必要があります。

今後は、社会資本の整備・蓄積による効果の最大化を目指すとともに、既存施設の有効活用を検討する必要があります。

3 人口に関する現況指標及びその見通し

米沢市まちづくり総合計画の基本構想において、令和7年の想定人口を平成22年の国勢調査に基づく推計値である77,587人から約1,000人増加させた78,600人と見込み、前期基本計画では、その実現に向け、様々な施策に取り組んできました。しかし、平成27年（2015）の国勢調査実績に基づいた平成30年3月の推計値では、令和7年の推計人口は、77,483人と見込まれており、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。近年は、死亡数が出生数を上回る自然減と、転出者が転入者を上回る社会減の状態が続いていることから、後期基本計画では、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備、合計特殊出生率向上のための施策、移住・定住促進に力を入れるなどの取組を一層進め、人口減少のペースを緩やかにしていく必要があります。

図表 人口推移（単位：人）

		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
総人口(国勢調査)		93,178	89,401	85,953	—	—	—
内 訳	0～14歳	12,808	11,577	10,561	—	—	—
	15～64歳	58,334	54,346	50,637	—	—	—
	65歳以上	21,976	22,898	24,322	—	—	—
	年齢不詳	60	580	433			
推計人口（注1）		—	—	85,444	81,618	77,587	73,478
想定人口（注2）		—	—	—	81,879	78,586	75,304

（注1）国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）によるもの

（注2）総合計画での見込値（米沢市人口ビジョン）によるもの

図表 人口に関する指標（単位：人）（注）

	平成17年～21年	平成22年～26年
①出生数	3,556	3,237
②死亡数	4,853	5,317
③自然動態増減数（①-②）	△ 1,297	△ 2,080
④転入者数	13,287	12,281
⑤転出者数	15,710	13,766
⑥社会動態増減数（④-⑤）	△ 2,423	△ 1,485
⑦人口増減数（③+⑥）	△ 3,720	△ 3,565

（注）住民基本台帳に基づくもの

第3章 基本計画改定基本方針

1 改定趣旨

米沢市まちづくり総合計画は、「ひとが輝き創造し続ける学園都市・米沢」を本市の将来像に掲げ、その実現に向けて執るべき施策の大綱と具体的な事業を定めたものであり、平成28年度から令和7年度までの10箇年間における本市市政運営の基本的な方針であるとともに、市民主体のまちづくりを進める上での行動指針としています。

この総合計画の基本構想で示したまちづくりの実現に向け、具体的な施策の内容を定めた基本計画は、令和2年度までの前期5箇年間における計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえて見直すこととされているため、改定を行います。

2 改定の基本的な視点

(1) 基本構想における将来像の実現を目指した計画

基本構想に掲げた将来像に向けて、後期5年間で、将来像を実現する上で、解決すべき課題や具体的に取り組むべき事項を明らかにし、より実効性の高い計画として改定します。

(2) 社会経済情勢を踏まえた計画

人口減少や人口構造の変化、厳しい財政状況、公共施設の老朽化率、本市を取り巻く社会経済環境を踏まえ、今後の動向にも考慮した計画づくりを進めます。

(3) 市民の参加による計画

本市のまちづくりを進める上で、行政だけでは課題解決を図ることが難しい状況も出てきており、地域や市民とともに進めていく必要があります。市民アンケート調査、まちづくりフォーラムの開催、パブリックコメントの実施等、「市民とともにつくる計画」という意識のもと、計画づくりを進めます。

3 改定の体制

(1) 米沢市総合計画審議会

市長からの諮問を受け、後期基本計画策定に関する調査、審議を行い、審議結果を市長に答申します。委員は公募を含めて20名以内とします。

(2) よねざわまちづくりフォーラム

市民が気軽な雰囲気の中、まちづくりに対する幅広い意見を出し合い、市及び審議会へ提案します。

(3) その他の市民意見等の集約体制

① 市民アンケートの実施

より多くの市民の方の意見を後期基本計画に反映させるため、無作為に抽出した市民及び高校生・大学生・転出者に対してアンケートを実施します。

② パブリックコメントの実施

後期基本計画に対して広く市民から意見を求め、それらの意見を反映させるようにするため、パブリックコメントを実施します。

③ 広報誌・HP等の活用

広報誌、HP等に、後期基本計画策定進捗状況等の情報を適宜掲載していきます。

(4) 庁内体制

① 総合計画策定会議

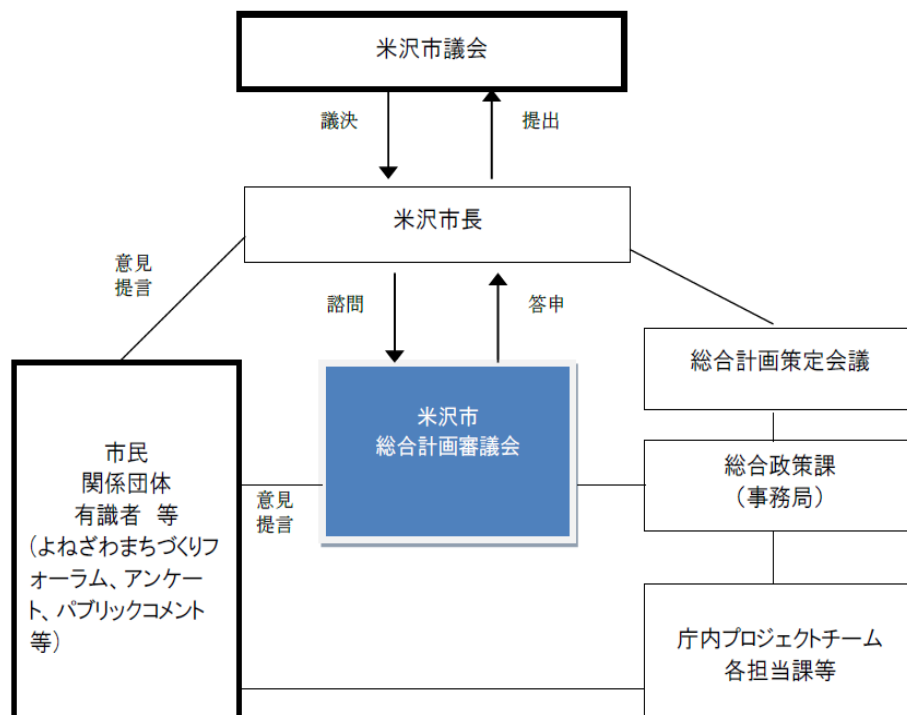
基本計画改定に係る基本方針を決定するとともに、計画案に関し各部門間の調整を図ります。

② 総合計画作成プロジェクトチーム

係長級職員で組織し、よねざわまちづくりフォーラムの運営支援等を行います。

③ 各担当課等

それぞれの所管する部門の施策、事業を検討するとともに、関係する団体等との連携を図ります。



第2部 基本計画

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市 米沢」に掲げられた将来都市像の実現に向けて、施策の大綱を推進するため、必要な個々の施策・取組の内容を体系的に示すものです。

2 計画期間

計画期間は、平成28年度からの5年間を前期計画、令和3年度からの5年間を後期計画の計画期間とします。後期計画については、令和2年度の段階での社会情勢等を踏まえて前期計画を見直す形で策定するものです。

3 基本計画の構成

○ 施策の体系

基本構想に基づき、施策の体系を示したものです。

○ 後期重点事業

将来像である「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」の実現に向け、基本計画に掲げるもののうち後期5年間で特に重点的に取り組む事業を設定したものです。

○ 米沢市におけるSDGsの取組について

基本計画で取り組む各施策をSDGsの視点を用いて整理し、本市の主な取組として掲載したものです。

○ 施策分野別の基本計画

基本構想で示す政策の基本方向に対応した施策を分野別に体系化(第1章～第6章)し、施策ごとに現状と課題、施策の目指す姿、施策での取組、主な事業、市民・地域・事業者等に期待する役割、目指す目標値を定めたものです。

〔現状と課題〕

施策に係るまちづくりの動向や社会的潮流、これまでの市の取組等について記載しています。

〔施策の目指す姿〕

施策の目的・方向性について記載しています。

[施策での取組]

施策の成果向上を図る基本的取組について記載しています。

[主な事業]

施策全体の主な事業について記載しています。

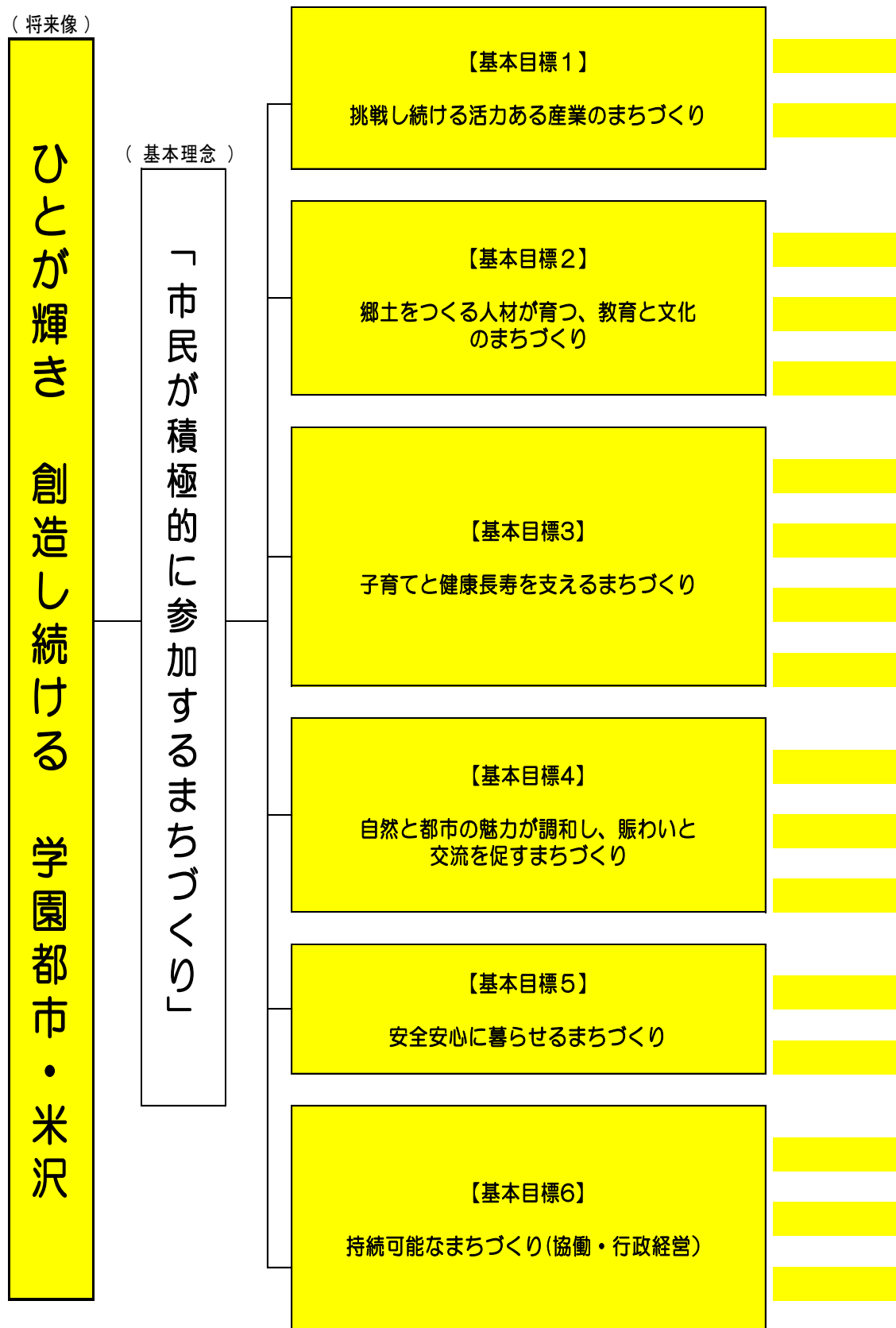
[市民・地域・事業者等に期待する役割]

施策の目的達成に向けて、市民・地域・事業者等に期待される役割について記載しています。

[目指す目標値]

施策での取組を実施したことによる成果向上を把握するための指標とその現状値・目標値について記載しています。原則として、現状値は令和元年度、目標値は令和7年度（後期計画の最終年度）の数値を記載しています。

4 施策の体系



施策 1－1 活力ある商工業の振興
施策 1－2 自然と文化、歴史を活かす観光の振興
施策 1－3 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興
施策 1－4 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

施策 2－1 これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの育成推進
施策 2－2 生涯学び、学びを活かして元気に活躍する人づくりの推進
施策 2－3 多様な文化芸術と歴史・文化が息づき、豊かな心を育む地域づくりの推進
施策 2－4 スポーツで楽しく元気な人づくりの推進
施策 2－5 大学と連携した学園都市の推進

施策 3－1 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりの推進
施策 3－2 安心して生み育てることができるまちづくりの推進
施策 3－3 生きがいを持って高齢期を過ごせる長寿のまちづくりの推進
施策 3－4 誰もが自立を目指せる環境の整備
施策 3－5 身近な支え合いのあるまちづくりの推進
施策 3－6 適切な医療を受けられる環境の整備
施策 3－7 社会保障制度の安定運営

施策 4－1 快適で住みよい住環境づくりの推進
施策 4－2 秩序ある土地利用と景観形成の推進
施策 4－3 利便性の高い道路・交通網の整備
施策 4－4 安全な水の供給と水環境の保全の推進
施策 4－5 環境にやさしいまちづくりの推進

施策 5－1 いざというときに備えるまちづくりの推進
施策 5－2 普段から安全を心がけるまちづくりの推進
施策 5－3 冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進

施策 6－1 ICTを活用したまちづくりの推進
施策 6－2 交流・つながりを通じ、多くのひとを呼び込むまちづくりの推進
施策 6－3 とともに協力し合い、行動するまちづくりの推進
施策 6－4 男女共同参画の推進
施策 6－5 健全な行政経営の推進
施策 6－6 他自治体との広域連携の強化

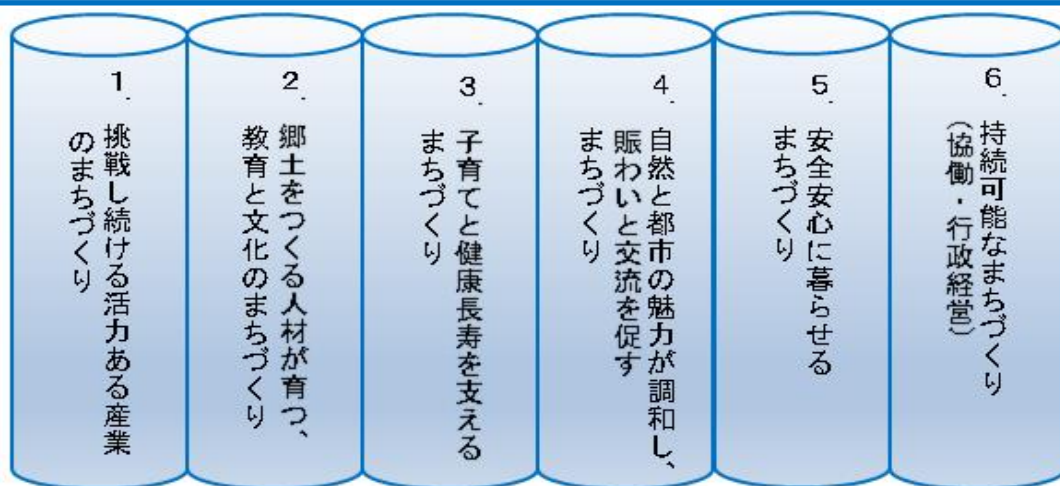
5 後期重点事業

後期重点事業は、基本計画に掲げる施策の中から、後期5年間で重点的・分野横断的に取り組む事業です。国勢調査による本市の総人口は、平成7年の95,592人から減少を続け、平成27年には85,953人となっています。このため、後期基本計画では、人口減少社会への対応を最重要課題として捉え、その解決に向けた12の事業を取りまとめました。今後も一層の人口減少が予想される中、その進行をできる限り緩やかにするとともに、人口減少や少子高齢化が進んでも市民の誰もが暮らしやすく持続可能な社会を実現するため、これら12の事業を重点的に推進し、基本構想に掲げる本市の将来像「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」の実現を目指していきます。

(将来像) ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢

(基本理念) 市民が積極的に参加するまちづくり

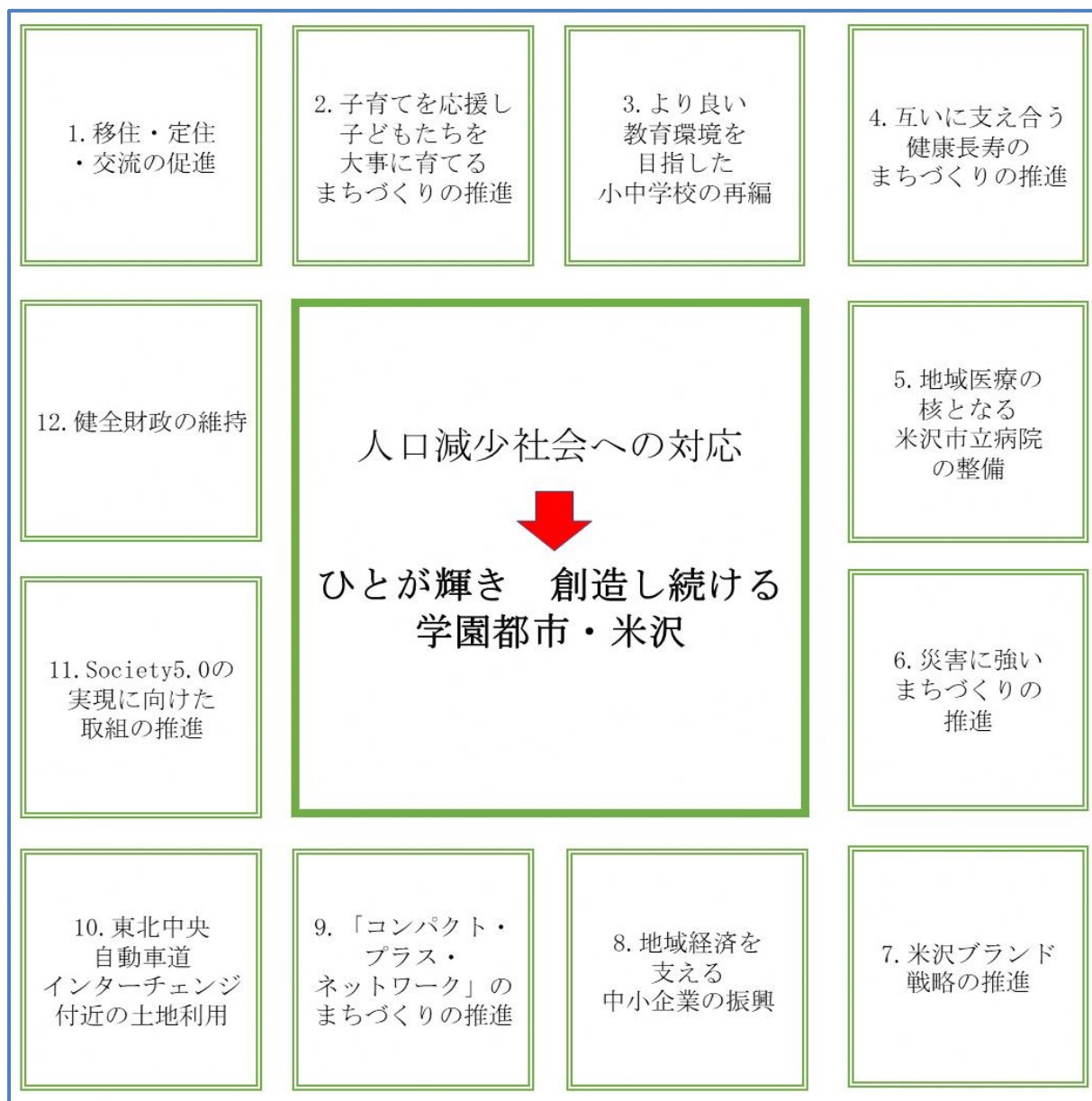
<基本目標> 全ての施策分野の柱



<後期重点事業> 重点的・分野横断的

1. 移住・定住・交流の促進
2. 子育てを応援し子どもたちを大事に育てるまちづくりの推進
3. より良い教育環境を目指した小中学校の再編
4. 互いに支え合う健康長寿のまちづくりの推進
5. 地域医療の核となる米沢市立病院の整備
6. 災害に強いまちづくりの推進
7. 米沢ブランド戦略の推進
8. 地域経済を支える中小企業の振興
9. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進
10. 東北中央自動車道インターチェンジ付近の土地利用
11. Society5.0の実現に向けた取組の推進
12. 健全財政の維持

後期重点事業のイメージ図



1：移住・定住・交流の促進

- 本市においては、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いています。本市への移住希望者を増やすとともに、学生や若者の定住を促進し、社会増を目指す取組が求められています。また、地域づくりの担い手が不足する中で、「交流人口」に加えて、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の拡大を図ることも必要です。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
- ① 企業や教育機関と連携して学生への企業情報の発信や職場体験等を推進し、市内大学等の学生、市内在住の高校生、県外進学者等の新規学卒者の本市就職と定住の促進を図ります。＊（1-4-1、1-4-2、6-2-3）＊以下（ ）は、施策での取組番号
 - ② 本市の魅力発信、ふるさと納税制度の活用、首都圏における交流イベント等を通じた継続的なつながりを形成することにより、関係人口の拡大に努めます。（6-2-1）
 - ③ 空き家を活用した住宅取得、テレワークや市内企業とのマッチングによる就業確保、移住者交流イベント等によるコミュニティ形成等、きめ細かな移住支援を行います。（1-4-1、4-1-1、6-2-3）

2：子育てを応援し子どもたちを大事に育てるまちづくりの推進

- 少子化が進む中、市民の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して子どもを生み育てられるようにすることは重要であり、特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
- ① 天候にかかわらず、親子で遊べる屋内遊戯施設を整備します。（3-2-5）
 - ② 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設、設備の整備を支援します。（3-2-1、3-2-3）
 - ③ 乳幼児健診や相談等事業を通じ乳幼児の健やかな発育・発達、育児不安を軽減するための支援を行うとともに、ファミリー・サポートセンターや地域子育て支援センター機能の充実を図ることで、地域における子育て世帯の安心感を醸成します。（3-2-2、3-2-5）
 - ④ 不登校やいじめ等の未然防止や早期対応に努めるとともに、特別な支援を必要とする子どもや学校不適應の子どもへの継続的かつ組織的なきめ細かい支援を推進します。（2-1-1）
 - ⑤ 結婚支援イベント等の出逢いの機会創出や、不妊治療助成事業、安定した雇用に向けた支援等により、結婚や出産に結びつく取組を推進します。（3-2-6）

3：より良い教育環境を目指した小中学校の再編

- 少子化に伴い、小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の水準の維持・向上に努め、子どもたちのより良い教育環境の創出と教育の質の充実を図るため、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画のロードマップに基づき、小中学校の再編成を着実に推進します。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
 - ① 子どもたちの豊かで確かな学びを実現するために、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき、小中学校の再編を推進します。(2-1-2)
 - ② 米沢市学校施設長寿命化計画等に基づき、施設の老朽化に伴う改修を進め、子どもたちが過ごしやすい安全・安心な環境づくりを推進します。(2-1-2)

4：互いに支え合う健康長寿のまちづくりの推進

- 人口減少や少子高齢化により地域コミュニティの弱体化が危惧される中で、本市が持続的な発展を続けていくためには、市民の誰もが生涯にわたって健康に生活でき、さらに、地域社会の中で互いに支え合うことができるまちづくりを進めることが重要です。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
 - ① 生活習慣病等の早期発見、早期治療及び重症化予防を図るため、がん検診その他の検診、健康診査、保健指導の受診促進等の保健事業を推進します。また、市民のスポーツ活動参加への機会づくりに努めるとともに、必要な環境整備を推進します。(3-1-1、3-1-5)
 - ② いきいきデイサービス事業や住民主体の通いの場での運動機能、栄養改善や口腔機能向上等の介護予防に加え、生活習慣の見直しや、その他多様な活動によるフレイル予防を推進します。(3-3-2)
 - ③ 成年後見制度の啓発活動及び後見人の育成を推進するため、他市町及び関係機関と協議・検討を行い体制整備を促進します(3-3-2)
 - ④ 町内会等の自治組織の維持及び活性化を促進するとともに、地域の生活や暮らしを守るため、住民同士の交流や生活サービス支援等、地域住民自らが地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織の形成を支援します。(6-3-2)

5：地域医療の核となる米沢市立病院の整備

- 三友堂病院との機能分担・医療連携を進め、現在の市立病院敷地に三友堂病院と併設・接続して新病院を建設します。また、新しい市立病院の利便性向上に寄与する都市計画道路石垣町塩井線についても、今後、県が整備を検討している都市計画道路万世橋成島線との連携を図りながら、整備を進めます。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
 - ① 本市の救急医療を含めた急性期医療の維持・強化のため、市立病院と三友堂病院との機能分化・医療連携を進めながら、現在の市立病院敷地内に両病院の新病院を併設・接続する形で、令和5年度の同時開院を目指します。(3-6-2)
 - ② 円滑な道路交通網を構築するため市街地環状線の整備を促進するとともに、まちなかの回遊性や利便性を高めるための道路整備を推進します。(4-3-2)

6：災害に強いまちづくりの推進

- 近年頻発する大雨や大型台風等の異常気象により、全国各地で大きな被害が発生しています。また、東日本大震災以降も熊本地震等で大きな被害が発生しています。これらの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症が新たな脅威として人々の生活に大きな影響を与えています。災害が発生しないような、また、発生した場合でも被害を最小限に抑えられるような、災害に強いまちづくりを推進していくことが重要です。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
 - ① 新病院建設にあたり、災害拠点病院の指定を目指します。(3-6-2)
 - ② 防災活動拠点となる公共施設やライフライン施設等の耐震化を図ります。(5-1-1)
 - ③ 米沢市国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりの構築に取り組みます。(5-1-1)
 - ④ 土砂災害警戒区域内等にある要配慮者利用施設と連携し、避難確保計画の作成や災害発生に備えた訓練を支援します。(5-1-2)
 - ⑤ 感染症等の予防・拡大防止のため、適切な情報提供と対策を行うとともに、衛生用品等の備蓄について周知・啓発を行います。(5-1-4)
 - ⑥ 効率的な除排雪を推進するため、除雪車運行管理システムの本格導入や除排雪業務内容の見直しを推進します。(5-3-2)

7：米沢ブランド戦略の推進

- 様々な分野での「挑戦と創造」を喚起し、米沢全体のブランド価値を高めていくため、米沢ブランド戦略を推進します。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
- ① 市民と共に「米沢ブランド」を育てる息が長く強い運動を推進することで、まちの力を総合的に高め、定住人口と関係人口の拡大を図ります。(1-1-4)
- ② 市内の企業それぞれが「挑戦と創造」の観点で自社の製品やサービス等の磨き上げを進めることで、内外の消費者に認められる本市独自のものづくりやおもてなしを促進します。(1-1-4)

8：地域経済を支える中小企業の振興

- 地域の経済と雇用を支える市内企業の大多数を占める中小企業の成長と発展を図るため、米沢市中小企業振興アクションプランに基づき、中小企業の振興を図るとともに、大学等の研究成果の事業化や市内企業への技術移転を推進し、新産業創出に向けた取組を促進します。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
- ① 米沢市中小企業振興アクションプランに基づき、関係団体等と連携・協力しながら中小企業者の経営基盤の強化、経営革新の支援、ビジネスチャンスの機会創出等を促進します。(1-1-1)
- ② 潜在的創業者の発掘と意欲ある経営者の育成を行い、商工業の経営支援を行うとともに支援機関の情報提供や国等の支援制度の活用等を促すことで事業承継の推進を図ります。(1-1-1)
- ③ 山形大学工学部や山形大学産業研究所等の研究成果について、その事業化や市内企業への技術移転等による新産業創出に向けた取組を促進します。(1-1-2、1-1-5)

9：「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進

- 将来にわたって持続可能な都市を構築するためには、地域公共交通と連携した密度の高いコンパクトなまちづくりが重要です。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
- ① 米沢市立地適正化計画に基づき、居住や都市機能を計画的に誘導するとともに、市街地の空き地や空き家、空き店舗等を有効活用したまちなか居住の促進を図ります。(4-2-2)
- ② 米沢市地域公共交通計画を策定し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進します。(4-3-3)

10：東北中央自動車道インターチェンジ付近の土地利用

- 高速道路のインターチェンジ周辺は、広域交通ネットワークへの接続の面で優位性を持つことから、既存市街地の土地利用との均衡、周囲の農林業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的な土地利用を検討します。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
 - ① 東北中央自動車道にある3つのインターチェンジ付近の計画的な土地利用を検討します。(4-2-1)
 - ② 本市の産業用地の確保に向けた検討・取組を実施します。(1-1-5)

11：Society5.0の実現に向けた取組の推進

- ICTの利活用を推進するとともに、地域の課題解決や活力の維持・発展に向け、IoT、人工知能（AI）、ビッグデータといった様々な先端技術の活用を促進し、市民サービスの向上と行政の効率化を推進します。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
 - ① 学校教育における情報環境の整備とICTの利活用を推進し、GIGAスクール構想の実現を目指します。(6-1-1)
 - ② マイナンバーカード、RPA等の先端技術等の活用を進めるなど、市民サービスの向上と行政の効率化を推進します。(6-1-2)
 - ③ コンビニ収納の拡大や、様々なキャッシュレス決済の活用を推進します。(6-5-1)

12：健全財政の維持

- 市立病院、(仮称)南西中学校の整備等の大規模事業等を控え、厳しい財政状況が続くと予想される中で、市税の収納率の維持・向上や自主財源の確保とともに、費用対効果を検討し、市としての全体最適を図りながら、さらなる経費の節減、効率化、公共施設の適正配置等を進め、健全な財政を維持します。特に、次の施策等に重点的に取り組みます。
 - ① 広告収入の拡充、ふるさと納税制度を適正に運用・活用していくことで自主財源の確保を図ります。(6-5-1)
 - ② 必要な事業を厳選するとともに、事務事業の効率化等により行政コスト全体の縮減を推進します。(6-5-1)
 - ③ 持続的な行政経営を推進するため、米沢市公共施設等総合管理計画に沿って、公共施設等の総合的な管理・運営を図ります。(6-5-1)

6 米沢市におけるSDGsの取組について

(1) SDGs (Sustainable Development Goals) とは

地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国連で採択された全世界共通の17個の目標（ゴール）のことです。

(2) 米沢市におけるSDGsの取組について

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な開発目標であり、2030年までを計画期間として、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、国際社会全体で取り組む17の目標（ゴール）を掲げています。

SDGsの理念は、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体においても、目指すべき方向性は一致しているものと考えます。

本市では、さまざまな分野で包括的に取組を行える自治体の強みを活かし、「まちづくり総合計画」を推進することにより、SDGsの達成を目指していきます。

【表のみかた】

1 貧困をなくそう 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	2
	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。	3
米沢市の主な取組	○社会保障制度の安定運営（施策 3-7） 生活保護制度の適正な運営や、就労による自立支援を推進するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援事業を推進します。 ○安心して生み育てることができるまちづくりの推進（施策 3-2） 家庭の状況を把握し、困窮する世帯の子どもへの支援体制整備を図ります。	4

①、② SDGsに掲げられているゴール（目標）のアイコン及び日本語仮訳（総務省）

③ 各ゴールと自治体行政の関係（自治体行政が果たし得る役割）

※引用元 一般社団法人建築環境・省エネルギー機構

「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

④ 各ゴールに関連した本市の主な取組（一部を抜粋）

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
米沢市の主な取組	○社会保障制度の安定運営（施策 3-7） 生活保護制度の適正な運営や、就労による自立支援を推進するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援事業を推進します。 ○安心して生み育てることができるまちづくりの推進（施策 3-2） 家庭の状況を把握し、困窮する世帯の子どもへの支援体制整備を図ります。
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
米沢市の主な取組	○消費者や時代のニーズに合った農林業の振興（施策 1-3） 安全で良質な、付加価値の高い農畜産物の生産を行うとともに、地域農業の担い手を育成、支援します。 ○誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりの推進（施策 3-1） 地産地消を考慮しつつ、栄養指導や栄養の改善に関する取組を推進するなど、望ましい食習慣の形成を図ります。
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。また、都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
米沢市の主な取組	○誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりの推進（施策 3-1） がん検診や健康診査、保健指導の受診促進等の保健事業を推進し、がんや生活習慣病等の予防や早期治療、重症化予防を図ります。また、喫煙及び受動喫煙が健康に与える影響についての知識の普及啓発や、受動喫煙防止に関する取組を推進します。 ○適切な医療を受けられる環境の整備（施策 3-6） 本市の救急医療を含めた急性期医療の維持・強化のため、市立病院と三友堂病院の機能分化・医療連携を進めつつ、令和5年度の開院を目指すとともに、新市立病院開院後の一次救急体制の整備を進めます。

4 質の高い教育をみんなに 	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
米沢市の主な取組	○これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの育成推進（施策 2-1） 自ら考え行動し、社会を生き抜く力と思いやりや相互理解力を併せ持った「がってしない」子どもを育成するため、学校教育及び教育環境の充実を図ります。 ○生涯学び、学びを活かして元気に活躍する人づくりの推進（施策 2-2） 生涯学習の中核である米沢鷹山大学において多様化する学習ニーズに応えるため、講座内容の充実や I C T の利活用による提供方法の拡充等、市民の主体的な学びを支援します。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワメント）を行う 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
米沢市の主な取組	○男女共同参画の推進（施策 6-4） D V やセクシャル・ハラスメント等の防止策を推進し、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、女性の就労機会の拡大に向けた取組や、市の各種審議会等への積極的な参画を進めます。 ○安心して生み育てることができるまちづくりの推進（施策 3-2） 仕事と子育ての両立支援ができる職場環境づくりの啓発活動を推進するほか、育児中や子育て後の再就職についての支援を行います。
6 安全な水とトイレを世界中に 	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
米沢市の主な取組	○安全な水の供給と水環境の保全の推進（施策 4-4） 安全で良質な水道水を供給するため、施設の整備や適正な水質検査を実施するとともに、公共下水道等への接続を促すことにより、生活排水対策の充実を図ります。 また、最上川等身近な水辺環境の美化と河川の水質保全を図るための啓発活動を推進します。 ○消費者や時代のニーズに合った農林業の振興（施策 1-3） 森林の公益的な機能の維持増進を図るため、間伐等の適正な森林整備を推進します。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
米沢市の主な取組	○環境にやさしいまちづくりの推進（施策 4-5） 省エネ・脱炭素化の取組について啓発するとともに、省エネ型製品の普及拡大を図ります。また、バイオマス等の地域に賦存する再生可能エネルギーの導入を推進します。 ○消費者や時代のニーズに合った農林業の振興（施策 1-3） 地域の森林資源による林業・木材産業の活性化を図るため、未利用材を活用した木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。
8 働きがいも 経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
米沢市の主な取組	○活力ある商工業の振興（施策 1-1） 経営基盤の強化に向けた支援や人材育成、商工団体との連携強化により、既存商工業の経営の安定及び地域内における経済循環の向上等を図るほか、企業立地を促進し、産学官金の連携等による新産業の創出や新たな市場開拓の支援・販路開拓に取り組みます。 ○安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進（施策 1-4） 起業家の育成や企業の誘致により、多様な業種・職種の雇用を創出するとともに、労働者福祉制度の普及や労働環境向上に向けた啓発活動を推進します。
9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
米沢市の主な取組	○利便性の高い道路・交通網の整備（施策 4-3） 国や県と連携し、周辺地域間を結ぶ国道や県道等の主要道路の整備を促進するとともに、市道の整備促進を図ります。 また、持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進するため、米沢市地域公共交通計画を策定します。 ○活力ある商工業の振興（施策 1-1） 米沢市中小企業振興アクションプランに基づき、中小企業者の経営基盤の強化や経営革新の支援、ビジネスチャンスの機会創出等を図るとともに、潜在的創業者の発掘と意欲ある経営者の育成や、国等の支援制度の活用等による事業承継の推進を図ります。

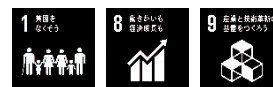
10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
米沢市の主な取組	○誰もが自立を目指せる環境の整備（施策 3-4） 市民の障がい者への理解を深め、差別の解消と合理的配慮を推進するとともに、差別解消に向けた周知啓発事業、障がいのある人の就労支援、意思疎通支援、相談体制の整備を進めます。また、児童発達支援センターを設置し、障がいのある子どもとその家族の様々な相談に対応するとともに、保育園や幼稚園等に対して、個別の対策方法等についての援助・助言等を行います。 ○男女共同参画の推進（施策 6-4） 性別によるあらゆる社会的な差別を無くし、女性自身の参画意識を高揚させるとともに、女性の能力を十分に活かし、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担い、あらゆる分野に参画できる環境の整備を進めます。
11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
米沢市の主な取組	○秩序ある土地利用と景観形成の推進（施策 4-2） 米沢市立地適正化計画に基づき、居住や都市機能を計画的に誘導し、適正な土地利用を推進します。 ○いざというときに備えるまちづくりの推進（施策 5-1） 防災活動拠点となる公共施設やライフライン施設等の耐震化を図るとともに、米沢市国土強靱化地域計画に基づく災害に強いまちづくりの構築に取り組みます。
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、市民対象の環境教育等を行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
米沢市の主な取組	○環境にやさしいまちづくりの推進（施策 4-5） 環境についての情報を知る機会や、市民生活と環境との関連について学習する機会を提供することにより、市民の環境保全意識の高揚を促進します。 また、自然環境に対する負荷の軽減を図るため、3Rの推進等、環境に配慮した資源の循環的利用を促進するとともに、ごみの減量化と再資源化を一層推進するため、地区衛生組合と連携して環境教育や情報発信を効果的に行います。

13 気候変動に 具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
米沢市の 主な取組	○環境にやさしいまちづくりの推進（施策 4-5） 省エネ・脱炭素化の取組について啓発するとともに、省エネ型製品の普及拡大を図ります。また、バイオマス等の地域に賦存する再生可能エネルギーの導入を推進します。 ○いざというときに備えるまちづくりの推進（施策 5-1） 近年、全国的に頻発している風水害による大規模災害等の教訓を踏まえ、減災を基本とした公共施設や家屋の耐震化等の災害防止対策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を行います。
14 海の豊かさを 守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
米沢市の 主な取組	○安全な水の供給と水環境の保全の推進（施策 4-4） 下水道終末処理場等の適切な整備と維持管理を推進するとともに、公共下水道等への接続や、公共下水道事業計画の区域外等における合併処理浄化槽の設置等を促すことで河川の水質保全に努めます。 ○環境にやさしいまちづくりの推進（施策 4-5） 河川等を汚染する公害を防止するため、法令に基づいた指導を行うとともに、発生時の早期対応体制の整備を推進します。
15 陸の豊かさも 守ろう 	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
米沢市の 主な取組	○消費者や時代のニーズに合った農林業の振興（施策 1-3） 良質材の生産や森林の公益的な機能の維持増進を図るため、間伐等の適正な森林整備を推進するとともに、建築物や木製品への地産木材の利用拡大と未利用材を活用した木質バイオマスエネルギーの利用を促進し、地域の森林資源の利用による林業・木材産業の活性化を図ります。

16 平和と公正を すべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
米沢市の主な取組	○ともに協力し合い、行動するまちづくりの推進（施策 6-3） パブリック・コメント制度や審議会等における委員公募制度により、各種行政計画等に市民の意見や提言を反映させるとともに、行政や地域活動等に学生を含めた市民の参画・参加を促進することで、活力あるまちづくりを推進します。 また、広報よねざわやホームページ、SNS、動画配信、スマートフォン用アプリ等の多様な手段を利用して、行政情報を広く分かりやすく提供します。
17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPO等多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
米沢市の主な取組	○ともに協力し合い、行動するまちづくりの推進（施策 6-3） 市民と行政が一体となったまちづくり推進体制を整備するため、パブリック・コメント、審議会委員の公募制度を活用するとともに、協働提案制度を活用し、NPO団体等の活動や地域課題の解決を支援します。また、市民や地域の声を行政運営に反映するために様々な広聴事業を実施します。 ○大学と連携した学園都市の推進（施策 2-5） 本市に立地する山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学等の高等教育機関と企業や市民、小中高校等と連携・協働して様々な事業を展開します。また、大学の知識や研究を活用した小中高校教育や市民への公開講座等の取組を促進するとともに、大学や山形大学産業研究所等の研究内容を活用した市内企業の新産業創出・新事業への参入に向けた支援を推進します。 ※当該施策以外の様々な施策においても、産学官や市民等との連携を進めています。

第1章 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり

施策1-1 活力ある商工業の振興



■■現状と課題■■

- 本市の経済力の源である商工業は、人口減少等に伴う国内市場の消費低迷や経済のグローバル化等の影響を受けて依然として厳しい状況にあります。
- 工業においては、製造品出荷額等（平成30年）が県内1位となっており、東北でも有数の産業集積地として、ものづくりのまちを形成していますが、付加価値率は県内の平均と比べて低い状況にあります。商業を取り巻く環境は、消費者の価値観の多様化、商業施設の郊外進出・大型化、インターネット販売の進展等により変化しているほか、地域の経済と雇用を支える市内企業の大多数を占める中小企業の事業所数が減少傾向にあります。
- 今後、地域の優位性を生み出しつつ、本市の商工業を振興していくためには、生産性向上に向けた支援や、大学の研究内容や地元企業の技術等を活かした内発型産業の創出等による地域経済活性化や、地域内経済循環の促進等による経済活力の向上、支援機関の情報提供や国等の支援制度の活用等を促すことによる事業承継の推進等、地域に根差した企業を増やすための支援を強化していく必要があります。
- 本市への新たな企業の進出は、新たな産業や雇用機会の創出、市内企業との連携、適度な企業間の競争等を生み、地域経済の活性化に有効な手段となっており、本市の強みを活かすとともに、近年の産業動向を捉え、IT産業等の企業立地の促進及び創業（起業）への支援が必要です。また、企業のさらなる投資を呼び込むための受け皿として、産業用地の確保が課題となっており、対応が求められています。
- 本市では、「挑戦と創造のあかし 米沢品質」をスローガンに、様々な分野での「挑戦と創造」を喚起し、米沢全体のブランド価値を高めていくため、平成30年11月から米沢ブランド戦略事業を本格的に運用開始しています。米沢のブランディングに賛同する運動体「TEAM NEXT YONEZAWA」の登録数は159件（令和2年3月末現在）となっており、今後も登録拡大を進め、市民と共に米沢ブランドを育てていく必要があります。

図表 工業に係る推移

	H26	H27	H28	H29	H30
事業所数	273 事業所	279 事業所	261 事業所	260 事業所	252 事業所
従業者数	11,261 人	11,183 人	11,155 人	11,307 人	11,325 人
製造品出荷額等	5,682 億円	5,031 億円	4,656 億円	4,960 億円	5,298 億円
付加価値額	1,273 億円	1,219 億円	1,057 億円	1,290 億円	1,465 億円

(注)従業者 4 人以上の事業所によるもの。ただし、「付加価値額」は、従業者 29 人以下の事業所については、粗付加価値額となっている。また、H30 年は、「付加価値額」のみ速報値によるもの。

【工業統計調査】

図表 商業に係る推移

	H16	H19	H24	H26	H28
商店数（小売業）	1,117 店	1,016 店	910 店	868 店	845 店
商店数（卸売業）	300 店	268 店	266 店	261 店	256 店
従業者数（小売業）	6,943 人	6,452 人	5,808 人	5,919 人	5,675 人
従業者数（卸売業）	2,163 人	2,033 人	1,786 人	1,922 人	2,000 人

【商業統計調査・経済センサス活動調査】

■■ 施策の目指す姿 ■■

様々な分野での「挑戦と創造」を喚起し、市と市民が一体となって米沢全体の付加価値を高めていくことにより、新産業の創出や企業立地の促進等、商工業に活力が溢れるまちを目指します。

経営基盤の強化に向けた支援や人材育成、商工団体との連携強化により、既存商工業の経営の安定及び地域内における経済循環の向上等を図ります。また、企業立地を促進し、産学官金の連携等による新産業の創出や新たな市場開拓の支援・販路開拓に取り組んでいきます。

■■ 施策での取組 ■■

1-1-1 既存商工業の経営支援（中小企業の振興）

担当課：商工課

- 米沢市中小企業振興アクションプランに基づき、関係団体等と連携・協力しながら中小企業者の経営基盤の強化、経営革新の支援、ビジネスチャンスの機会創出等を促進します。
- 企業の販路拡大や人材育成に向けた支援施策を推進します。
- 市内中小企業者が提供する製品等の利用促進を図り、地域の経済循環に寄与します。
- 潜在的創業者の発掘と意欲ある経営者の育成を行い、商工業の経営支援を行うとともに支援機関の情報提供や国等の支援制度の活用等を促すことで事業承継の推進を図ります。

1-1-2 地域特性を活かした工業の振興

担当課：商工課

- 有機エレクトロニクス産業等、次世代の成長産業への支援体制を強化します。
- 山形大学工学部や市内企業が保有する最先端技術のさらなる活用や事業化に向けて、地域内外の企業との連携を強化し、事業展開を促進します。
- 山形大学工学部や山形大学産業研究所等の研究成果について、その事業化や市内企業への技術移転を推進します。

1-1-3 賑わいのある商業の振興

担当課：商工課

- 経営基盤の強化を図るため、経営指導体制の強化や金融支援制度の充実と合わせて、個店の魅力を最大限に発揮し、何度も訪れたくなるような店づくりを支援します。
- 商店街組織と民間事業者の連携等により、商店街の地域コミュニティ機能の強化を図ります。

1-1-4 米沢ブランドの強化

担当課：商工課、米沢ブランド戦略課

- 市民と共に「米沢ブランド」を育てる息が長く強い運動を推進することで、まちの力を総合的に高め、定住人口と関係人口の拡大を図ります。
- 市内の企業それぞれが「挑戦と創造」の観点で自社の製品やサービス等の磨き上げを進めることで、内外の消費者に認められる本市独自のものづくりやおもてなしを促進します。

1-1-5 企業立地の促進と新産業の創出

担当課：商工課

- 米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアに新たな企業の立地を促進します。また、本市の産業用地の確保に向けた検討・取組を実施します。
- 米沢オフィス・アルカディアの一部を研究開発施設誘致エリアとして位置づけ、山形大学工学部等と連携を図りながら研究開発型企業等の誘致に取り組みます。
- 大学の研究成果の事業化等による新産業創出に向けた取組を促進します。

1-1-6 新たな市場開拓の支援と販路拡大の促進

担当課：商工課

- 国内にとどまらず、海外を視野に入れた市場開拓を行い、市内企業による製造品等の販路拡大を促進します。

1-1-7 創業（起業）の促進

担当課：商工課

- 「米沢市創業相談窓口」を継続して設置し、創業検討段階から創業後のフォローアップまでの創業に対する総合支援体制を充実させます。
- 人材育成講座等の実施を通じて、将来本市の産業を支える人材の育成を支援します。

■主な事業： 商工業地域活性化支援事業、中小企業活性化事業、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター支援事業、商業活性化支援事業、米沢ブランド戦略事業、産業用地確保検討事業、繊維産業振興事業、米沢オフィス・アルカディア企業立地事業、創業支援事業、山形大学有機材料システム事業創出センター支援事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市 民）市内中小企業者が提供する製品等を利用し、地域経済の循環を促進しましょう。
- ・（市 民）最先端のものづくり技術や伝統産業を学びましょう。
- ・（市 民）市民一人ひとりが米沢ブランドをつくり上げる一員であることを意識してまちづくりに参加し、米沢ブランドを高めましょう。
- ・（事業者）地域住民の豊かな生活に向け、多様な消費者ニーズに対応した製品等の提供に努めましょう。
- ・（事業者）大学等の技術を活用し、新たな産業分野への進出に取り組みましょう。
- ・（事業者）「挑戦と創造」の観点で、自社製品等に新たな付加価値を創出しましょう。
- ・（事業者）事業承継について、後継者の育成等に計画的に取り組みましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	製造業付加価値額 (工業統計調査)(注 1)	H30	1,465 億円	1,650 億円	商工課
2	山形大学の市内企業との共同・ 受託研究数	R1	19 件 (単年)	延べ 100 件 (R3～R7 延べ)	商工課
3	米沢八幡原中核工業団地利用率(注 2)	R1	95.1%	99.4%	商工課
4	米沢オフィス・アルカディア利用率 (注 2)	R1	77.7%	87.4%	商工課
5	創業支援等事業計画に基づく創 業者数	R1	28 人 (単年)	延べ 120 人 (R3～R7 延べ)	商工課
6	TEAM NEXT YONEZAWA 登録累計件数	R1	累計 159 件 (～R1 累計)	累計 340 件 (～R7 累計)	米沢ブランド戦略課

(注 1) 従業者 4 人以上の事業所によるもの（従業者 29 人以下は粗付加価値額）

(注 2) 利用率とは、利用面積／総面積で算出される面積ベースでの利用割合のこと。

施策 1-2 自然と文化、歴史を活かす観光の振興



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市は、歴史的な名所・旧跡・文化財等が数多く残り、古くから歴史と文化のまちとして親しまれています。観光名所としては、上杉神社をはじめ、上杉家廟所等が広く知られています。特に上杉神社を含む松が岬公園周辺には、毎年多くの観光客が訪れており、県内有数の観光地となっています。平成 30 年 4 月には、道の駅米沢が開業し、令和 2 年 7 月には来場者数が 400 万人を突破するなど、東北中央自動車道の開通とあわせて、本市の交流人口は増加しています。交流人口の増加を、着実に地域経済の活性化につなげていくためにも、本市はもとより、置賜圏域内への周遊促進に向けた観光基盤づくりを着実に進めていくことが重要です。
- 今後、本市の観光振興を図るためには、旅行者のライフステージや趣味に合わせた体験型観光やまち歩き観光等の滞在時間を長くする取組や、市民との交流により観光客がまた来たいと思うような魅力あるまちづくり、城下町らしい景観づくりを進めていく必要があります。また、周遊パスポートや電動レンタサイクルの導入等により、二次交通環境の改善をあわせて進める必要があります。
- さらに、国内において拡大するインバウンド需要を本市にも取り込んでいくため、国際交流員を活用した情報発信や近隣市町との広域連携事業等、ソフト・ハード両面による多角的な取組を更に推進していくことも求められています。

図表 観光に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
観光入込客数	2, 646, 176 人	2, 538, 527 人	2, 671, 798 人	4, 217, 882 人	4, 476, 749 人

【市観光課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

本市の多彩な観光資源の魅力を発信し続けることで、より選ばれる観光地米沢として国内外から多くの観光客が訪れるとともに、来訪者が満足できるおもてなしが充実したまちを目指します。

観光推進体制の整備を図るとともに、地域資源を活用した取組を推進します。また、より多くの観光客が訪れるよう誘客宣伝活動を推進するとともに、観光基盤の整備を促進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-2-1 観光推進体制の整備

担当課：観光課

- 市内の観光関連団体等の組織強化と連携強化を推進します。
- 国内観光客に加え、増加するインバウンド客にも応じた、おもてなしの心の向上のための啓発活動を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症による観光ニーズの変化に合わせ、安心して旅行できる体制の整備を進めるとともに、近隣観光等を推進します。

1-2-2 地域資源等を活用した観光基盤の整備

担当課：観光課、農林課、都市整備課

- 本市独自の歴史と文化を活用し、城下町らしい景観整備を推進するとともに、米沢四季のまつりや地域の伝統祭りの活性化を図ります。
- 集客力を高めるため、豊かな自然や温泉、伝統的な食文化等を活用した体験型の観光を充実するとともに、本市ゆかりのアニメや漫画等を新たに観光資源として活用します。
- 「道の駅米沢」が持つゲートウェイの機能を活かして広域観光を推進するため、情報発信や魅力ある旅行商品の造成に取り組みます。
- 国内外からの様々な観光客を受け入れられるよう、多言語表記の案内看板の設置や観光施設の環境整備を推進します。

1-2-3 誘客宣伝活動の推進

担当課：観光課

- 多くの観光客に本市を訪れていただくため、国内各地での誘客イベントや、おもしろな観光大使による誘客PRを継続していくとともに、ホームページやSNS等を活用した情報発信や誘客宣伝活動を推進します。
- 来訪者の多様化するニーズを踏まえ、旅行業者等と連携し、魅力ある旅行商品の開発を推進します。
- 国際交流員を活用し、外国人目線によるインバウンド客の誘致促進及び受入環境の整備に取り組みます。
- 誘客策の一つとして、国内外の学会・大会・会議等の誘客を促進するとともに本市の歴史や文化等の観光資源を活用した参加者向けツアーの造成に取り組みます。

■主な事業：道の駅米沢を中心とした広域観光推進事業、観光物産振興事業、インバウンド推進事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・(市民) 米沢の魅力である歴史と文化を学び、米沢の魅力を発信しましょう。
- ・(市民・事業者) おもしろい心でおもてなしをしましょう。

■■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	観光入込客数	R1	4,476,749 人	5,137,000 人	観光課
2	温泉地(宿泊・日帰り)入込数	R1	111,052 人	136,000 人	観光課
3	外国人宿泊者数※	R1	5,788 人	12,500 人	観光課

※外国人宿泊者数は、暦年(1～12月)数値

施策 1-3 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興



■■現状と課題■■

- 本市の農林業は、高齢化や後継者不足による農業就業人口の減少が進む中で、担い手 1 人あたりの負担が増しており、また鳥獣による農林業被害により耕作意欲が減退する中、遊休農地も増加傾向にあります。
- 農業においては、農産物の国際、産地間競争等が激しさを増す中、消費者の食の安全に対する意識が高まっています。一方で、国内の米の消費量は減少傾向にあり、平成 30 年産からは産地自らが主食用米の生産量を判断することになるなど米を取り巻く情勢は転換期を迎えています。
- 畜産業においては、高齢化等による戸数減少、配合飼料価格の高止まりが続き、経営環境は依然として厳しい状況にあります。また T P P 11 や日米貿易協定等によりこれまで以上に国内外の産地間競争が激化する中で、経営基盤の強化に向けた支援を継続していく必要があります。
- 林業においては、木材価格の低迷等により経営が厳しい状況にあり、このことから間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加していることに加え、森林病虫害獣の被害等により、森林の荒廃が進んでいます。
- このため、農林業の多様な担い手の確保に取り組むとともに、恵まれた自然環境を活かし、消費者のニーズに合った安全で高品質な農畜産物を安定的に供給できるような生産基盤の強化や、現在の農業情勢に応じた農畜産物の生産等の取組を進め、安定した農業所得を確保する必要があります。
- また、本市面積の 7 割を超える森林は大切な資源であり、森林の持つ水源涵養や大気の浄化、土砂流出防止等の公益的な機能の維持増進のため、保全に取り組み良好な自然環境を守っていく必要があります。

図表 農業就業人口の推移

	H7	H12	H17	H22	H27
農業就業人口	3,817 人	2,930 人	2,416 人	2,008 人	1,588 人

【農林業センサス・山形県農業基本調査】

図表 農家数の推移

	H7	H12	H17	H22	H27
農家数	2,715 戸	2,316 戸	2,003 戸	1,806 戸	1,525 戸

(注) 農家数とは経営耕地面積 10 アール以上の農業を営む世帯の数、または 10 アール未満であっても、年間農産物販売金額が 15 万円以上の世帯の数をいう。

【市農林課・農林業センサス】

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

多様な担い手が育成・確保されて農林業基盤が安定し、食の安全や地産地消等、本市の魅力が発信され活気に満ちたまちを目指します。

付加価値の高い多様な農業の振興を図るため、農業経営の効率化や生産基盤・流通体制を整備し、安全で良質な農畜産物の供給に努め、農業経営の安定化を促進します。さらに、都市部と農村の交流を推進することで本市のさらなる魅力発信を促進します。また、森林資源の利用・保全を進め、森林の維持管理に努めるとともに、農林業の担い手を育成・支援します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

1-3-1 多様な農林業の担い手の育成・支援

担当課：農林課

- 地域農業の担い手となる認定農業者、農業法人、集落営農組織等を育成、支援します。
- 新規就農者（林業従事者を含む）等の地域で活躍する新たな担い手の確保、育成及び支援を行うとともに、障がいのある人の就労や生きがいがいつくりの場の形成を図るため農福連携を推進します。
- 外部からの新規参入希望者がスムーズに参入できるよう支援体制を整備します。

1-3-2 安全で良質な付加価値の高い農畜産物の生産

担当課：農林課

- 環境保全型農業の推進、防疫体制の強化等により安全で信頼される農畜産物を供給し、米沢産農畜産物のブランド化を推進します。
- 「つや姫」、「雪若丸」等のブランド力の高い米や消費者ニーズの高い園芸作物づくりを推進します。
- 置賜定住自立圏共生ビジョンに基づき、地理的表示（G I）保護制度に登録された米沢牛の振興を図るため、増頭及び生産基盤の強化に向けた取組を着実に行之、米沢牛のブランド力を向上させます。
- 米沢の味ABCを形成する舘山りんごや米沢牛、鯉を広くPRし、ブランド力を向上させます。
- うこぎ、雪菜等の地域伝統野菜の伝承と積極的な情報発信による販路拡大を進めるとともに、新たな地域特産農産物の生産拡大を支援します。

1-3-3 農業経営の効率化、生産基盤・流通体制の整備

担当課：農林課、農業委員会

- 人・農地プランに基づく話し合いを通じ、地域の実情に合った農地集積・集約化を進め、農業経営の効率化・生産基盤の強化を促進します。
- ほ場、農道、農業用排水路等の農業関連施設の整備を推進します。
- 流通業者や小売業者との連携による販路拡大、インターネットの活用や直売所等の整備による産地直送販売の促進、学校給食での地場産農産物を活用した食育、地産

地消の推進等による多様な流通経路の確保、拡大を推進します。

- 農産物直売施設や加工施設等を最大限に活用し、地場産農産物の生産から販売、加工につながるような支援体制の充実に努め、地域の総合力を発揮した6次産業化を推進します。
- 青果物地方卸売市場の施設整備及び運営について協議を進めます。

1-3-4 都市と農村の交流

担当課：観光課、農林課

- 都市と農山村の交流拡大を図るため、自然を活かした田んぼアートや教育旅行等のグリーンツーリズムを推進します。
- 市民が気軽に利用できる市民農園の利用を促進します。
- 農畜水産物の販路拡大を図りつつ、首都圏におけるイベント等を活用し、交流・誘客のための情報発信を継続して行います。

1-3-5 森林資源の利用・保全

担当課：農林課、都市整備課

- 森林環境譲与税を財源とした新たな森林経営管理制度により、経営管理が不十分な森林を市が森林所有者に代わり整備を行うため、所有者の意向調査や森林境界明確化を推進します。
- 良質材の生産や森林の公益的な機能の維持増進を図るため、間伐等の適正な森林整備を推進します。
- 地域の森林資源の利用による林業・木材産業の活性化を図るため、建築物や木製品への地産木材の利用拡大と未利用材を活用した木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。
- 緑とのふれあいを通じた環境保全の心を育むため、学校や地域と連携して森林体験学習を推進します。
- 林道等の林業基盤の整備を推進します。

1-3-6 鳥獣害対策の推進

担当課：農林課

- 鳥獣による農林業被害防止や市民の安全確保のため、地域と連携して鳥獣の防除、捕獲、環境整備など総合的な対策を推進します。

■主な事業： 農業人材力強化総合支援事業、農地集積・集約化事業、畜産振興事業、みどり環境税活用事業、有害鳥獣対策事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市 民）地元の小売店や地域の朝市等で積極的に本市の農畜水産物を購入するなど、地元の農畜水産物を応援しましょう。
- ・（市 民）地元の農畜水産物の良さと安全性を多くの人に伝えましょう。
- ・（農業者）安全で良質な農畜水産物の生産を継続していきましょう。

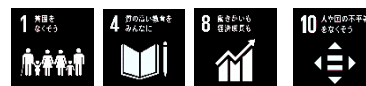
生産した農畜水産物の魅力を発信していきましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	ほ場整備事業等実施総面積	R1	3,389 ha	3,441 ha	農林課
2	地元産材を利用した公共施設数 (累計)(注)	R1	累計 10 件 (～R1 累計)	累計 15 件 (～R7 累計)	農林課・ 都市整備課
3	地産木材使用住宅等建築奨励事業における米沢産材利用量	R1	延べ 500 m ³ (H27～R1 延べ)	延べ 600 m ³ (R3～R7 延べ)	農林課
4	年ごとの新規就農者数(林業従事者を含む)	R1	15 人 (単年)	延べ 50 人 (R3～R7 延べ)	農林課

(注) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(H22)」の施行後に地元産材を利用した公共施設の累計数

施策 1-4 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進



■■現状と課題■■

- 市内の雇用情勢は、平成 26 年度以降は有効求人倍率が 1 倍を超える状態が続いており、多くの業種で人手不足が生じていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率が低下する状態となっています。
- こうした状況の中で、地域の雇用を安定させ持続的な経済成長を実現するためには、若年者の地元定着・回帰を推進し、労働力を確保することが必要です。また、女性や高齢者が社会で活躍できる取組を強化し、多様な生き方や働き方を実現していくことが求められています。
- さらに、高齢者や障がい者等、誰もが能力を十分に発揮しながら生き生きと働けるよう、職場体験やインターンシップ、職業訓練・研修等の職業能力を向上させる取組について、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉事業所、米沢市シルバー人材センター等と連携をとりながら、推進する必要があります。

図表 雇用に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
有効求人倍率（注）	1.10 倍	1.26 倍	1.34 倍	1.38 倍	1.16 倍

（注）各年度平均

【ハローワーク米沢管内】

図表 県内就職者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
新規高等学校卒業求職者の県内事業所への就職率	73.6%	73.2%	74.9%	72.8%	71.4%
新規大学・短大卒業求職者の県内事業所への就職率	18.0%	19.5%	18.0%	18.0%	14.5%

【ハローワーク米沢管内】

■■施策の目指す姿■■

雇用環境が安定し、若者や女性、障がい者、高齢者等、誰もが働きやすいまちを目指します。

新たな産業の創出や企業立地を推進することで就業機会の拡充を図るとともに、関係機関と連携し、職業能力の向上を促進します。また、誰もが働きやすい良好な就業環境を整備するため、労働者福祉の向上を図ります。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

1-4-1 多様な職業の創出と就業の場の拡充

担当課：総合政策課、社会福祉課、
高齢福祉課、商工課

- 関係機関と連携しながら起業家の育成に努めるとともに、企業の誘致により、多様な業種・職種の雇用を創出します。
- 女性や若者、高齢者等の就業機会を拡充するため、職業能力向上研修等の開催及び関係機関との連携強化や啓発活動を推進します。
- 障がい者雇用の拡大を図るため、相談支援体制を強化し、障がいに合わせた就労支援を推進します。
- 企業や教育機関と連携を強化し、新規学卒者の地元就職を促進します。
- U I J ターン者への支援を強化することにより、就業人口の拡充を促進します。

1-4-2 職業能力の向上

担当課：商工課、学校教育課

- 就業者の職業能力向上のために、関係機関と連携を推進します。
- 産学官が連携して職場体験やインターンシップ等を推進し、働くことへの意識向上を促進します。

1-4-3 労働者福祉の向上

担当課：商工課

- 労働者福祉制度に関する知識の普及を図るとともに、事業所における労働環境向上に向けた啓発活動を推進します。
- 誰もが働きやすい職場環境の形成に資するため、関係機関との連携を推進します。

■主な事業：米沢地域人材確保・定着促進事業、労働者生活安定対策事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（就業者）自己の職業能力向上に努めましょう。
- ・（事業者）育児休業や介護休暇等の取得を推進しましょう。
- ・（事業者）技術力向上や経営能力向上のための人材育成に努めましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	新規高等学校卒業求職者の 就職内定率(注)	R1	100.0%	100.0%	商工課
2	新規高等学校卒業求職者の 県内事業所への就職率(注)	R1	71.4%	79.8%	商工課
3	民間企業における障がい者 雇用率(注)	R1	1.87%	2.3%	商工課

(注)ハローワーク米沢管内各年度平均

第2章 郷土をつくる人材が育つ、 教育と文化のまちづくり

施策2-1 これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの 育成推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市では、令和元年に策定した「米沢市教育等に関する施策の大綱」において、「教育の米沢品質を共に創り上げ、持続可能な社会に貢献できる人づくり」を基本理念と定め、新たな時代にマッチし思いやりを持った「がってしない子ども」の育成を目指しています。
- 学校教育については、学校の小規模化や子ども同士の関わりの希薄化等が問題となっているほか、不登校、不応、問題行動等の課題を抱えた児童生徒が増加していることから、関係団体と連携・協力し、児童生徒及び各家庭への支援や適切なケアを行う必要があります。また米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき、適正な児童・生徒数や学級数を確保するための取組を推進するとともに、子どもたちが安心して学習できるように、教育環境の整備が求められています。
- 基礎学力を高めるとともに、読解力や表現力、豊かな感性の育成が求められていることから、ICTを活用した教育を推進したり、家庭学習の充実や読書習慣の確立を図ったりしていく必要があります。そのためにも、新学習指導要領に沿った自ら学び、考え、判断して行動し、より良い社会や人生を切り開いていく力を育めるよう教育内容を充実させる必要があります。
- 価値観の多様化が進み、社会環境が大きく変化する中、子どもたちの健全育成を図るためには、家庭、学校、地域が密に連携した地域教育体制を構築し、家庭教育の支援や、公徳心・規範意識等の醸成を図る必要があります。

図表 児童・生徒数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	4,428 人	4,319 人	4,180 人	4,148 人	4,033 人
中学校	2,472 人	2,380 人	2,294 人	2,202 人	2,148 人

【学校基本調査】

■■ 施策の目指す姿 ■■

自ら考え行動し、社会を生き抜く力と、思いやりや相互理解力を併せ持った「がっ
てしない」子どもを、地域全体で育むまちを目指します。

教育体制づくりを推進するとともに、子どもたちが社会を生き抜く力と豊かな心を
育むことができるよう、学校教育と社会教育の連携・充実を図ります。さらに、時代
の変化に柔軟に対応した教育の充実を図り、教育環境の整備や地域に開かれた学校
づくりに努めます。

■■ 施策での取組 ■■

2-1-1 自ら学び考え行動できる力を育む学校教育の充実

担当課：学校教育課

- 学校と家庭での学習に関連性を持たせ、学んだことを日常生活に結びつけながら理
解・活用できる子どもの育成を目指します。また、土台となる基礎学力を活かして
生涯にわたって自ら学び続ける児童生徒の育成を目指します。
- より良く生きるための基盤となる道徳性を養い、豊かな人間形成と人間関係づくり
の教育を充実させます。また、不登校やいじめ等の未然防止や早期対応に努めると
ともに、特別な支援を必要とする子どもや学校不適応の子どもへの継続的かつ組織
的なきめ細かい支援を推進します。
- 自立心を育み、社会への積極的な参画のために、キャリア教育の推進や自分の思い
や考えを伝えるコミュニケーション力・発信力の育成を図ります。
- I C Tを活用した学習や学校教育の情報化の推進、読書活動の推進、外国語教育、
理数教育、道徳教育の充実を図ります。また、健康の保持増進や体力向上に努める
ことにより、知徳体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指します。
- 「あそび」を中心に、様々な好奇心を引き出しながら個性を育て、集団の中で視野
を広げることで、生き抜く力の基礎となる幼児教育を推進します。

2-1-2 学びを支える教育環境の充実

担当課：教育総務課、学校教育課

- 子どもたちの豊かで確かな学びを実現するために、米沢市立学校適正規模・適正配
置等基本計画に基づき、小中学校の再編を推進します。
- 米沢市学校施設長寿命化計画等に基づき、施設の老朽化に伴う改修を進め、子ども
たちが過ごしやすい安全・安心な環境づくりを推進します。
- 学校給食の安全性確保及び食の教育（地産地消の推進等）の充実を図り、効果的か
つ効率的な学校給食実施体制の構築を推進します。
- 教員が働きやすい環境の中で、子どもたちの豊かな学びを支えるため、学校におけ
る校務や学習での I C T環境の整備と活用、学校図書館等の充実を推進します。

2-1-3 連携を活かした教育の充実

担当課：総合政策課、学校教育課

- 安全教育の充実を図るとともに、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、地域や関係機関との連携を推進します。
- 学校・地域が連携を図り、地域人材の活用や地域行事への参加、伝統文化の継承等、地域との関わりを創出し、郷土愛を醸成するなど、地域と一体となった学校づくりを推進します。
- 図書館や博物館との連携を重視した学校教育を推進し、自ら調べ、考察し、人に伝えるなど、学ぶ力の育成を目指します。
- 幼保小中が連携して、学校間の円滑な接続と適切な指導に努め、自己肯定感や自尊感情を育みます。また、高等学校や大学等の高等教育機関と連携を図り、自分らしい生き方を実現させるための力を育成します。

■主な事業：小中学校施設整備事業、(仮称)南西中学校施設整備事業、スクールガイダンスプロジェクト、外国語教育充実事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・(児童・生徒・市民・地域) いのちの大切さを理解し、優しさや思いやりをもって人と接しましょう。
- ・(児童・生徒) 自ら課題解決する力を身につけ、豊かな社会や自らの生き方につなげましょう。
- ・(市民・地域) 学校と連携し、学校の運営を支援しましょう。

■ ■ 目指す目標値(活動指標・成果指標) ■ ■

	成果指標名	現状値 の年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	自己肯定感(自分には良いところがあるか)を感じている子どもの割合	R1	小学校 85.1% 中学校 78.3%	小学校 90% 中学校 83%	学校教育課
2	自己のキャリア(将来の夢や目標を持っているか)について前向きに考えている子どもの割合	R1	小学校 82.4% 中学校 71.8%	小学校 88% 中学校 80%	学校教育課
3	思いやり(人が困っているときは、進んで助けるか)の気持ちを行動に移そうと考えている子どもの割合	R1	小学校 84.4% 中学校 83.6%	小学校 89% 中学校 88%	学校教育課
4	読書を好む子どもの割合	R1	小学校 75.8% 中学校 65.0%	小学校 80% 中学校 75%	学校教育課
5	学校給食における置賜産農産物共同購入対象品目	R1	12品目	15品目	学校教育課

施策 2-2 生涯学び、学びを活かして元気に活躍する 人づくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- グローバル化や高度情報社会等の進展により、絶えず新しい知識や情報が発信される環境の中、市民の学習ニーズは多様化し、幅広い分野や専門性の高い学習内容の充実が求められています。自分に合った学習手段や方法が自由に選択できるよう I C T を活用するなど提供方法の充実を図る必要があります。
- インターネットやスマートフォンが普及し、実体験を伴わないバーチャルな世界に触れる機会が増大する中、乳幼児期、学齢期においては、自然や歴史文化等の「本物」に触れる直接体験の機会を充実させることが重要になっています。また、人生 100 年時代を迎え、成人期、高齢期においては、リカレント教育による支援等誰もが何歳になっても学び直しができる学習環境が求められています。
- 平成 28 年に開館したナセ B A（市立米沢図書館・よねざわ市民ギャラリー）は、市民の生涯にわたる幅広い学びや学びの発表の場として利用されています。また、上杉博物館では企画展示や教育普及事業等を実施し、学びの機会を提供しています。今後も、ナセ B A、博物館の特徴を最大限に活かしながら、市民のニーズに対応した幅広い年代層のさらなる利用促進を図る必要があります。
- 人口減少が急速に進む中、地域コミュニティを維持していくためには、地域社会の担い手の育成が強く求められており、自らの学びを活かして地域に活力を与えることができる人づくりを推進することが必要です。
- 地域のつながりが希薄化し家庭や地域の教育力の低下が懸念される中、家庭、学校、地域の連携を強化し家庭教育の充実を図ることや、子どもたちを地域で見守り育てることがより重要になっています。

図表 コミュニティセンター・置賜総合文化センターの利用者数に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
コミュニティセンター利用者数	341,623 人	338,002 人	328,596 人	320,989 人	316,436 人
置賜総合文化センター利用者数	88,032 人	48,167 人	64,128 人	65,296 人	63,562 人

【市社会教育課】

図表 生涯学習市民おしよしなカレッジに係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
講座数 /受講者数	120 講座 /602 人	99 講座 /478 人	77 講座 /479 人	60 講座 /362 人	51 講座 /327 人

【市社会教育課】

図表 図書貸出冊数

	H27	H28	H29	H30	R1
図書貸出冊数 (注)	314,697 冊	391,976 冊	458,206 冊	437,898 冊	446,008 冊

(注) 旧図書館 H28 年 2 月閉館/現図書館 H28 年 7 月 1 日開館

【市立米沢図書館】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

生涯にわたって、自ら学び、人と人とのつながりを深め、自己実現を図りながら地域で活躍でき、生きがいを感じて心豊かに暮らせるまちを目指します。

豊かな人間性を育む学びや、学び合いによるつながりで、市全体の活気を生み出します。

また、学びの成果を活かして地域で活躍することで、地域コミュニティを豊かにするとともに、さらなる学びを喚起するような学びの好循環を実現し、誰もが心豊かに暮らせるまちを目指します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-2-1 生涯にわたる多様な学習機会の創出

担当課：社会教育課、文化課

- 乳幼児期においては、親子での体験活動や「家読（うちどく）」の取組を推進することで家庭教育の充実を図り、子どもと大人が共に成長できるような学習機会を提供します。
- 学齢期においては、子どもの発達段階に応じた読書支援を行うなど、子どもの読書活動の推進を図るほか、高等教育機関の資源を活用した高度情報化社会やグローバル社会に対応する学習の提供や、家庭・学校・地域が連携して、自然や伝統、文化等に触れる多様な体験学習の機会を提供します。
- 成人期・高齢期においては、市民の生涯学習の中核である米沢鷹山大学において、多様化する学習ニーズに応える学習相談の強化を図るほか、講座内容の充実とともに、ICTを利活用した講座等の提供方法の拡充により、幅広い学習内容と学習方法から一人ひとりのニーズに合わせて選択して学習できる環境を整備し、市民の主体的な学びを支援します。また、就労や仕事のスキルアップにつながる学習機会の提供と、企業や高等教育機関と連携してリカレント教育の情報提供に努めます。
- 図書館の蔵書充実や郷土に関わる資料の収集・整理を図り、それらを活用した講座や展示会を開催し、学習機会の充実を図ります。
- 博物館の企画展示の充実や教育活動を推進し、学習機会の拡充を図ります。
- コミュニティセンターや米沢鷹山大学と高等教育機関、図書館、博物館、視聴覚センター等との連携を強化し、それぞれの機能や特性、資源を有効に活用することで多様なニーズに対応した質の高い学習を提供するとともに、地域の課題解決のための学び合いや仲間づくりの機会を拡充します。

2-2-2 学びを活かせる機会の拡充

担当課：社会教育課

- 環境、防災、健康等の様々な分野の地域課題について学習できる機会を提供するとともに、学習した人を、その分野で活動している各種団体等につなげることで、学びを活かして活躍できる機会や場所の拡充に努めます。
- 市民が学習で得た知識や経験、技能を小・中・高等学校で活かすことができるように、学校と市民をつなぐ仕組みを作ります。
- コミュニティセンターや社会教育施設等において、各種団体が学習活動や学習成果を発表できる機会を拡充し、市民の相互交流を推進します。

2-2-3 地域社会の担い手の育成

担当課：社会教育課

- コミュニティセンターや各種団体と連携して、地域への理解と関心を高め、まちづくりに取り組む市民の養成に努めます。
- コミュニティセンターが担う様々な活動を支援し、持続可能な地域社会の担い手の育成を図ります。

2-2-4 青少年教育・家庭教育の推進

担当課：社会教育課、文化課

- 家庭・学校・地域の連携を強化し、家庭教育の充実を図ります。
- 子どもが、自分の五感で、自然や優れた伝統、文化等を直接体験する活動の推進を図ります。
- キャリア教育につながる体験活動を充実させます。
- 時代に即応した情報教育を推進します。
- 地域で子どもを見守り育てる環境づくりを進め、青少年の健全育成を推進します。

■主な事業： 鷹山大学運営事業、生涯学習推進事業、地域学校協働活動推進事業、中央公民館事業、青年の家事業、青少年補導センター活動事業、市立米沢図書館図書購入事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市 民）生涯にわたって自ら学び続けましょう。
- ・（市 民）地域の課題解決のための学びに積極的に参加し、学びの成果を活かして地域の教育活動や地域づくりに参画しましょう。
- ・（事業者）従業員の生涯学習活動や地域貢献活動を理解し、協力しましょう。
- ・（事業者）リカレント教育や学び直しの支援に努めましょう。
- ・（市民・地域）地域全体で、子どもを見守りましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	コミュニティセンターの利用者数	R1	316,436 人	330,000 人	社会教育課
2	置賜総合文化センターの利用者数	R1	63,562 人	70,000 人	社会教育課
3	市民おもしろなカレッジ参加者の満足度	R1	97.0%	98.0%	社会教育課
4	図書貸出冊数	R1	446,008 冊	463,000 冊	文化課

施策2-3 多様な文化芸術と歴史・文化が息づき、豊かな心を育む地域づくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市にはナセBA（市立米沢図書館・よねざわ市民ギャラリー）をはじめ、伝国の杜（置賜文化ホール・米沢市上杉博物館）や市民文化会館、座の文化伝承館等の文化施設があり、本市のみならず置賜地域の文化芸術の拠点として活用されています。
- 本市には米沢市芸術文化協会を中心とした市民の自主的な文化芸術活動が浸透しており、今後とも情報の共有化や連携を図り、市民の文化芸術活動を促進する必要があります。
- また、市民がより豊かな人生を送るための活力源となるよう、様々な文化芸術活動の場を提供していくとともに、文化芸術の発信や交流活動を推進し、文化芸術活動の活性化を図る必要があります。
- 本市には、上杉家ゆかりの国宝等、貴重な文化財や国指定の史跡をはじめ、獅子踊りや草木塔といった独自の伝統文化が数多く存在しています。これらの歴史・文化的資源を次代に確実に引き継ぐとともに、市民・事業者と連携し活用を図ることで、本市の魅力向上や賑わいを創出することが求められています。また、地域に伝わる伝統文化等の継承等を通じ、幼少期から郷土への誇りや愛着を養うことも必要です。

図表 文化振興に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
文化施設利用件数(注)	1,458 件	1,777 件	1,781 件	1,621 件	1,554 件

(注)文化施設：置賜文化ホール、市民文化会館、座の文化伝承館、市民ギャラリー

【市文化課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

受け継いできた歴史や文化を継承・活用し、誰もが郷土への誇りと愛情を持ち、多様な文化芸術活動があふれ、文化芸術をきっかけとした地域間や世代間等の交流が盛んなまちを目指します。

市民の豊かな心を育む文化芸術の振興を図るとともに、本市の重要な文化財を適切に保存・継承し、有効に活用することで市民の郷土愛を育み、交流人口の拡大にもつなげ、本市の活性化を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-3-1 文化芸術に親しむ機会の充実

担当課：文化課

- 置賜文化ホールや市民文化会館、市民ギャラリー等における自主事業を充実し、市民が優れた文化芸術に触れる機会を設けるとともに、文化芸術に取り組む人材の育成を図るため、市民の文化活動への支援等により自主的な文化芸術活動を促進します。
- 本市ゆかりの芸術家、作家の作品展や公演等の機会を設け、文化芸術を通じた郷土愛を育みます。
- 芸術創作活動拠点を整備し、当該拠点を核とした創作活動の輪を広げることで、地域の芸術活動の活性化を図り、芸術を通じた交流を生み出します。
- 総合的な文化芸術活動推進の指針となる計画等について検討します。

2-3-2 地域の伝統文化や文化財の保存・継承と活用

担当課：観光課、文化課

- 文化財の保存と地域の伝統文化の継承活動を支援するとともに、学校や地域と連携し、子どもや地区住民が地域の伝統芸能や史跡等を学習する機会を設け、地域の伝統文化の理解と文化財を身近に感じられる環境を整備します。
- 本市所在の貴重な文化財を適切に管理するとともに、指定文化財等の適正な保存と活用を推進します。
- 史跡や遺跡をはじめとする様々な歴史的資産の保存と活用を図るとともに、国指定史跡等の保存整備を推進します。
- 博物館や市内史跡等の文化財を観光資源として活用し、地域の活性化を促進します。
- 本市文化財の保存と活用に関する総合的な指針となる文化財保存活用地域計画を策定します。

■主な事業： 市民芸術文化活動促進事業、指定文化財保存修理事業、国指定史跡上杉治憲敬師郊迎跡保存整備事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市 民）様々な文化芸術に親しみ、文化芸術活動に参加しましょう。
- ・（市 民・地域）文化財や歴史・文化の保存・継承に努めましょう。
- ・（市 民・事業者）歴史・文化財を観光資源に活用しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	文化施設利用件数(注)	R1	1,554 件	1,800 件	文化課
2	市民芸術祭への参加団体数	R1	58 団体	65 団体	文化課
3	市指定文化財件数	R1	60 件	63 件	文化課

(注) 置賜文化ホール、市民文化会館、座の文化伝承館、市民ギャラリーの利用件数

施策 2-4 スポーツで楽しく元気な人づくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 市民の健康志向の高まりと競技力向上の意欲を背景に、子どもから高齢者までの幅広い年代において多様なスポーツを楽しむ人々が増加しています。一方で、国の調査によると、ビジネスパーソンや女性の運動不足、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化の傾向が見られるほか、障がい者がスポーツを行える環境整備が不十分であるため、より多くの市民が生涯にわたって日常的にスポーツに親しめるよう、市民意識の向上を図り、スポーツ活動参加への機会づくりに努める必要があります。
- 東京オリンピックを契機として、スポーツに参加するだけでなく、観る・支える機会を増やすことで、市民のスポーツ活動に対する関心を高めることも必要です。
- 地域における生涯スポーツ推進のため、地域のスポーツ活動を担う総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、スポーツ少年団等のスポーツ団体を育成していく必要があります。
- 本市においては、これまで、多目的屋内運動場、人工芝サッカーフィールド等のスポーツ施設の整備を行ってきましたが、多くのスポーツ施設で老朽化が進み、慢性的に修繕箇所が増加傾向にあるため、市民が安心してスポーツ活動を行えるよう計画的な修繕が必要です。
- 競技スポーツにおいて、国民体育大会や全国大会への出場者数が減少傾向にあるため、指導者の育成や大学や企業の知見を活用したさらなる競技力向上が必要です。
- スポーツツーリズムの推進のため、スポーツイベントや大学の合宿誘致事業を実施していますが、交流人口に減少傾向が見られることから対策が求められます。

図表 スポーツに係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
体育施設利用状況(注1)	407,708 人	371,267 人	374,773 人	372,105 人	380,966 人
スポーツ教室参加者数	177 人	179 人	191 人	203 人	198 人
総合型地域スポーツクラブ数	4 クラブ	4 クラブ	4 クラブ	4 クラブ	4 クラブ
合宿誘致参加延人数(注2)	418 人	1,024 人	911 人	811 人	855 人

(注1) 市保有の体育施設 22 施設の利用人数

(注2) 合宿誘致事業補助金交付対象者数

【市スポーツ課】

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

生涯にわたってスポーツを楽しむ人が増え、市民が健康で元気に活躍するまちを目指します。

世代や障がいの有無にかかわらず、気軽にスポーツを楽しむ市民を増やすとともに、スポーツ環境や施設の整備を推進し、スポーツを通じた共生社会の実現と地域活力の向上を目指します。

また、関係団体と連携し、競技力の向上を進めるとともに、地域の特性を活かしたスポーツを推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

2-4-1 スポーツ参画人口の拡大とスポーツ環境の充実 担当課：スポーツ課

- 子どもから高齢者まで世代に応じたスポーツ活動を行い「1 市民 1 スポーツ」を推進します。
- 企業等とも連携し、普段スポーツをする機会の少ない市民が気軽にスポーツに親しめる機会等の拡充と、障がい者スポーツの普及を推進します。
- 学校体育をはじめ子どものスポーツ機会の充実により、運動の習慣化と体力向上を推進します。
- I C T の活用等による効率的で利便性の高い施設の運営管理に取り組むとともに施設の計画的な整備等を行います。
- 指導者や審判等、スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍できる環境を整備します。
- 総合型地域スポーツクラブの拡充を推進します。
- プロスポーツ等を「観る」機会及び各種スポーツ活動に係わる「支える」機会の提供を推進します。

2-4-2 スポーツを通じた共生社会の実現と地域活力の向上 担当課：スポーツ課、社会福祉課、高齢福祉課、健康課、観光課

- 障がい者等、配慮が必要な市民がスポーツを通じて社会参画をする共生社会の実現のため、子どもから高齢者、障がい者、女性も参加できるスポーツイベントやレクリエーション等を実施します。
- 米沢市スポーツ協会や米沢市スポーツ推進委員会等の関係団体と連携し、スポーツを通じた健康長寿の推進に向けた取組を実施します。
- 合宿誘致事業や各種大会の誘致、ホストタウン推進事業を通じた観光、文化等による交流人口の拡充を推進します。

2-4-3 競技力の向上と地域スポーツの推進

担当課：スポーツ課

- 米沢市スポーツ協会や企業等と連携し、競技団体による選手の強化や本市出身選手の地元定着に向けた環境整備を促進します。
- 米沢市スポーツ協会を中心とした、大学や企業の知見を活用したジュニア期からの育成システムの構築と指導者の養成を促進します。
- 大学運動部等の合宿を本市へ誘致し、児童・生徒等とのスポーツ交流を図ります。
- 豪雪地帯の特性を活かしたウインタースポーツや、べにばな国体とオリンピックのレガシーを活かした地域スポーツを推進します。

2-4-4 スポーツ推進体制の整備

担当課：スポーツ課

- 施策の進捗状況を、米沢市スポーツ推進審議会において定期的に検証します。
- 米沢市スポーツ推進後期計画に基づいた施策の推進を図ります。
- 米沢市スポーツ協会や米沢市スポーツ推進委員会等のスポーツ団体とそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、施策の推進を図ります。

■主な事業：生涯スポーツ推進事業、スポーツ指導者育成事業、体育施設整備事業、市民スポーツ交流推進事業

■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■

- ・(市民) それぞれの目的や目標に応じたスポーツ活動をしましょう。
- ・(市民) 各種スポーツ大会やスポーツイベントに積極的に参加しましょう。
- ・(事業者) 福利厚生にスポーツ活動を取り入れましょう。

■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	スポーツイベント参加者数(注1)	R1	347人	3,000人	スポーツ課
2	スポーツイベントボランティア参加者数	R1	465人	1,000人	スポーツ課
3	総合型地域スポーツクラブ数	R1	4クラブ	5クラブ	スポーツ課
4	体育施設利用状況(注2)	R1	380,966人	400,000人	スポーツ課

(注1) R1年は、スポーツ教室、なせばなるスタンプラリーライドの参加者数合計

(注2) 市内22スポーツ施設利用者数

施策2-5 大学と連携した学園都市の推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市には、山形大学工学部、米沢栄養大学及び米沢女子短期大学等の高等教育機関が立地しており、企業や市民、小中高校等と連携・協働して様々な事業を展開するなど、地域に密着した学術研究機関として本市をはじめとした周辺地域の活性化に大きく貢献しています。
- 今後は、これら高等教育機関を中心とした学園都市が形成されている強みを活かして、地域課題や企業ニーズに対応した研究機関としての高等教育機関の機能充実を図ることと、既成の価値観から発想を転換し、新しい価値を創造できる人材や産業を地域全体で協力し、育成していくことが求められています。
- また、地域イベント・ボランティア等を通じ、大学と地域との交流や連携を促進するとともに、学生をはじめ、若い世代が住みよいまちづくりを推進し、地元高校生の地元大学への進学率を高めるとともに、積極的に地元企業の情報提供を行うなど、卒業する学生の地元定着や若者の地元就職、県外進学者のUターンの割合を高め、若年層の流出による人口減少を最小限にとどめる取組が求められています。

図表 市内大学生数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
市内大学学生数	3,547人	3,544人	3,602人	3,651人	3,585人

【市総合政策課】

図表 地元大学・短大卒業就職者のうち県内就職者に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
県内就職者数	134人	134人	136人	143人	118人
県内就職比率	18.3%	19.5%	18.0%	18.0%	14.5%

【ハローワーク米沢管内】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

大学、企業、市民、地域が互いに連携を図り、新しい価値を創造して成功に導いていくまちを目指します。

魅力あるまちづくりに重要な役割を果たす本市の高等教育機関等を最大限に活用し、地域や企業、小中高校、市民が学び・交流・連携を図ることで、本市の活性化につながる新しい価値の創出を促すとともに、若者が本市で学びたい・住んでみたいと思えるまちづくりを目指します。

また、学生の地域活動への参加を促進し、その活力と行動力をまちづくりに活かすとともに学生が卒業後も住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

2-5-1 学生が生活しやすいまちづくりの推進

担当課：総合政策課、商工課

- 行政や地域活動等に学生の参画・参加を図り、学生も住みやすく卒業後も住み続けたいと思える地域づくりを推進します。
- 学生に対する地元企業情報を含めた地域情報の発信を充実させます。
- 学生のニーズに対応した利便性の高い公共交通機関等の整備を推進します。

2-5-2 山形大学工学部、米沢栄養大学及び米沢女子短期大学の支援

担当課：総合政策課

- 新しい価値を創造できる人材育成と、地域課題や企業のニーズに対応した研究機関としての機能充実、施設整備等を国や県に要請します。

2-5-3 大学との交流や連携の促進

担当課：総合政策課、商工課、社会教育課、学校教育課

- 大学の知識や研究を活用した小中高校教育や市民への公開講座等の取組を促進するとともに、大学や山形大学産業研究所等の研究内容を活用した市内企業の新産業創出・新事業への参入に向けた支援を推進します。
- 大学での本市の行政概要等の講座を引き続き開講するよう大学へ働きかけるとともに、各種事業を通じて市民と学生との交流を促進します。
- 高等教育機関の出前講座等を活用し地元大学への興味を持ってもらうなど、高等学校・大学・地域の三者連携をさらに推進し、地元大学への進学率の向上を図るとともに、若者が地域の魅力に触れられる機会の提供に努めます。
- 大学の学生と市や市民との交流等を情報発信し、大学の学生確保に協力します。

■主な事業：セカンドホーム事業、高等教育機関開放講座委託事業、学園都市推進事業、産学官協働による研究支援事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（大 学・事業者）大学と企業が連携し、新しい産業を創出しましょう。
- ・（市 民）大学のイベント等に積極的に協力、参加しましょう。
- ・（学 生）地域の行事やボランティア活動に積極的に参画・参加しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	セカンドホーム事業累計交流組数	R1	累計 556 組 (～R1 累計)	累計 700 組 (～R7 累計)	総合政策課
2	米沢市民カレッジ受講者数	R1	47 人	60 人	総合政策課
3	市内大学生・大学院生と地元企業のマッチングを目的としたセミナー・ガイダンス・イベント参加人数	R1	1,369 人 (単年)	延べ 6,000 人 (R3～R7 延べ)	商工課

第3章 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

施策3-1 誰もが元気で健やかに暮らせる まちづくりの推進



■■現状と課題■■

- 本市の死因別死亡状況は、悪性新生物（がん等）による死亡者が常に1位であり、これを含め心疾患や肺炎、脳血管疾患が上位を占めています。これらの原因となる生活習慣病を予防するため、早期発見・早期治療に向けて特定健診やがん検診の受診率の向上を図るとともに、生活習慣の改善、健康意識の高揚を図る必要があります。
また、山形大学医学部の研究によると、本市の1日の塩分摂取量は全国平均を上回っており、年齢とともに摂取量が増加傾向にあります。こうした本市の現状を踏まえ、市民の健康保持に関する様々な取組を推進していく必要があります。
- 健康で過ごすことのできる期間を長く保つためには、市民が個々のライフステージに応じて心身の健康を保持することはもちろん、行政が、教育、文化、産業、環境等のあらゆる施策において市民の健康増進に寄与することに視点を置き、市民、事業者、地域団体等と一体となって健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に取り組む必要があります。
- このような中、本市では、市民の誰もが健康で明るく元気に生活することができる社会の実現に向け、令和元年12月に健康長寿のまちづくり推進条例を制定し、からだところの健康、歯及び口腔の健康、運動や休養の促進、食生活の改善及び高齢者の健康づくり等、健康長寿のまちへ向けた取組を実施しています。

図表 特定検診受診率の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
特定健診受診率	33.5%	33.0%	36.5%	42.7%	46.6%

【市健康課】

■■ 施策の目指す姿 ■■

全ての市民が健康で明るく元気に生活を送ることができる健康長寿のまちを目指します。

市民の健康づくりのため、健康意識の高揚を促進するとともに、「食」「運動」「健（検診受診率の向上）」への取組を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-1-1 からだの健康づくり

担当課：健康課、高齢福祉課、
学校教育課

- がんや生活習慣病、感染症の予防のほか、介護予防・フレイル予防など、からだの健康の保持に関する知識の普及啓発を行います。
- 感染防止対策の周知や予防接種の励行などにより、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防の体制づくりを推進します。
- 生活習慣病等の早期発見や早期治療、重症化予防を図るため、がん検診や健康診査、保健指導の受診促進等の保健事業を推進します。
- 喫煙や受動喫煙が健康に与える影響についての知識の普及啓発を行うとともに、受動喫煙の防止に関する取組を推進します。
- スマートフォンやタブレットが普及し、子ども達の視力低下が懸念される中、視力低下予防のための啓発を推進します。

3-1-2 こころの健康づくり

担当課：健康課

- ストレスとの付き合い方やうつ病予防等のこころの健康づくりに関する知識の普及啓発を行うとともに、こころの健康づくりに係る支援の充実や相談体制の整備を図ります。
- 自殺の予防を図るため、ゲートキーパーの育成やライフステージに応じた情報提供、相談支援を行います。

3-1-3 歯や口腔の健康づくり

担当課：健康課、高齢福祉課、
社会福祉課

- 歯や口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発活動を推進します。
- 障がい者や介護を必要とする高齢者等に対して、歯科健診や歯科医療等の歯科保健事業を推進します。
- ライフステージに応じた効果的な歯科疾患の予防のため、歯周病検診や歯科健診等の実施とともに口腔機能の維持向上に向けた取組を推進します。

3-1-4 食生活の改善

担当課：健康課、農林課、学校教育課

- 望ましい食習慣の形成を図るため、必要な教育や知識の普及啓発を行います。
- ライフステージに応じた適切な量の食事及び栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及啓発を行います。
- 適切な塩分を摂取するための啓発活動を推進するとともに、本市で生産された農産物による地産地消を考慮した栄養指導や栄養の改善に関する取組を推進します。
- 県立米沢栄養大学が持つ健康と栄養の研究に関するシンクタンク機能を活用し、地域に密着した健康づくり活動や栄養指導等を推進します。

3-1-5 運動その他の身体活動の推進、休養等

担当課：健康課、スポーツ課

- 運動やその他の身体活動を促進するため、本市の自然環境を活用した運動の普及啓発の取組に努めるとともに、必要な環境整備を推進します。
- 子どもから高齢者まで誰もが気軽に体を動かすことができるよう、「歩く」ことをきっかけにした健康づくりを推進します。
- 心身の健康の保持及び増進に取り組むことができるよう、適切な休養や睡眠に関する知識の普及啓発を行います。

■主な事業：がん検診事業、健康のまちづくり推進事業、特定健康診査・特定保健指導事業、食育推進事業、市民健康づくり推進事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市 民）定期的に健診を受けましょう。
- ・（市 民）バランスの良い食事や適度な運動を心がけ健康づくりに努めましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	特定健診受診率	R1	46.6%	60.0%	健康課
2	胃がん検診受診率	R1	18.2%	50.0%	健康課
3	大腸がん検診受診率	R1	27.6%	50.0%	健康課
4	肺がん検診受診率	R1	28.1%	50.0%	健康課
5	子宮頸がん検診受診率	R1	27.2%	50.0%	健康課
6	乳がん検診受診率	R1	25.7%	50.0%	健康課
7	後期高齢者健康診査受診率	R1	12.9%	22.0%	健康課

施策 3-2 安心して生み育てることができるまちづくりの推進



■■現状と課題■■

- 全国的に少子化が進展する中で、本市の合計特殊出生率は、1.34（平成 30 年）と、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）である 2.07 を下回り、今後も少子化の傾向はますます強まっていくと考えられます。
このような中、未婚化、晩婚化等により、結婚支援対策の推進や不妊治療を必要とする夫婦への支援が求められているとともに、共働き夫婦の増加により、多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- 全国的に見ると、現在の子どもを取り巻く環境は、地域関係の希薄化や核家族化、家庭環境の多様化・複雑化が進むことにより、子育てへの不安や孤立感を抱える家庭も少なくないことから、子育ての不安を取り除き、孤独感を和らげながら、親としての成長を支援することも重要となってきます。
- 本市では、妊娠期から一貫した母子保健サービスや、就学前の子どものための教育・保育サービスの実施等、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいますが、今後の本市の出生数の減少を見据えた上で、保育機能の確保が課題となっています。
- 本市が、小学生以下の子どもを持つ世帯を対象として実施した子育て支援に関するアンケート（令和元年 6 月）の結果を見ると、理想とする子どもの数が 3 人であるのに対し、実際に持つつもり的人数は 2 人という回答の割合が最も多く、経済的な理由を含めた様々な理由から、理想的な子どもの数を持っていない状況が伺えます。今後、安心して子どもを生んでもらえるように、多子世帯への保育料負担軽減等子育て世代への経済的負担軽減策を講じるほか、子どもを望む夫婦へのサポートや、結婚支援対策を推進することが求められています。また結婚・出産を考えるうえで、安定した雇用は不可欠であるため、若者の就労支援等にも取り組む必要があります。
- 平成 30 年 8 月から 9 月にかけて県が実施した「山形県子どもの生活実態調査」において、本県の子どもの貧困率は 16.0%と、国の貧困率（平成 28 年度調査：13.9%）を上回る結果となりました。また、この調査によれば、困窮する世帯の子どもは、経済的な不安や進学への不安等を強く感じている状況にあることから、本市においても状況を把握し、困窮する世帯の子どもを支援することが必要となっています。

図表 合計特殊出生率の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
合計特殊出生率	1.36 人	1.29 人	1.27 人	1.41 人	1.34 人

【山形県 少子化・次世代育成支援対策関係データ集】

■■ 施策の目指す姿 ■■

誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域の中で子どもが健やかに成長できるまちを目指します。

子育て中の親が安心して働ける環境の整備を進めるとともに、保育所等の充実や子育て支援体制の充実を図ります。さらに、母子保健の充実と、児童福祉やひとり親への福祉を充実させ、安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、結婚や出産に結びつく支援を充実させます。

■■ 施策での取組 ■■

3-2-1 就学前の子どものための教育・保育の環境整備 担当課：こども課

- 子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園等への施設型給付費の支給や新たに認可を受け認定こども園となる幼稚園の施設整備に対する支援等のほか、認可・認定を受けるための支援を行います。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。

3-2-2 子育て家庭に対する支援 担当課：こども課

- 子育て支援医療給付事業の実施等により、子育て家庭の経済的負担軽減を推進します。
- ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターの機能の充実を図ることで、地域における子育て世帯の安心感を醸成します。また、子育てコンシェルジュの配置により、保護者のニーズと保育サービス等を適切に結びつけるため、保護者の相談に応じ、保育サービスについて情報を提供します。
- 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭等医療給付事業、児童扶養手当の支給を行うほか、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を適切に運用します。
- ひとり親家庭への学習支援を継続して行います。
- 家庭の状況を把握し、困窮する世帯の子どもへの支援体制整備を図ります。

3-2-3 放課後における児童の安心・安全な居場所の整備 担当課：こども課、社会教育課

- 施設の老朽化や学区によっては待機児童が発生する可能性があることから、放課後児童クラブの設置者と協議しながら施設整備を支援します。
- 国の新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の今後のあり方について検討します。

3-2-4 安心して働ける環境の整備

担当課：こども課、商工課

- 仕事と子育ての両立支援ができる職場環境づくりの啓発活動を推進するほか、育児中や子育て後の再就職についての支援を行います。
- 事業所内保育所の設置を促進するなど、企業における子育てしやすい環境の整備に向けた取組を推進します。
- 延長保育事業や一時預かり事業、病児保育事業等の子育て支援策の充実を図ることで、働く保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

3-2-5 子どもの健やかな成長に対する支援

担当課：こども課、健康課、学校教育課、社会教育課

- 乳幼児健診や相談等事業を通し親子関係の形成、親も含めた心身の健康づくりの大切さ等情報提供を行いながら、乳幼児の健やかな発育・発達、育児不安を軽減するための支援を行います。
- 医療機関等の関係機関と連携し、子育て世代包括支援センターを通じた支援や乳児家庭全戸訪問事業等により、妊娠期から子育て期まで継続した母子に寄り添う支援を行います。
- 地域、医療機関、学校等と連携し、重大な児童虐待の発生を防止するとともに、虐待を受けた子どもへのケアや再発防止に向けて保護者等への支援の充実を図ります。
- 天候にかかわらず、親子で遊べる屋内施設を整備します。

3-2-6 結婚や出産に結びつく支援

担当課：健康課、総合政策課、農業委員会、商工課

- 結婚支援イベント等の出逢いの機会づくり事業の実施や、特定不妊治療費・一般不妊治療費助成事業、安定した雇用に向けた支援等により、結婚や出産に結びつく取組を推進します。

■主な事業： 子育て支援医療給付事業、子育て援助活動支援事業、地域子ども・子育て支援事業、屋内遊戯施設整備事業、特定不妊・一般不妊治療費助成事業

■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■

- ・（市民）男女が共同して家事や育児の役割を担いましょう。
- ・（市民）家庭や保護者としての役割と責任を自覚し、子育てを行いましょう。
- ・（市民）地域の子どもたちに関心を持ち、子どもたちの健全で安全な育成に協力しましょう。
- ・（事業者）子育てしながら安心して働ける労働環境を整備しましょう。
- ・（事業者）育児休業制度等育児を支援する制度の周知を図り、利用を促進しましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	保育所・認定こども園 (2号認定(注1)) 利用定員数	R1	1,082 人	1,146 人	こども課
2	保育所・認定こども園等 (3号認定(注2)) 利用定員数	R1	847 人	847 人	こども課
3	認定こども園への移行 施設数	R1	6 か所	7 か所	こども課
4	保育所の待機児童数 (10月1日現在)	R1	30 人	0 人	こども課

(注1) 保護者の就労等により日中保育を必要とする満3歳以上の児童の保育認定

(注2) 保護者の就労等により日中保育を必要とする満3歳未満の児童の保育認定

施策 3-3 生きがいを持って高齢期を過ごせる 長寿のまちづくりの推進



■■現状と課題■■

- わが国の高齢者人口は、令和元年10月1日時点で3,589万人、総人口に占める割合は28.4%となっており、4人に1人以上が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。一方、本市における同時点での高齢化率は31.4%と、国の水準を上回る数値を示しています。今後も更に高齢化は進み、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者に到達する令和7年には32.6%となることが見込まれ、3人に1人が高齢者という時代が間近に迫っています。
- 今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、更に認知症高齢者の増加が見込まれている中で、個別訪問や介護予防等、様々な生活支援の体制整備が必要となりますが、行政サービスだけでは対応できないため、地域の支え合い体制づくりの推進が必要となります。また、高齢者が地域社会で活躍していくために、生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の生きがいづくりを推進するとともに、高齢者自身が地域社会の支え手となれるよう、意識啓発と社会参加推進を促すことが必要です。
- また本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の中核機関として地域包括支援センターを設置し、必要な支援を実施していますが、住民主体の取組とするため、関係者と連携し多方面から地域全体へ働きかける仕組みづくりを行う必要があります。さらに、いきいきデイサービス事業等を通じ、介護の認定を受けていない人を対象に動作の訓練や食事、語らいの機会を通じた、身体機能の維持・改善に努めるなど、既存の事業内容を充実させながらフレイル予防にも取り組んでいます。

図表 要介護・要支援認定者数

	H27	H28	H29	H30	R1
第1号被保険者数 (65歳以上) A	24,349人	24,589人	24,751人	24,753人	25,060人
第1号被保険者要介護・要支援認定者数 B	4,532人	4,528人	4,347人	4,480人	4,480人
高齢者に占める認定者比率 (B/A)	18.6%	18.4%	17.5%	18.0%	17.8%

【市高齢福祉課】

図表 地域包括支援センターへの相談件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地域包括支援センターへの相談件数	3,493件	6,179件	6,487件	6,181件	8,160件	9,340件

【市高齢福祉課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。

高齢者の生きがいがづくりや社会参加への支援を促進するとともに、高齢者福祉の充実を図ります。また、介護保険の充実を図り、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-3-1 社会参加と生きがいがづくりへの支援 担当課：健康課、高齢福祉課

- 高齢者の知識や経験を活かした地域での就業機会等の確保を図り、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ります。
- 健康づくりと参加者の交流を目的として、老人体育レクリエーション大会等のスポーツ活動参加を促進します。
- 高齢者向けの学習や発表の機会を充実させるとともに、子どもと高齢者や高齢者同士の交流活動の促進等により、生きがいがづくりを支援します。

3-3-2 地域で暮らすための支援 担当課：健康課、高齢福祉課

- 高齢者が自らの心身の状態に応じた健康づくりやフレイル予防を実践できるよう必要な施策に取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で、健康で有意義に暮らすため、地域包括支援センターの機能充実を図り、介護、予防、医療、生活支援等のサービスが包括的、継続的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。
- 一人暮らし高齢者等が安心して暮らせるように、ICT技術の活用を含め、地域全体で見守り、気づき、支えあうための仕組みづくりを推進します。
- 成年後見制度の啓発活動と後見人の育成を推進するため、他市町や関係機関と協議・検討を行い体制整備を促進します。
- 通いの場を充実し、住民主体による運動器機能や栄養改善、口腔機能向上等を支援するとともに、いきいきデイサービス事業等の介護予防、生活習慣の見直し、その他多様な活動によるフレイル予防を推進します。
- 認知症になっても安心して暮らしていけるよう、医療、介護及び生活支援等が連携した効果的な支援体制を構築します。

3-3-3 介護保険制度の円滑な運営 担当課：高齢福祉課

- ケアマネジャーや介護職員等の能力向上に向けた研修会や、介護予防教室の開催等により介護予防を推進し、保険給付と負担の均衡を確保し健全な財政運営を推進します。
- 介護サービスの質の向上を図るとともに、相談体制を強化します。

■主な事業： 生きがいと創造の事業、介護予防・日常生活支援総合事業、（仮称）置賜成年後見センター設立検討事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（高齢者）自らの知識や経験を活かしたボランティア活動等に参加しましょう。
- ・（市 民）隣近所の高齢者への声かけや見守りを行いましょう。
- ・（市 民）常に健康の保持増進に努めましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	シルバー人材登録者数	R1	376 人	571 人	高齢福祉課
2	老人クラブの加入者数	R1	1,095 人	1,200 人	高齢福祉課
3	通所型・訪問型介護予防事業によるプログラム参加者数 (短期集中訪問・通所)	R1	14 人	25 人	高齢福祉課

施策 3-4 誰もが自立を目指せる環境の整備



■■現状と課題■■

- 障がいのある人も障がいのない人も、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことができる社会を実現する必要があります。しかし、障がいのある人は、その心身機能の特性により日常生活において何かしらの支援が必要となる場合が少なくありません。また、障がいのある人への理解が十分でないことから、施設の利用、イベントや行事の参加等において制限を受けてしまう状況も見受けられます。
- 障がいのある人が自分らしく社会で暮らすことができるようになるには、障がいのある人を理解し、尊重しながら、障害福祉サービスの提供や日常生活における支援を行うとともに、障がいのある人が日常生活において積極的に社会に関わっていくための環境を整備することが必要です。
- 本市では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に向け、平成 31 年 4 月に米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を施行しました。その理念に基づき、市民の障がい者への理解を深め、差別の解消と合理的配慮を推進するとともに、差別解消に向けた周知啓発事業、障がいのある人の就労支援、意思疎通支援、相談体制の整備を進めています。
- ひきこもりに関する対応は、市の様々な相談窓口や民間団体等が担っていますが、近年 8050 問題等、複雑・多様化し、1 つの機関だけでは対応が困難な状況になっています。複数機関の連携や、伴走型支援等の対策基盤整備が必要です。

図表 障害者（児）手帳交付状況

	H27	H28	H29	H30	R1
身体障害者手帳交付数	3,609 人	3,749 人	3,570 人	3,535 人	3,429 人
療育手帳交付数	632 人	648 人	655 人	683 人	688 人
精神障害者保健福祉手帳交付数	416 人	444 人	444 人	429 人	499 人

【福祉の概要】

図表 精神通院医療給付数

	H27	H28	H29	H30	R1
精神通院医療給付数	1,148 人	1,110 人	1,208 人	1,269 人	1,356 人

【福祉の概要】

図表 計画相談支援利用者数

	H27	H28	H29	H30	R1
計画相談支援利用者数	687 件	717 件	752 件	783 件	801 件

【福祉の概要】

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる「共生社会」を目指します。

障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の社会参加と自立の促進を支援するとともに、障がい者福祉の充実を図ります。また、福祉意識の向上を図り、障がい者に対する理解を深め、障がい者が住みよいまちづくりを推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

3-4-1 自立に向けた就労支援・社会参加支援

担当課：社会福祉課、商工課、スポーツ課

- ハローワークや企業等と連携した障がい者就労機会の確保や、本市における障がい者就労施設等からの物品調達方針の一層の推進を図るほか、企業や一般市民への広報活動を展開し、福祉的就労に関する理解の促進とサービスの充実を図ります。
- 障がい者における社会参加支援では、文化、スポーツ、レクリエーション活動等への参加を促し、生きがいある生活を送ることができるよう支援体制の充実及び人材の育成を図ります。
- 障がいに応じたサービスや自立に向けた支援についての相談体制を強化します。
- 障がいのある人を支援するため、手話奉仕員等の育成、資質向上と体制の充実を推進します。
- 日常生活用具や補装具の支給や貸与を推進します。

3-4-2 障がい者福祉の充実

担当課：社会福祉課

- 在宅福祉サービスを充実させるとともに、通所型サービス提供施設等の福祉施設の整備を推進します。
- 障がいのある人に対して、必要な情報を分かりやすく提供します。
- 療育・訓練機能を有するセンターの誘致や、障がい児（発達障がいも含む）に対するサービスの機能充実及び強化を推進します。
- 児童発達支援センターを設置し、障がいのある子どもとその家族の様々な相談に対応するとともに、保育園や幼稚園等に対し、個別の対策方法等について援助・助言等を行うことにより、共生社会の実現を図ります。

3-4-3 福祉意識の向上

担当課：社会福祉課

- 障がいのある人への市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

3-4-4 ひきこもりに関する支援

担当課：社会福祉課

- ひきこもり支援を行うため、相談窓口の充実や居場所の設置を推進し、個々に寄り添った課題解決を図ります。

■主な事業： 障がい者自立支援給付事業、地域生活支援事業、障がい児通所支援事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市 民）ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・（市 民） 障がいについて学んだり、障がいのある人と一緒に活動したりして理解を深めるとともに、障がいのある人が困っているときには声をかけましょう。
- ・（事業者） 障がい者を積極的に雇用しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	就労継続支援A型利用者のうち一般就労に移行した人の数	R1	4 人	7 人	社会福祉課
2	就労継続支援B型利用者のうち一般就労に移行した人の数	R1	5 人	10 人	社会福祉課
3	就労移行支援利用者のうち一般就労に移行した人の数	R1	1 人	4 人	社会福祉課
4	障がいのある人への偏見や差別、または配慮のなさがあると思う市民の割合	R1	51.6%	20.0%	社会福祉課
5	グループホームの利用者数	R1	157 人	180 人	社会福祉課

施策3-5 身近な支え合いのあるまちづくりの推進



■■現状と課題■■

- 少子高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、地域だけでなく、家族間のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退や社会的な孤立といった問題が顕在化しています。
- 一方で、市民が抱える生活課題は、複合化・複雑化してきており、既存の縦割りの制度では解決が困難なケースが増加していることに加え、ひきこもりやごみ屋敷問題、ケアラーに対する支援等、これまで埋もれてきた様々な生活課題が徐々に顕在化してきています。また地域では、民生委員・児童委員や保護司等の欠員が深刻化しており、「身近な地域での支え手」不足が問題となっています。とりわけ、若年層の地域への関心度が低く、地域活動に関わる人の高齢化が進んでいます。
- このような中、市民一人ひとりが、自分や家族が住む地域や福祉について意識・関心を高め、地域の課題を「我が事」として捉え、お互いに支え合おうとする地域福祉意識の醸成を図ることが必要とされています。市では、各種情報の発信や多様な市民が交流できる場や及び居場所づくりを進めるとともに、複雑・多様化する生活課題に対応するため、世帯の問題を包括的に受けとめる「断らない総合相談体制」の構築や地域で課題を解決する仕組みづくりに取り組んでいます。

図表 地域活動状況の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
民生委員・児童委員の欠員状況	4	5	3	3	10

【市社会福祉課】

■■施策の目指す姿■■

市民一人ひとりが地域の一員として他人を思いやる心を高め、共に助け合い、支え合うまちを目指します。

地域における福祉意識の醸成を図りながら、地域福祉活動の場を整備するとともに、地域における活動を支援します。また、地域福祉活動の担い手となる人材や団体の育成や支援体制の整備に努め、福祉サービスの向上を推進します。

■■施策での取組■■

3-5-1 福祉総合相談体制の整備

担当課：社会福祉課

- 複合化・複雑化した生活課題を、当事者のみならず世帯全体として捉え、各支援機関等と連携して対応する包括的・総合的な相談支援体制を整備します。

3-5-2 地域福祉活動の担い手となる人材や

担当課：社会福祉課、高齢福祉課、社会教育課、学校教育課

団体の育成

- 地域福祉活動の担い手となる人材や団体を育成するための研修や活動への参加機会をつくとともに、関係団体と連携し、地域福祉活動を推進します。
- 福祉に関する学習会や講習会の開催や、学校における教育活動の中で、福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成します。

3-5-3 地域福祉活動の場の整備

担当課：社会福祉課、都市整備課

- 地域福祉活動の場として空き家等の活用及びそのための支援を行います。

3-5-4 地域福祉活動の推進と活動団体への支援

担当課：社会福祉課

- 民生委員・児童委員やボランティア等の地域福祉活動団体の活動を支援します。
- 災害が発生した際に自力で避難することが困難で、地域での支援が必要な方々に対し、地域における日頃の見守り活動を推進します。

■主な事業： 市民福祉大会の開催、避難行動要支援者支援事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市 民）地域福祉活動に積極的に関わらしましょう。
- ・（市 民）福祉に関する学習会や講習会に積極的に参加しましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	社会福祉協議会が設置する ボランティア登録者数	R1	1,374 人	1,600 人	社会福祉課
2	社会福祉協議会が設置する ボランティア登録団体数	R1	63 団体	65 団体	社会福祉課

施策 3-6 適切な医療を受けられる環境の整備



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市の地域医療においては、医師や看護師数等の医療従事者が不足し、医療現場の負担が増加していますが、かかりつけ医の普及を推進し、地域医療機関相互のネットワークを活用しながら、地域医療連携を進めています。
- 市立病院は、地域の基幹病院として、救急医療等の地域に不可欠な政策医療等を提供する役割を担っていますが、現在の建物は、老朽化・狭隘化により高度化・多様化する医療への対応が難しく、外来棟・管理棟は耐震化への対応も必要となっています。地域の基幹病院として、高度化・多様化する医療への対応や地域住民が必要とする政策医療等の提供を維持し、大規模災害等にも対応していくために、新病院を建設する必要があります。
- 本市の救急医療は、市立病院と三友堂病院が中心となり担っていますが、両病院ともに医師不足・高齢化により救急医療の維持が厳しい状況にあり、本市の救急医療を含めた急性期医療の維持・強化のために、両病院の機能分化・医療連携の実現に向けて取り組んでいく必要があります。あわせて、輪番制による救急医療体制や平日夜間・休日診療所における一次救急についても、新病院の建設に向けて検討していく必要があります。

また、地域住民の期待に応え、良質な医療を継続的に維持していくために、引き続き、医師、看護師、薬剤師等の人材を確保していく必要があります。

図表 医療体制に係る推移

	H22	H24	H26	H28	H30
市内医師数	165 人	167 人	160 人	154 人	166 人
市内看護師数	990 人	1,038 人	1,059 人	1,106 人	1,142 人

【県健康福祉企画課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるまちを目指します。

かかりつけ医の普及や地域の医療機関の連携を推進するなど地域医療体制の強化を図るとともに、地域の救急医療を含めた急性期医療を維持・強化するために市立病院と三友堂病院との機能分化・医療連携を進めていきます。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-6-1 地域医療体制の強化

担当課：市立病院地域医療連携室、医事課

- かかりつけ医の普及を推進するとともに、置賜地域医療情報ネットワークシステム（OK I-net）等の医療情報ネットワークを推進すること等により、他の医療機関や福祉・介護施設との連携を強化します。
- 今後の稼働が検討されている「全国的な保健医療情報ネットワーク」の活用も視野に入れながら、他の医療機関等との連携強化を図りつつ、周産期医療や母子救急医療体制も強化します。

3-6-2 市立病院の機能充実

担当課：市立病院総務課

- 本市の救急医療を含めた急性期医療の維持・強化のため、市立病院と三友堂病院との機能分化・医療連携を進めながら、現在の市立病院敷地内に両病院の新病院を併設・接続する形で、令和5年度の同時開院を目指します。
- 大学医局への派遣依頼、医学生及び看護学生に対する奨学資金貸付、薬剤師に対する奨学資金返還支援等に取り組み、医師等の医療従事者の確保を推進します。
- 新病院建設計画を着実に実行していくために経営の健全化を推進します。
- 地方独立行政法人への移行を検討します。
- 新病院建設にあたり、災害拠点病院の指定を目指します。

3-6-3 救急医療の充実

担当課：健康課、市立病院総務課

- 休日や夜間の病院群輪番体制の維持とともに、平日夜間・休日診療所を運営します。また、新市立病院開院後の一次救急体制を整備します。
- 新市立病院での24時間365日の救急医療体制を見据え、入院や手術を必要とする救急患者の受入体制の拡充を推進します。

■ 主な事業：市立病院建設事業、医師・看護師等の人材確保

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市民）かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう。
- ・（市民）緊急でない場合は診療時間内に受診しましょう。
- ・（市民）健（検）診を受診し、自己の健康管理及び健康づくりを心がけましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	開業医と市立病院の連携が図られている割合（紹介率）	R1	58.4%	55.0%以上	市立病院・地域医療連携室
2	開業医と市立病院の連携が図られている割合（逆紹介率）	R1	106.9%	75.0%以上	市立病院・地域医療連携室

施策 3-7 社会保障制度の安定運営



■■現状と課題■■

- 本市の生活保護世帯数は、平成 23 年度をピークに減少していますが、令和元年度は増加し、保護率は、0.96%と山形県平均値を上回っています。引き続き、保護を必要とする方への支援を行いながら、年齢や状況に応じた就労支援による生活自立の早期達成や、健康の維持・増進等を推進し、扶助費の適正化・効率化を図る必要があります。
また、生活困窮者からの複雑化・多様化する相談に適切に対応するべく、専門的・多角的な支援体制の充実を引き続き進めるとともに、その方の状況や要望に沿った計画策定と適切な支援の実施が必要とされています。
- 国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っていますが、高齢化により一人あたりの医療費が増加傾向であるとともに、被保険者数の減少により、納付金の財源となる税収の確保が難しくなっています。平成 30 年度の制度改正により、山形県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、県内の市町村で支え合う仕組みになったことから、医療費抑制に向け、健康保持のための取組を行うとともに、制度の理解促進のため、市民に対する広報活動を引き続き行う必要があります。
- 後期高齢者医療制度については、山形県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の適正な運営に努めるとともに、引き続き制度の周知を図る必要があります。
- 国民年金については、少子高齢化が進展する中において高齢者の生活基盤を支える主要な社会保障制度であることから、市民の年金受給権の確保に向け広報活動や相談業務に一層努めていく必要があります。

図表 社会保障制度に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
国民健康保険加入者数	17,855 人	16,793 人	15,992 人	15,094 人	14,734 人
後期高齢者医療制度加入者数	13,372 人	13,479 人	13,440 人	13,575 人	13,592 人
被保護世帯	702 世帯	661 世帯	645 世帯	650 世帯	666 世帯
被保護者数	906 人	831 人	793 人	783 人	794 人
医療扶助	65,017 万円	67,724 万円	65,945 万円	68,276 万円	65,788 万円
生活保護費	129,469 万円	128,116 万円	124,566 万円	126,780 万円	125,789 万円

【市国保年金課・福祉の概要】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

各種社会保険制度が適正に運営され、市民に公平な負担と給付がなされているま
ちを目指します。

低所得者福祉の充実を図るとともに、国民健康保険制度の適正な運営を推進します。
さらに、国民年金制度の周知を図り社会保障制度の適正な運営を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

3-7-1 低所得者福祉の充実

担当課：社会福祉課

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援事業を推進します。
- 生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、就労による自立支援を推進します。

3-7-2 国民健康保険制度等の適正運営

担当課：国保年金課、健康課、納税課

- 制度の啓発活動とともに、被保険者の健康保持増進に向けた保健事業を推進します。
- 保険給付と負担の均衡を確保し健全な財政運営を推進します。

3-7-3 国民年金制度の周知

担当課：国保年金課

- 国民年金制度の広報啓発活動を推進します。

■主な事業：生活困窮者自立支援事業、特定健康診査・特定保健指導事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市民）国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を適正に納めましょう。
- ・（市民）健康管理に心がけ、適切に医療機関を利用しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	国民健康保険税収納率（現年度）	R1	94.6%	94.6%	納税課
2	後期高齢者医療保険料収納率 （現年度）	R1	99.3%	99.7%	納税課

第4章 自然と都市の魅力が調和し、 賑わいと交流を促すまちづくり

施策4-1 快適で住みよい住環境づくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 少子高齢化の進展や、ライフスタイルの多様化等により住宅に対するニーズも多様化する中、市内への定住を促進するためには、良好な住環境を整備し、本市で暮らしてみたいと思える環境づくりが求められています。
- 市営住宅については、居住水準の向上と総合的な有効活用を図るため、効率的かつ的確な整備・改善を行う必要があります。また、高齢者や障がい者、子育て世帯等住宅確保に配慮が必要な方も、安全かつ安心して暮らし続けられるよう、住宅確保に向けた支援をすることが必要です。
- 全国的に空き家が増加する中、老朽化して危険な状態にある空き家を除却するとともに、空き家を幅広く活用するなど、空き家の発生を抑制していく必要があります。また、防災や都市緑化の観点から必要な都市公園の整備と適正な維持管理を進める必要があります。

図表 米沢市不良住宅除却促進事業費補助金に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
米沢市不良住宅除却促進事業費補助金	3件	3件	3件	3件	5件

【市都市整備課】

図表 米沢市空き家数の推移

	H29	H30	R1
市内空き家件数	1,186件	1,208件	1,165件

※各年10月1日時点での空き家件数

【市都市整備課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

良好な住環境が整備され、市民の安定した居住が確保されているまちを目指します。

安全で良好な住環境の整備を促進するとともに、空き家対策や市営住宅等の適切な維持管理等を推進することにより居住水準の向上と総合的な空き家の有効活用を図ります。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-1-1 良好な住環境の整備推進

担当課：社会福祉課、高齢福祉課、都市整備課

- 住宅等の耐震改修やバリアフリー化に対する支援制度を継続するなど、安心して居住できる住宅環境整備を推進します。
- 市街地における高齢者向け優良賃貸住宅等の利用を促進します。
- 民間事業者等と連携しながら、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能を強化し、高齢者や子育て世帯等に対する入居支援を行います。
- 空き家・空き地の有効活用を通して、地域の活性化及び定住促進を図ります。
- 都市公園の適正な整備、維持管理を推進します。
- 危険な状態となっている家屋等の解体を促進します。

4-1-2 良質な市営住宅としての管理

担当課：都市整備課

- 市営住宅へのニーズに対応した計画的な改修を推進します。
- 市営住宅の適正な管理運営を継続し、希望する市民が安心して入居できる環境づくりを推進します。

■主な事業： 空き家・空き地利活用支援事業、不良住宅・特定空家等除去促進事業、市営住宅ストック総合改善事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、シルバーハウジング事業、セーフティネット住宅供給促進事業、空き家・空き地バンク事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市 民）住宅の耐震改修やバリアフリー化に努めましょう。
- ・（事業者）多様な世代のニーズに対応した適正な建築情報を提供しましょう。
- ・（事業者）店舗やオフィスのバリアフリー化に努めましょう。
- ・（市民・地域・事業者）空き家・空き地利活用支援事業を活用し、空き家の適正管理に努めましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	不良住宅・特定空家等除却促進事業における除却件数	R1	5 件 (単年)	延べ 75 件 (R3～R7 延べ)	都市整備課
2	空き家・空き地バンク登録数	R1	25 件 (単年)	延べ 75 件 (R3～R7 延べ)	都市整備課
3	空き家・空き地利活用支援事業の活用件数	R1	32 件 (単年)	延べ 110 件 (R3～R7 延べ)	都市整備課
4	創業支援等事業計画に基づく空き店舗利活用者数	R1	2 人 (単年)	延べ 10 人 (R3～R7 延べ)	商工課

施策 4-2 秩序ある土地利用と景観形成の推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市では、開発等により市街地が徐々に拡大する一方、定住人口が減少し続けているため市街地の人口密度が低下し、都市機能の分散化が進行しております。そのため、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来的に困難になりかねない状況にあります。
- 今後、既存の都市基盤を維持しつつ、地域の特性に応じた必要な都市機能を集積させ、あらゆる世代が暮らしやすい効率的で密度の高いコンパクトな都市づくりを進めることで、市民が魅力を感じ、楽しめる環境を形成し、賑わいを創出していくことが求められています。
- また、市内には豊かな自然環境と風土が生み出す自然的景観と、受け継がれてきた貴重な城下町としての文化的景観があります。今後も市民と協働して歴史的資源や自然の恩恵を維持し、次代へ継承していくための景観形成や保全のための取組が必要です。
- 本市では、平成 27 年度から国土調査法に基づき、災害発生危険性の高い区域にある集落部を中心に地籍調査事業を開始しており、今後計画的に進めることで、土地取引の円滑化や土地資産の保全を図っていくことが必要です。

図表 人口集中地区（D I D s）における人口密度の推移

	H7	H12	H17	H22	H27
人口集中地区（D I D s）*における人口密度/㎢	4,063 人	3,927 人	3,752 人	3,625 人	3,519 人

D I D s・・・人口密度が 4,000 人/㎢以上の国勢調査基本単位区が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が 5,000 人以上となる地域【国勢調査】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

適正な土地利用を推進するとともに、城下町らしい景観と美しい自然景観が保全されたコンパクトなまちを目指します。

将来にわたって持続可能な都市を構築するため、密度の高いコンパクトなまちづくりを基本として、市街地の中心部への都市機能の集積やまちなかへの居住の誘導を推進します。さらに、城下町の雰囲気醸し出すまちなみや美しい自然景観の保全・活用を推進し、魅力的な景観形成を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-2-1 適正な土地利用の推進

担当課：財政課、総合政策課、都市整備課

- 国土利用計画法及び土地利用関係法の適切な運用により、基本方針に基づく計画的な土地の利用を図るとともに、地籍調査事業により地籍情報を明らかにし、土地資産保全及び課税の適正化等を推進します。
- 東北中央自動車道にある三つのインターチェンジ付近の計画的な土地利用を検討します。

4-2-2 コンパクトなまちづくりの推進

担当課：総合政策課、商工課、都市整備課

- 米沢市立地適正化計画に基づき、市民、事業者、行政の相互協力、連携により居住や都市機能を計画的に誘導し、適正な土地利用を推進します。
- 市街地の空き地や空き家、空き店舗等を有効活用したまちなか居住を促進するとともに、買い物や医療・福祉等の生活サービス機能が集積した密度の高いコンパクトなまちづくりを推進します。
- 学生や商業者等多様な人材や視点を活かしたまちなかでの賑わいづくりへの支援を行います。

4-2-3 魅力ある景観形成の推進

担当課：環境生活課、観光課、農林課、都市整備課、社会教育課

- 名所・旧跡等の歴史・文化的景観資源を有効活用するなど、地域特性に応じたまちなみづくりを市民との協働で進めることにより、米沢らしい良好な景観形成を推進します。
- 都市公園の適正な整備、維持管理、利用促進を推進するとともに、花と樹木におおわれたまちづくりを推進します。
- 吾妻山や斜平山等の森林や最上川や鬼面川等の河川環境を保全します。

■主な事業： 立地適正化計画の推進事業、中心商店街未来創造事業、中心市街地活性化事業、景観形成事業、花と樹木におおわれたまちづくり事業

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市 民・事業者）法令を遵守し、土地を有効に活用しましょう。
- ・（市 民）自然を大切にし、地域の景観を皆で守りましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	花と樹木におおわれたまちづくりモデル事業累積参加者数	R1	累計 7,100 人 (～R1 累計)	累計 11,800 人 (～R7 累計)	都市整備課
2	公共用地への樹木植栽累積本数	R1	累計 1,470 本 (～R1 累計)	累計 1,960 本 (～R7 累計)	都市整備課

施策 4-3 利便性の高い道路・交通網の整備



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 平成 29 年 11 月に開通した東北中央自動車道福島～米沢間の整備効果を高めるためには、東北中央自動車道や周辺地域につながる幹線道路と市内とを結ぶアクセス機能の向上を図る必要があります。また、円滑な交通ネットワークの確立は、地域間交流の促進と、まちなかの回遊性や利便性を高める上で重要であり、計画的に整備を進めることが必要です。
- 市道等の市内道路については、道路改良による隘路等の解消やバリアフリーに対応した歩道整備により、子どもや高齢者等の交通弱者に配慮した整備を進めるとともに、橋梁の長寿命化対策による、安全な通行確保を図る必要があります。
- 本市では、市民の身近な交通手段の確保を図るため、民間バス事業者に対する運行費の補助や市民バスと乗合タクシーの運行を行っていますが、高齢者の通院や買い物等の日常生活における移動手段や、高校生等の通学手段として公共交通の必要性が高まっていることから、既存路線の利便性向上や、公共交通の空白地域の解消等が望まれています。
- 鉄道については、安定運行と利用者の利便性向上を図るため、トンネル整備を含めたフル規格新幹線の整備や奥羽本線の複線化等について、関係機関に引き続き働きかけていく必要があります。

図表 民間事業者へのバス運行補助の状況

	H27	H28	H29	H30	R1
民間事業者へのバス運行補助	28,320 千円	27,442 千円	28,851 千円	31,196 千円	31,712 千円

【市総合政策課】

図表 道路整備に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
都市計画道路の整備状況	39.9%	40.1%	52.2%	52.5%	52.5%
道路網の歩道延長	99.13 km	99.91 km	99.8 km	99.90 km	99.90 km
長寿命化対策を実施した橋梁数の割合	2% (6/306)	3% (9/305)	7% (20/306)	11% (35/306)	15% (46/306)
道路の改良延長(供用開始延長)	1.02 km	0.75 km	0.82 km	0.06 km	0.17 km

【市都市整備課・市土木課】

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

快適な交通環境が整備され、市民が円滑に移動できるまちを目指します。

地域間交流を促す広域交通網の整備促進と合わせて、利便性の高い市内道路の整備を推進します。また、公共交通機関を充実させ、誰もが移動しやすい多様な交通基盤の整備を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

4-3-1 道路交通網の整備促進

担当課：土木課

- 広域交通網の充実を図るため、国や県と連携し、周辺地域間を結ぶ国道、県道等の主要道路の整備を促進します。

4-3-2 市内道路の整備の推進

担当課：土木課、都市整備課

- 円滑な道路交通網を構築するため市街地環状線の整備を促進するとともに、まちなかの回遊性や利便性を高めるための道路整備を推進します。
- 生活道路の利便性向上と安全性の確保を図るため、道路改良や歩道整備を推進します。
- 道路等の計画的な管理を推進するとともに、老朽化した橋梁の長寿命化を図るため、計画的な補修を推進します。

4-3-3 公共交通機関の充実

担当課：総合政策課

- 市民バスと乗合タクシーの運行を継続しながら、利便性の向上に努めるとともに、持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進するため、米沢市地域公共交通計画を策定します。
- トンネル整備を含めたフル規格新幹線の整備促進及び地域公共交通の利便性向上を図るため、事業者との協議や関係団体への要望活動を実施します。

■主な事業：国・県道の整備促進、市道整備事業、道路橋りょう長寿命化事業、市民バス運行事業、乗合タクシー運行事業、地域公共交通計画策定事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市 民）道路の美化に努め、道路を大切にしましょう。
- ・（市 民）身近な交通手段である公共交通機関を積極的に利用しましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	道路網の歩道延長	R1	99.90 km	100.87km	土木課
2	長寿命化対策を実施した橋梁数の割合	R1	15.0% (46/306)	19.0% (58/304)	土木課
3	道路の改良延長 (供用開始延長)	R1	0.17 km (単年)	延べ 1.22km (R3～R7 延べ)	土木課
4	市街地循環バス(右回り線・左回り線)の平均乗車人数	R1	11.8 人/便	15.6 人/便	総合政策課
5	市街地循環バス南回り線の平均乗車人数	R1	8.5 人/便	11.5 人/便	総合政策課

施策 4-4 安全な水の供給と水環境の保全の推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市の上下水道事業は、人口減少や節水機器の普及等により水需要の減少が見込まれる中、浄水場や浄水管理センター等施設の老朽化への対応に加え、今後増大する配水管等の更新需要に対応していく必要があります。このことから、将来にわたり、事業を安定的に継続していくための適正な料金体系の確立と企業経営の効率化が求められています。
- 市民がいつでも安心して安全な水を利用することができるよう、水道水の安全性向上と安定供給体制の確立に努める必要があります。また、本市は最上川の最上流部に位置し、河川の水質を保全していく責務があることから、今後も引き続き、公共下水道の適正な整備、維持管理と合併処理浄化槽設置の推進に努めるとともに、公共下水道整備区域内における早期接続への働きかけも必要です。
- 消雪用として利用される地下水の揚水による地盤沈下等の地下水障害を防止しつつ、地域の地下水を守るため、地下水の適切な保全管理と利用が求められています。

図表 上下水道に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
上水道有収水量（注1）	8,493,668 m ³	8,425,804 m ³	8,423,187 m ³	8,451,188 m ³	8,297,313 m ³
下水道水洗化率	85.5%	86.1%	87.4%	88.2%	88.2%
鉛製給水管率 （交換件数）	9.3% (472 件)	8.3% (298 件)	7.3% (328 件)	6.6% (232 件)	5.7% (260 件)

（注1）料金徴収の対象となった水量（簡易水道を含む）

【市業務課】

図表 地下水に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
地盤沈下量の推移（水準点 No. 12）（注）	10 mm	2 mm	3 mm	9 mm	1mm

（注）水準点 No. 12 は、過去五年間で最大の沈下量を示した水準点

【市環境生活課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

安全で良質な水が、将来にわたって安定的に供給されるとともに、健全な水循環が維持されたまちを目指します。

安全で良質な水道水を供給するとともに、河川等の水質保全のため、生活排水対策の充実を図ります。また、地盤沈下等の地下水障害防止のため、持続可能な地下水の保全と利用の推進を図っていきます。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

4-4-1 安全な水道水の安定供給

担当課：業務課、水道課

- 安全な水道水を供給するため、施設の整備や適正な水質検査を実施することにより、取水から蛇口までの水質の安全性を高めます。
- 施設の更新時に水需要予測等から施設能力の見直し等を行い、適正な規模での更新や耐震化等の施設整備を推進します。
- 他事業体との合同訓練の実施、災害時の相互応援協定による応急給水や復旧体制の強化を図り、管路の耐震化などの予防措置と併せて危機管理の充実に努めます。

4-4-2 生活排水対策の充実

担当課：下水道課、業務課

- 管きょや終末処理場等の適正な整備と維持管理を推進し、供用開始区域内における公共下水道等への接続を促します。
- 公共下水道事業計画区域外、農業集落排水事業区域外及び公共下水道事業計画区域であっても下水道の整備が当分の間見込まれない地域において、合併処理浄化槽の新規設置及び単独処理浄化槽・汲み取り便槽からの転換を推進するとともに、浄化槽設置者に対して適正な維持管理を指導します。

4-4-3 河川の水質保全

担当課：環境生活課、業務課、都市整備課

- 最上川等身近な水辺環境の美化と河川の水質保全を図るための啓発活動を推進します。

4-4-4 地下水の保全

担当課：環境生活課

- 消雪のための地下水揚水による地盤沈下等地下水障害の現状を把握するとともに、地下水採取に係る実態把握に努めます。また、米沢地区地下水利用対策協議会と連携して適正な利用に向けた啓発活動を推進します。

■主な事業：水道施設改良事業、舘山配水区受水施設整備事業、米沢浄水管理センター外改築事業、下水道普及促進事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市民・事業者）各家庭や事業所での適切な水の利用を心がけましょう。
- ・（市民・事業者）供用区域内では公共下水道または農業集落排水処理施設に接続しましょう。
- ・（市民・事業者）公共下水道事業計画区域外、農業集落排水事業区域外及び公共下水道事業計画区域であっても下水道の整備が当分の間見込まれない地域では、合併処理浄化槽に切り替えましょう。
- ・（市民・事業者）消雪用地下水のこまめな出し止めを行い、適正利用に努めましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	水道管路の耐震化率	R1	9.8%	13.8%	水道課
2	下水道水洗化率	R1	88.2%	88.4%	業務課 下水道課

施策4-5 環境にやさしいまちづくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 国は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこととしており、本市においても令和2年10月にゼロカーボンシティ宣言を行うなど、地球温暖化による自然災害リスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、国と地方による積極的な温暖化対策の取組が求められています。
- 本市の雄大な自然環境を守るためには、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及拡大を推進するとともに、環境を汚染する公害の防止に努め、環境への負荷を抑えた暮らし方を意識し、ごみの適正な回収を図ること等により、ごみの減量化等による省資源・循環型社会への転換を推進する必要があります。また、市外からの一般廃棄物の搬入量を抑制するとともに不法投棄の防止対策を推進する必要があります。

図表 ごみ総排出量に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみの総排出量	28,185 t	26,768 t	26,632 t	27,102 t	27,042 t

【置賜広域行政事務組合】

図表 環境に係る推移

	H25	H26	H27	H28	H29
二酸化炭素総排出量	1,008,417 千 t	960,298 千 t	902,584 千 t	853,654 千 t	828,404 千 t

【環境省 自治体排出量カルテ】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

豊かな自然環境と共生した良好な環境の中で生活が営まれている、市民が住みよいまちを目指します。

恵まれた豊かな環境を守るため、環境保全意識の高揚を図るとともに、エネルギーの有効利用を促進し、公害防止の取組を推進します。また、省資源・循環型社会の構築を目指し、排出されたごみの適正な収集運搬に努めるほか、不法投棄防止の取組を推進します。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

4-5-1 環境保全意識の高揚

担当課：環境生活課

- 環境についての情報を知る機会や、市民生活と環境との関連について学習する機会を提供することにより、市民の環境保全意識の高揚を促進します。

4-5-2 脱炭素社会の推進

担当課：総合政策課、環境生活課

- 省エネ・脱炭素化の取組について啓発するとともに、省エネ型製品の普及拡大を図ります。
- バイオマス等の地域に賦存する再生可能エネルギーの導入を推進するほか、街路灯のLED化を促進するなど、省エネルギーを推進します。

4-5-3 公害の防止

担当課：環境生活課

- 騒音、振動、悪臭等によって生じる公害を防止するため、法令に基づいた指導を行うとともに、発生時の早期対応体制の整備を推進するなど、市民の生活環境や健康を守る取組を推進します。

4-5-4 省資源・循環型社会の構築

担当課：環境生活課、社会教育課、学校教育課

- 自然環境に対する負荷の軽減を図るため、3Rの推進等、環境に配慮した資源の循環的な利用を促進します。
- ごみの減量化と再資源化を一層推進するため、地区衛生組合と連携して環境教育や情報発信を効果的にを行います。

4-5-5 ごみの適正収集運搬・不法投棄防止

担当課：環境生活課

- 人口減少や高齢化等、本市を取り巻く状況の変化を考慮しながら、適正な収集運搬を行うとともに、分別方法等の情報をより効果的に提供します。
- ごみの不法投棄を抑止するため、監視カメラを効果的に活用するなどして、適正に収集及び処分されるよう啓発を行います。

■主な事業：ごみ減量化・リサイクル推進事業、河川水質保全事業

■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■

- ・（市 民）ごみの減量化と再資源化を図るため、適正なごみの分別を徹底しましょう。
- ・（事業者）商品の生産、販売段階でごみになるものを積極的に減らしましょう。
- ・（市民・事業者）家庭や事業所で、省エネルギー対策に取り組みましょう。

■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	ごみの総排出量	R1	27,042t	25,000t	環境生活課
2	公害苦情件数	R1	78 件	(R1比) 10%減	環境生活課

第5章 安全安心に暮らせるまちづくり

施策5-1 いざというときに備えるまちづくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 近年、地震や風水害等の自然災害が全国的に頻発しています。自然災害や火災、交通事故、犯罪等から市民の生命と財産を守るためには自らが自らを守る「自助」、地域住民相互による「共助」、公共機関による救助・支援等の「公助」が有機的に行われることが必要です。
- 本市は、これまで自然災害が比較的少ない地域ですが、全国で発生している地震や風水害等大規模災害の教訓を踏まえ、減災を基本とした公共施設や家屋の耐震化等の災害防止対策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を行うほか、市民の防災意識や地域コミュニティの防災力の向上、災害時等の情報収集・伝達体制を整備するなど危機管理体制の強化を図る必要があります。
- 置賜広域行政事務組合消防本部と連携し、消防施設の充実、消防力の強化を図るとともに、消防団の組織体制の活性化を図るほか、市民や民間事業所等への防火・救急講習会を実施し、防火意識の高揚の促進を図り、予防消防の強化が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症のような世界的な流行を引き起こす感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。こうした感染症がひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害や社会・経済へ与える影響は甚大なものとなります。感染拡大防止に向け感染症予防に対する知識を備え、正しい情報をもとに適切な行動に努めることや有事に備えて衛生用品等の備蓄を行うことが必要です。

図表 防災に係る推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自主防災組織率	54.2%	62.1%	62.5%	63.3%	63.3%	68.7%
米沢市消防団 団員数	947人	951人	947人	936人	938人	913人

【市環境生活課】

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

防災基盤や地域防災力を強化するとともに、市民が平常時から防災に強い関心と深い理解をもつ、災害に強いまちを目指します。

減災を基本とした防災体制の強化を推進するとともに、消防力や消防団の充実といった消防体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

5-1-1 防災基盤の強化

担当課：環境生活課、土木課、都市整備課、水道課、下水道課、教育総務課

- 防災活動拠点となる公共施設やライフライン施設等の耐震化を図り、都市基盤施設の防災に配慮した整備を推進します。
- 米沢市国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりの構築に取り組みます。

5-1-2 地域防災力の強化

担当課：環境生活課、社会福祉課、こども課、健康課、高齢福祉課

- 市民が災害時に適切な対応をとれるよう、防災マップ等を活用した防災訓練や研修等の知識を深められる場を設けるとともに、共助力を高めるために自主防災組織の設立及び組織の継続運営を支援します。
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設と連携し、避難確保計画の作成や災害発生に備えた訓練の実施を支援していくとともに、災害時に、要配慮者が避難所に安心して入れるよう体制を整備します。
- 災害時の指定避難所となる小中学校やコミュニティセンター等との連絡体制を強化します。
- 各種災害等を想定し、防災資機材倉庫に防災資機材や備蓄品の計画的な整備を推進するとともに、感染症に対応した避難所運営を推進します。

5-1-3 消防力の強化

担当課：環境生活課

- 置賜広域行政事務組合消防本部と連携して消火栓、防火貯水槽等の消防施設の充実を図るとともに、火災等災害発生時の消防・救急救助に係る緊急要請体制を継続するほか、市民に対する初期消火訓練、応急手当講習会を引き続き実施します。
- 消防団員の確保を図るほか、消防団活動に必要な設備等の整備を推進し、消防力の強化を促進します。

5-1-4 災害時等における適切な情報の発信

担当課：環境生活課、健康課

- 災害等が発生または発生するおそれがある場合の状況に応じて、市民への早急かつ適切な情報提供及び対策を行います。
- 感染症等の生命や健康の安全を脅かす事態に対しては、発生予防や拡大防止に努めていくため、国や県と連携し、市民への早急かつ適切な情報提供及び対策を行います。

- 新型の感染症の流行に備え市民、事業所等にも衛生用品等を平常時に備蓄しておくよう周知・啓発を行います。

■主な事業： 消防団施設整備事業、非常備消防事業、公共施設の耐震化事業等

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市 民）応急手当講習会に参加するなど応急手当の知識を身につけましょう。
- ・（市 民）災害用食糧や非常用生活用品・衛生用品を備蓄しましょう。
- ・（市 民・地 域）自主防災組織の設立や活動の活発化に努めましょう。
- ・（市 民・地 域・事業者）防災・防火訓練に積極的に参加しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	防災拠点としての公共施設の耐震化率	R1	96.4%	100.0%	環境生活課 都市整備課
2	自主防災組織率	R1	68.7%	100.0%	環境生活課
3	消防団員の充足率	R1	89.9%	100.0%	環境生活課

施策 5-2 普段から安全を心がけるまちづくりの推進



■ 現状と課題 ■

- 本市における交通事故件数は減少傾向にありますが、交通死亡事故者のうち、高齢者が占める割合が高くなっています。一方、児童等については、登校時の交通指導やボランティア立哨活動、幼少期からの交通教育が一定の成果を上げています。

今後も、年代に応じた交通教育を引き続き推進するなど交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守意識の向上に向けた取組をしていく必要があります。

- 東北中央自動車道の開通に伴う交通環境の変化等に対応するため、区画線やカーブミラー等の交通安全施設の整備を進めるなど安全な道路環境づくりを進める必要があります。
- 本市を管轄する米沢警察署管内での刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、引き続き地域や関係機関との連携強化による防犯対策を推進し、犯罪の誘引となる青少年の不良行為を抑止し、より犯罪等の起こりにくい環境を整備する必要があります。
- 社会経済構造の変化、技術革新、情報化の進展は、消費生活に様々な変化をもたらし、利便性が増進する一方で、新たな手口による悪質な詐欺まがいの商法が後を絶ちません。また、民法改正に伴い令和 4 年度から成人年齢の引下げが予定されていることから、各年代にあわせた消費者教育により自立した消費者を育成するとともに、地域全体で子どもや高齢者等を見守る仕組みづくりを支援し、消費者トラブルの未然防止を図っていく必要があります。

図表 交通に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
交通事故件数（注）	556 件	485 件	433 件	395 件	307 件
交通死亡事故のうち、 高齢ドライバーに係る事故の 構成率（県内）（注）	24.6%	35.7%	39.5%	45.1%	37.5%

（注）暦年（1 月～12 月）での統計

【米沢警察署交通事故の実態・山形県交通事故発生状況】

図表 防犯等に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
刑法犯認知件数（注 1）	431 件	373 件	305 件	304 件	276 件
消費者見守りサポーター 養成人数（注 2）	422 人	991 人	1,439 人	1,597 人	2,185 人

（注 1）刑法犯認知件数：暦年（1 月～12 月）の統計

（注 2）消費者見守りサポーター養成人数：各年度の累計人数

【山形県警察犯罪統計資料・市高齢福祉課】

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

交通事故、犯罪及び消費者被害が起こりにくい環境が整備され、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

市民一人ひとりの交通安全意識の高揚や環境整備等、交通安全対策の推進とともに、防犯対策や消費者行政の推進を図り、安全な環境づくりを推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

5-2-1 交通安全対策の推進

担当課：環境生活課、土木課

- 交差点や狭幅員及び見通しの悪い道路における道路照明灯や、区画線、カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。
- 交通安全関係団体と協力・連携して交通安全意識の啓発を図るとともに、交通指導員等による交通安全教育、指導等を推進します。
- 高齢者を対象とした交通教室を実施するなど、高齢者の交通事故を減少させる取組を推進します。

5-2-2 防犯対策の推進

担当課：環境生活課、社会教育課

- 地域ぐるみの自主防犯活動を支援するとともに、関係団体等との連携による街頭指導や防犯教育の実施等により、青少年の非行防止や青少年に対する犯罪防止を推進します。
- 夜間の安全確保及び犯罪防止のため、街路灯や防犯灯の設置を推進するほか、必要に応じて防犯カメラの設置を支援します。

5-2-3 消費者被害の防止と消費者教育の推進

担当課：環境生活課、高齢福祉課

- 消費生活センターの相談体制を継続するとともに、関係機関との連携により相談及び情報提供体制を強化します。
- 消費者に対する啓発活動及び消費者教育を推進します。

■主な事業：交通安全施設整備事業、青少年補導センター活動事業、消費者行政推進事業等

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市 民）交通ルールを遵守し、常に交通安全の意識を持ちましょう。
- ・（市 民）悪徳商法にだまされないための正しい消費者知識を身につけましょう。
- ・（市 民・地 域）地域一体となった巡回パトロール等の自主防犯活動を実施しましょう。
- ・（事業者）商品や契約内容に対する適切な表示や説明を行いましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	交通事故発生件数(人身)	R1	307 件	(R1 年比) 50%減	環境生活課
2	刑法犯認知件数(米沢市内)	R1	276 件	(R1 年比) 50%減	環境生活課
3	消費者見守りサポーター養成人数	R1	累計 2,185 人 (～R1 累計)	累計 5,000 人 (～R7 累計)	環境生活課 高齢福祉課

施策5-3 冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市は、特別豪雪地帯に指定され、冬期間の日常生活や経済活動をする上で、道路の除排雪をはじめとする雪対策は必要不可欠なものとなっていることから、これまでもその充実に力を入れて取り組んできました。しかし、高齢化の進展やライフスタイルが多様化する中、家庭や地域で共に支え合う機能の弱体化、自力で除雪することが困難な高齢者世帯や雪の重みにより倒壊のおそれがある空き家の増加等が課題となっています。
- このような中、本市では平成30年5月に米沢市雪対策総合計画を策定し、効率的な除排雪体制の推進や計画的なハード整備等により雪に強く住みよいまちづくりを推進するとともに、高齢者・障がい者等が冬期間も安心して生活できる体制づくりや、市民協働による雪処理の担い手確保等に取り組んでいます。
- 雪は、冬期間の生活に不便を強いる面がある一方で、水資源として豊かな自然の恵みをもたらすとともに、本市においては、上杉雪灯籠まつりに代表されるように、冬期間における貴重な観光資源として活用されています。このように雪には有用な面もあることを理解した上で、雪を地域資源として活用した産業や観光を振興する必要があります。

図表 雪に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
年度別累積降雪量	380 cm	700 cm	622 cm	472 cm	154 cm
年度別最大積雪深	56 cm	112 cm	135 cm	75 cm	33cm
車道除雪延長（注1）	610.92 km	613.27 km	612.48 km	613.43 km	613.67 km
歩道除雪延長（注2）	70.94 km	71.85 km	72.17 km	72.39 km	73.42 km
除雪対策事業費決算額	397 百万円	871 百万円	1,242 百万円	702 百万円	431 百万円

（注1）車道除雪延長：消融雪車道 L=1.64 kmは除く

（注2）歩道除雪延長：融雪歩道 L=0.43 kmは除く

【市土木課・市財政課】

図表 高齢者等への雪対策に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
高齢者雪下ろし助成事業（登録者）	769 人	982 人	998 人	818 人	610 人
高齢者雪下ろし助成事業（助成回数）	120 回	1,243 回	1,649 回	522 回	1 回
高齢者等除雪援助員派遣事業（登録世帯）	388 世帯	438 世帯	415 世帯	374 世帯	375 世帯
高齢者等除雪援助員派遣事業（派遣回数）（注）	563 回	1,393 回	1,619 回	1,032 回	128 回

（注）手作業と機械作業の合算

【市高齢福祉課】

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

雪と向き合い、共に支え合いながら、安心して暮らせる雪に強いまちを目指します。

冬期間の状況に応じた効率的な除排雪体制の確立を進めるとともに、道路や住宅等における融雪施設等の充実や雪害防止の対策を推進し、雪に対する安全確保を進めます。また、高齢者・障がい者が冬期間安心して生活できる体制や、市民協働による雪処理の担い手確保等を進めます。さらに、雪を利用した産業、観光の振興を図り、地域活性化を促進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

5-3-1 総合的な雪対策

担当課：総合政策課

- 米沢市雪対策総合計画に基づき、克雪・親雪・利雪対策を推進します。

5-3-2 効率的な除排雪体制の確立

担当課：土木課

- 冬期間の効率的な除排雪を推進するため、除雪車運行管理システムの実証試用を検証し、本格導入を推進します。また、近年の異常気象に対しても安定した除排雪体制を維持するため、業務内容の見直しを行います。

5-3-3 道路、住宅等における融雪施設等の充実

担当課：土木課、都市整備課

- 流雪溝の整備を推進するほか、融雪設備や雪害防止策等、住宅等の克雪化を支援するとともに、その普及に向けた啓発活動を推進します。

5-3-4 雪害防止の充実

担当課：土木課

- 地吹雪が発生する箇所への防雪柵設置や山間部等における雪庇除去等の雪崩防止対策を推進します。

5-3-5 安心して生活できる体制づくり

担当課：総合政策課、社会福祉課、
高齢福祉課、土木課

- 地域との協力により除排雪協力会の組織化を推進するとともに、高齢者・障がい者世帯への雪下ろし等に対する支援を推進します。
- 地域の支え合いによる除排雪体制整備を支援し、地域コミュニティの機能強化を促進します。
- 除雪ボランティア活動の継続支援やオペレーターの育成支援や勉強会等を行い、雪処理の担い手確保を図ります。

5-3-6 雪を利用した産業、観光の振興

担当課：総合政策課、観光課、農林課

- 上杉雪灯籠まつりをはじめとする雪国の魅力を伝えるイベント等を開催するとともに、関係団体と連携した誘客プロモーションの実施により、冬期間の観光誘客を推進します。

- 市内のスキー場と連携し、近隣県、北関東をターゲットとした誘客プロモーションを実施し、冬のスポーツツーリズムを推進します。
- 雪氷熱エネルギーの利用を検討します。

■主な事業：地域の支え合いによる除排雪推進事業、道路・歩道等の除排雪事業、上杉雪灯籠まつりの開催

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

- ・（市 民）道路等の除雪作業に協力するとともに、重機による水路への投雪や交通の妨げとなる除雪行為はやめましょう。
- ・（市 民）雪を活用したまつりやイベント等に積極的に参加しましょう。
- ・（市 民・地 域）地域の高齢者、障がい者世帯等の除排雪や雪下ろしの支援を行いましょう。
- ・（市 民・地 域）除排雪協力会の役割を理解し、その組織化に積極的に協力しましょう。
- ・（事業者・大 学）雪氷熱エネルギーの利用や雪国に必要な商品・技術の開発研究を推進しましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	除排雪協力会の組織数	R1	477 団体	495 団体	土木課
2	雪灯籠まつり観光客入込数	R1	162,000 人	274,000 人	観光課

第6章 持続可能なまちづくり(協働・行政経営)

施策6-1 ICTを活用したまちづくりの推進



■■ 現状と課題 ■■

- インターネットやスマートフォンの普及は、誰もが情報収集や情報発信を容易にできる環境を作るとともに、経済分野をはじめ、市民生活や教育、さらには労働環境等の社会における様々な場面で大きな変化をもたらしました。また、近年、IoT、人工知能(AI)、ビッグデータといった進化したICTの活用が進んでおり、国では、これらをあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety5.0の実現を目指しています。本市においても、これら先端技術を様々な分野に活用することで、地域課題の解決や魅力向上につなげるとともに、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図ることが重要です。
- 一方、情報通信ネットワークに関する知識・技術及び機会の差等に起因する情報入手の量や質等の格差(デジタル・ディバイド)、個人情報漏洩やサイバー攻撃等の危険性が指摘されていることから、情報通信技術の利活用にあたっては、個人情報の保護や行政サービス維持のための安全対策を着実に実行するとともに、情報教育の一層の充実が求められています。

図表 情報通信に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
市への*電子申請が可能な 手続の数	7件	7件	8件	10件	13件

【市総合政策課】

■■ 施策の目指す姿 ■■

様々な技術を活用し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができ
る「Society5.0」の実現を目指します。

学校教育等における情報教育やICTの利活用を推進するとともに、様々な技術を有効に活用することで、地域課題の解決だけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく変化させることで、地域の魅力向上を図ります。

■■ 施策での取組 ■■

6-1-1 情報教育の推進

担当課：社会教育課、学校教育課

- 市民に対する情報教育を充実させるとともに、学校教育における情報環境の整備とICTの利活用を推進し、GIGAスクール構想の実現を目指します。

6-1-2 ICT利活用の推進

担当課：総合政策課、
市民課、商工課

- 地域の課題解決や活力の維持・発展に向け先端技術の活用を促します。
- 大学の各種先端技術の研究やその成果の事業化を促進するとともに、企業と連携を強化し先端技術の事業展開を促進します。
- マイナンバーカードを活用し、市民サービスの向上と行政の効率化に取り組みます。
- RPA等の先端技術の活用や自治体クラウドの導入を推進し、行政の効率化を実現します。
- ホームページやSNS等を利用して行政情報をより多くの人に速やかにお知らせするとともに、電子申請等を活用した行政サービスを充実させます。
- 情報システムに適切な安全対策を施し、個人情報の保護と行政サービスの信頼性向上に取り組みます。

■主な事業：ICTを活用した学校教育情報化の推進、マイナンバー制度の活用推進、地方税電子申告システム運用事業、ホームページの管理運用、コンビニ交付サービス事業

■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■

- ・（市 民）情報利活用の技術を習得し、積極的な情報受発信を行いましょう。
- ・（市 民）マイナンバーカードを取得し、活用しましょう。
- ・（地域・事業者）様々な課題解決手段として、先端技術の活用を検討しましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	市への電子申請が可能な手続の数	R1	13 件	19 件	総合政策課
2	RPA等を活用した業務効率化の 取組数	R1	－	10 件 (～R7 累計)	総合政策課

施策 6-2 交流・つながりを通じ、多くのひとを呼び込むまちづくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市では国内 6 都市・海外 2 都市と姉妹都市（友好都市）を締結しており、特に国内 6 都市とは歴史的な縁を基軸とした市民・市民団体間での相互交流が進められています。今後も国内外の姉妹都市等との一層の交流を推進するとともに、イベント等を通じて、多様な地域間の交流を推進することにより、市民の視野を広げ豊かな心を育む必要があります。
- また人口減少・高齢化により地域づくりの担い手が不足する中で、「交流人口」に加えて、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の拡大が求められています。首都圏等への魅力発信、合宿や教育旅行の誘致、体験型交流の支援等を進め、継続的なつながりを強化していくとともに、本市への移住希望者を増やしていく必要があります。
- 国際交流の推進や、社会経済のグローバル化が進んだことで、本市においても外国からの留学生をはじめ、外国人技能実習生や外国人労働者等の増加が見込まれることから、こうした外国人との交流機会を充実させるとともに公共施設や観光施設の案内表示等の多言語表記を推進し、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。

図表 姉妹都市等

都市名		区分	締結年月日
タウバテ市	ブラジル共和国 サンパウロ州	姉妹都市	昭和 49 年 1 月 28 日
高鍋町	宮崎県	姉妹都市	昭和 56 年 4 月 27 日
モーゼスレイク市	アメリカ合衆国 ワシントン州	姉妹都市	昭和 56 年 5 月 1 日
上越市	新潟県	姉妹都市	昭和 56 年 10 月 7 日
南魚沼市	新潟県	歴史親善友好都市	昭和 61 年 9 月 1 日
沖縄市	沖縄県	姉妹都市	平成 6 年 4 月 1 日
東海市	愛知県	姉妹都市	平成 12 年 10 月 20 日
西尾市	愛知県	友好都市	平成 25 年 12 月 15 日

【市秘書広報課】

図表 外国人登録者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
外国人登録者数	550 人	581 人	634 人	716 人	760 人

【市市民課】

図表 教育旅行受入数の状況

	H27	H28	H29	H30	R1
教育旅行受入数（注）	235 人・泊	175 人・泊	215 人・泊	401 人・泊	367 人・泊

（注）教育旅行受入数：米沢市内で実施された農村民泊の教育旅行受入数（一部地域独自受入も含む）
【米沢市農泊受入推進協議会】

図表 合宿誘致延べ参加者数の状況

	H27	H28	H29	H30	R1
合宿誘致延べ参加者数	418 人	1,024 人	911 人	811 人	855 人

【市スポーツ課】

■■ 施策の目指す姿 ■■

姉妹都市や首都圏等との活発な相互交流や、つながりを増やしていくとともに、外国人も暮らしやすいまちを目指します。

姉妹都市や首都圏等との地域間交流を推進し、本市の魅力や特性を発信し、継続的なつながりを増やすことで地域経済を活性化させるとともに、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するなど、国際交流を推進します。

■■ 施策での取組 ■■

6-2-1 国内交流の推進

担当課：秘書広報課、観光課、農林課、社会教育課、スポーツ課、学校教育課、総合政策課、米沢ブランド戦略課

- 姉妹都市等との行政、市民間の交流を促進し、歴史・文化の相互理解を深めます。
- 本市が持つ様々な資源や魅力を活かしながら、各種学会・大会・合宿・教育旅行・イベント等の誘致を促進するとともに、自然等を活用した体験型交流を推進し、国内交流の拡大を図ります。
- 本市の魅力発信、ふるさと納税制度の活用、首都圏における交流イベント等を通じた継続的なつながりを形成することにより、関係人口の拡大に努めます。

6-2-2 国際交流の推進

担当課：秘書広報課、観光課、社会教育課

- 地域社会における国際理解を進めるため、米沢市国際交流協会を中心に国際化に対応できる人材の育成を推進します。
- 市内案内表示等の多言語表記化を進めるとともに、本市転入外国人への生活ガイドブックの配布、米沢市国際交流協会の外国人相談窓口、日本語教室を通じて、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 米沢市国際交流協会開催の外国人との交流イベント、関係団体が主催する留学生との交流イベントを通じて、国際交流を推進します。

6-2-3 移住・定住の促進

担当課：総合政策課、商工課

- 本市への移住を促進するとともに、移住希望者に対する支援体制を整備します。
- 高校や大学等との連携により、新規学卒者等の定住を促進します。

■主な事業：都市交流事業、国際理解講座事業、合宿誘致事業、米沢ファン増プロジェクト事業、お試し暮らし体験事業

■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■

- ・（市 民）文化・スポーツのイベントへ積極的に参加し、交流を深めましょう。
- ・（市 民）他地域や他国の人々と主体的に相互交流を行いましょう。
- ・（市 民）他国の文化を学び、異文化を尊重しましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	国際理解講座の受講者数	R1	29 回 1,395 人	50 回 2,000 人	秘書広報課
2	イベント等による首都圏からの移住者数	R1	延べ 101 人 (H27～R1 延べ)	延べ 114 人 (R3～R7 延べ)	総合政策課
3	ふるさと納税申込件数	R1	30,819 件	31,000 件	米沢ブランド 戦略課
4	お試し暮らし体験事業の参加者数	R1	6 人	30 人	総合政策課

施策 6-3 とともに協力し合い、行動するまちづくりの推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本市では、パブリック・コメント制度や各種審議会等の委員を一部公募により選考する制度を推進し、まちづくりに市民の声を反映するとともに、協働提案制度により、NPOやボランティア団体等の民間活力を活かしたまちづくりへの取組を後押ししてきました。今後も、様々な分野で市民の参加を促進するとともに、行政に関する情報を、広報よねざわをはじめ、インターネットやSNS、スマートフォン用情報発信アプリ等、ターゲットに合わせた様々な手段で分かりやすく公表し、市民に行政への関心を高めてもらう必要があります。
- 高齢化・人口減少が進む中で、一人暮らし高齢者世帯や空き家の増加、自然災害等の地域の課題が深刻化しています。さらに、近年では、核家族化の進展、生活意識やライフスタイルの多様化によって、地域社会の連帯意識が希薄化し、コミュニティ活動への参加意欲の低下や担い手の高齢化・固定化等により地域での活動に支障をきたしており、町内会等の自治組織の機能が低下しています。今後は、身近な問題をお互いの助け合いで解決しようとする自治意識と地域の連帯感の高揚を図り、自治組織の活性化を促し、市民一人ひとりが自ら担い手となって地域づくりに取り組んでいくことが求められます。また、地域での防災・防犯、青少年活動等を支えるNPOやボランティア、市民同士の交流等、人と人とのつながりやそこで生まれる活動を支援することも必要です。
- 本市ではこれまでコミュニティセンターを生涯学習や防災活動、地域づくり等の地域活動拠点として位置づけ、全地区での整備を進めてきました。今後も、さらなる活用を推進するとともに、コミュニティセンター施設の適正な維持管理と老朽化したコミュニティセンターの改築を推進する必要があります。

図表 市民の行政への参画に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
協働提案制度による提案数	8 件	8 件	9 件	5 件	5 件
審議会等の公募委員の割合（注）	4.4%	8.2%	7.6%	6.1%	4.7%

（注）公募委員の割合：当該年度に委員公募を行った審議会等の委員定数における委嘱した公募委員の割合のこと

【市総務課・市総合政策課】

— ■■ 施策の目指す姿 ■■ —

市民自らが地域の課題解決に向けて積極的に取り組む協働のまちを目指します。

市民と行政が一体となってまちづくりを行うための体制を整備するとともに、行政情報提供の充実を図ります。また、地域住民が主体となった地域づくりを支援し、活動拠点となるコミュニティセンター施設の適正な維持管理と計画的な改修を推進します。

— ■■ 施策での取組 ■■ —

6-3-1 市民と行政が一体となったまちづくり 推進体制の整備

担当課：総務課、総合政策課、秘書広報課、社会教育課

- パブリック・コメント制度や審議会等における委員公募制度により、各種行政計画等に市民の意見や提言を反映させるとともに、協働提案制度を活用し、NPO団体等の活動や地域課題の解決を支援します。
- 市民が持つまちづくりに関するアイデアを具現化しやすい環境整備を図るとともに、まちづくりに参加するNPO団体等を把握し、育成を図ります。
- 行政を身近に感じられる、より分かりやすい広報づくりを行うとともに、市民や地域の声を行政運営に反映するために様々な広聴事業を実施します。
- 行政や地域活動等に学生や若者など様々な市民や外部人材の参画・参加を促進することで、活力あるまちづくりを推進します。

6-3-2 地域コミュニティの活性化

担当課：総合政策課、社会教育課

- 町内会等の自治組織の維持及び活性化を促進するとともに、地域の生活や暮らしを守るため、住民同士の交流や生活サービス支援等、地域住民自らが地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織の形成を支援します。
- 地域づくり活動の中核となる人材育成を支援します。

6-3-3 行政情報提供の充実

担当課：総務課、総合政策課、秘書広報課、社会教育課、議会事務局

- 広報よねざわや、ホームページ、SNS、動画配信、スマートフォン用アプリ等の多様な手段を利用して行政情報を広く分かりやすく提供します。
- 市政に関する理解度を高めてもらうため、まちづくり出前講座等を充実させます。

6-3-4 コミュニティセンターの整備と活用促進

担当課：社会教育課

- 老朽化したコミュニティセンター等施設の整備・改修を計画的に推進します。
- 各コミュニティセンターを生涯学習や地域づくり、防災活動等、地域の拠点として活用するよう、地域の団体や住民に利用を促すとともに活動を支援します。

■主な事業：コミュニティセンター等施設整備・改修事業、おしよしな地域おこし協力隊設置事業、広報広聴事業

— ■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■ —

- ・（市 民）地域づくり活動に積極的に参加しましょう。
- ・（事業者）地域社会の一員として地域の活動に取り組みましょう。

— ■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■ —

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	審議会等の公募委員の割合	R1	6.1% (H27～R1 平均)	10.0% (R3～R7 平均)	総務課
2	市ホームページへの閲覧件数	R1	8,092,104 件	8,000,000 件	総合政策課
3	協働提案制度による提案数	R1	5 件 (単年)	延べ 36 件 (R3～R7 延べ)	総合政策課

施策 6-4 男女共同参画の推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 男女共同参画への意識改革は少しずつ進んでいるものの、社会全体としては性別による固定的な役割分担意識や慣習、配偶者等への暴力や各種ハラスメント、政策・方針形成過程への女性参画、ワーク・ライフ・バランス、性的少数者への理解不足等多くの課題があります。
- 男女がお互いを尊重し、支え合う男女共同参画の意識や考え方が市民や社会に浸透しているまちを目指すため、本市では、第2次米沢市男女共同参画基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。
- 地域課題が多様化する中、暮らしやすく活力あふれる地域社会を形成していくためには、性別によるあらゆる社会的な差別を無くし、女性自身の参画意識を高揚させるとともに、女性の能力を十分に活かし、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担い、あらゆる分野に参画できる環境の整備を進めることが重要です。
- また、誰もが意欲的にいきいきと働き続けられる環境を整備するとともに、あらゆる業種でワーク・ライフ・バランスが実現できるよう意識し、充実した生活を送ることができる社会の実現を図ることが求められています。

図表 男女共同に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
審議会等女性の登用割合	25.9%	25.3%	24.9%	25.8%	26.9%

【市総合政策課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

男女がお互いを尊重し、支え合う男女共同参画の意識や考え方が市民や社会に浸透しているまちを目指します。

男女共同参画社会の実現に向け、市民意識の形成を推進します。さらに、男女が等しく活躍できるよう女性の参画機会の確保を図るとともに、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進します。

■■ 施策での取組 ■■

6-4-1 男女共同参画意識形成の推進

担当課：総合政策課

- 男女共同参画を進める団体やグループの活動を支援するほか、家庭、学校、地域における男女平等教育を充実させるための学習機会の拡大を推進します。
- 男女の役割分担意識を改革するため、研修会等の啓発事業やホームページ等の活用による情報提供を充実させます。

6-4-2 女性の参画機会の確保

担当課：総合政策課、商工課、健康課

- 女性の就労機会の拡大に向けた取組や各種審議会等への積極的な参画を進めること等により、様々な分野における参画機会の拡大に向けた環境を整備します。
- 誰もが育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- 女性特有の妊娠・出産に係る相談やがん検診の普及啓発等、生涯を通じた女性の健康を支援するための取組を推進します。

6-4-3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進

担当課：総合政策課、こども課

- DVやセクシャル・ハラスメント等の防止策を推進するとともに、女性の抱える様々な悩みに対する相談受付、関係機関との連携により、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

■主な事業： 男女共同参画推進事業、女性の参画機会づくりの推進、DV防止の推進

■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■

- ・（市 民）地域活動・家事・育児・介護等を男女で協力して行いましょう。
- ・（事業者）性別に関係のない就労機会を確保するとともに、誰もが働き続けやすい環境づくりに努めましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	審議会・委員会の女性登用率	R1	26.9%	35.0%	総合政策課
2	市役所内における男性育児休業 取得率	R1	0%	5%	総務課
3	男女共同参画啓発講座等の実施 数(注)	R1	8 件	16 件	総合政策課

(注) 本市が主催、共催、後援する講座等実施数

施策 6-5 健全な行政経営の推進



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 市民の生活意識や生活様式が多様化するとともに、地方分権が進展する中で、行政需要もますます多様化、高度化し、事務量も増大しています。
- 本市の財政は、オフィス・アルカディア等への企業誘致や全国的な景気拡大、雇用の改善等の影響を受けた税収の増加のほか、平成 28 年 2 月に策定した米沢市財政健全化計画の取組の成果等により、収支状況は大きく改善しました。しかしながら、今後は、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の停滞等により、市税の減少傾向や扶助費（社会保障費）の増加傾向が続くとともに、高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化への対応が必要になると見込まれます。また、市庁舎や市立病院の建替えのほか、統合中学校の整備等の大規模事業が予定されており、厳しい財政状況が続くものと予想されるため、これらの事業の実施に向けて積み立ててきた基金や、国庫支出金、交付税措置のある地方債等の財源を有効に活用しながら、今後も健全な財政を維持していく必要があります。
- 今後は、多様化する市民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供するため、安定的な財源の確保を図るとともに、費用対効果を検討しながらさらなる経費の節減・効率化、公共施設の適正配置等を進め、市民に信頼される健全な行政経営を行うことが必要とされています。また、統計データ等を用いた現状分析に基づき将来のあるべき姿を見据え、様々な行政課題に対応した持続可能なまちづくりを推進できる職員を育成するとともに、効率的な組織運営を進める必要があります。

図表 行政経営の状況に係る推移

	H27	H28	H29	H30	R1
経常収支比率 (注 1)	90.1%	92.4%	92.1%	94.2%	93.0%
財源調整基金の 年度末残高 (注 2)	2,223 百万円	3,124 百万円	2,876 百万円	3,205 百万円	3,019 百万円
職員研修受講者数	1,050 人	1,241 人	745 人	935 人	1,042 人
市税収納率(現年度)	99.0%	99.0%	99.2%	99.3%	99.2%
国民健康保険税 収納率(現年度)	93.0%	93.6%	94.1%	94.6%	94.6%

(注 1) 経常収支比率：財政構造の弾力性を表す指標。この比率が低いほど臨時的な支出に対応する余裕がある。

(注 2) 財源調整基金：「財政調整基金」及び「公共施設等整備基金」

【市財政課・市総務課・市納税課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

健全な行政経営のもと、市民が求める質の高い行政サービスを持続的に提供できるまちを目指します。

質の高い行政サービスが提供されるとともに、健全な行政経営を推進します。また、機能的な組織管理体制を構築し、職員の能力向上を図ります。

■ ■ 施策での取組 ■ ■

6-5-1 健全財政の維持

担当課：財政課、納税課、総合政策課、
米沢ブランド戦略課

- コンビニ収納の拡大や、様々なキャッシュレス決済の活用を推進し、市税等の収納率の維持・向上を図ります。
- 広告収入の拡充、ふるさと納税制度を適正に運用・活用していくことで自主財源の確保を図ります。
- 必要な事業を厳選するとともに、事務事業の効率化等により行政コスト全体の縮減を推進します。
- 持続的な行政経営を推進するため、米沢市公共施設等総合管理計画に沿って、公共施設等の総合的な管理・運営を図ります。

6-5-2 組織機構の改革と職員の能力向上

担当課：総務課

- 市民ニーズに柔軟に対応できる効率的な組織管理体制を構築するとともに、適正な職員数を維持します。
- 人事評価制度の活用、各種研修及び自発的な能力開発の支援により、高い意欲と政策形成能力を持った職員の育成に努めます。

■主な事業： ふるさと応援寄附金制度推進事業、職員研修事業、コンビニ・スマホ収納の推進

■ ■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■ ■

・（市 民）行政経営について関心を持つようにしましょう。

■ ■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■ ■

No	成果指標名	現状値の 年度	現状値	後期目標値 (R7)	担当課
1	ふるさと納税寄附額	R1	13.9 億円	14 億円	米沢ブランド 戦略課
2	経常収支比率	R1	93.0%	95%以下	財政課

施策 6-6 他自治体との広域連携の強化



■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 交通・情報通信手段の発達に伴い、市民の生活圏や企業の経済活動は自治体の行政区域を越えて広域化しています。こうした状況を踏まえ、自治体運営に当たっては、広域的な視点に立って関係自治体等と連携してまちづくりを推進していくことが必要です。
 - 本市では、これまで、置賜の他市町と共同でし尿・ごみ処理事業や消防事業等の広域行政を推進してきました。人口減少を含め、複雑化・多様化する地域課題や社会ニーズに対応するためには、近隣自治体との連携が必要であることから、平成 30 年度には、本市を中心市とした置賜 3 市 5 町で置賜定住自立圏形成協定を締結しました。今後は、福祉、産業、移住定住等、様々な分野で連携を進めることでさらなる行政サービスの効率化や置賜地域全体の魅力の創出と情報発信等に取り組むことが求められています。
- また、近隣の圏域とも連携しながら、災害時の相互支援や相互連携のあり方等幅広い分野についても検討を行う必要があります。さらに、全国の市町村との連携を図り、共通する行政課題を解決するための活動を推進することが必要です。

図表 置賜地域移住交流推進協議会と連携した移住希望者に対するセミナー開催数

H28	H29	H30	R1
2 件	2 件	1 件	2 件

【市総合政策課】

図表 本市から他市町村への災害時職員派遣件数

年度	H30	R1
件数（人数）	2 件（2 名）	3 件（5 名）

【市総務課】

■ ■ 施策の目指す姿 ■ ■

他自治体と連携することで地域課題や社会ニーズに対応し、ともに発展するまちを目指します。

置賜地域内や近隣圏域、全国自治体との連携を推進し、ともに発展することを目指します。

■■ 施策での取組 ■■

6-6-1 置賜地域内の連携の推進

担当課：総合政策課、環境生活課

- 現在広域で実施しているし尿・ごみ処理事業や消防事業等の共同事務事業を推進します。
- 置賜3市5町で形成される置賜定住自立圏において、福祉・産業・移住定住等の事業を連携して推進します。

6-6-2 自治体との広域的な連携の推進

担当課：総合政策課、環境生活課、観光課

- 村山、福島、会津圏域等の近隣圏域と連携した広域的事業を推進します。
- 他地域との災害時の相互応援協定締結の拡充を推進します。
- 全国の市町村との連携を深め、共通する行政課題を持つ市町村との情報交換を推進するとともに、共同して制度改正等を国に要請します。
- 福島・宮城・山形県内の11市町村で構成する福島圏域連携推進協議会において、観光・移住定住・職員合同研修等の事業を連携して推進します。

■主な事業：共同処理事業の適正運営、災害時の相互応援協定締結の拡充、置賜定住自立圏構想推進事業、福島圏域連携推進協議会と連携した各種事業

■■ 市民・地域・事業者等に期待する役割 ■■

- ・（市 民・地 域）広域で実施する置賜地域の取組やイベントに積極的に参加しましょう。

■■ 目指す目標値（活動指標・成果指標） ■■

No	成果指標名	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)	担当課
1	置賜地域移住交流推進協議会と連携した移住希望者に対するセミナー開催数	R1	2件	3件	総合政策課

資料編

基本構想

第1章 将来像

人は新しいものを生み出す力、創造力を持っています。芸術・文化にとどまらず、科学技術、産業・経済等、ありとあらゆる分野において創造を積み重ねることにより、人類は発展し続けてきたのです。

本市においてもまた、日本初の人造絹糸の製造、世界に先駆けたノートパソコンの開発、有機EL照明の製品化に代表されるように、既成概念を打ち破り、世の中になかったものを多彩に生み出すことで産業が振興してきました。その一方で江戸時代後期、大飢饉が続いた東北の米沢で*棒杭市（無人販売）が成り立ち、一片の草木に宿る命すら尊いとする*草木塔が築かれたことは、このまちに暮らした人々が互いに信頼で結ばれ、自然への感謝を抱いていたからに他なりません。苦境にあっても揺らぐことのない豊かな心が育まれていたのです。

このように経済的な発展だけを追い求めるのではなく、経済の豊かさと精神の豊かさが調和するまちであることが、本市の本来の魅力といえます。

また、本市は、山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学の3つの高等教育機関が立地し、高度な人材育成、研究・開発等の機能が集積している学園都市を形成していることから、産学官民連携による地域産業の振興や新産業の創造、学問への高い関心と深い教養を培うことによる豊かな人間形成等、本市の魅力を更に高めるための環境が整っています。

こうした本市の特徴を踏まえ、将来像を次のように定めます。

『ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢』

先人たちが育んできた豊かな精神文化を継承・向上させるとともに、学園都市が持つ機能を最大限活かして、未知なるものへの果敢な挑戦を行い、それが創造を生み、そしてまた新たな創造につながるといった連鎖を起こすことにより、ひと（市民）が輝くまちを目指します。

第2章 基本理念・基本目標

1 基本理念

まちづくりの主役は、そこに暮らし、働き、学び、憩う市民一人ひとりであり、本市の将来像を実現させるためには、これら様々な人々とともに、より良い地域をつくりあげ、それを持続していくという姿勢が求められています。

このことから、まちづくりを進める上で重要となる「人づくり」を中心とした取組を推進し、郷土や地域への愛着を感じる市民意識の醸成を図るとともに、市民と行政が積極的に交流し、様々な分野で米沢のために貢献するという市民の意欲を活かすための制度や環境を充実させ、市民の参画を更に進めていく必要があります。

そこで、本市が将来像の実現に向けて取り組むに当たっての基本理念を次のように定め、市民とともにこれからのまちづくりを行っていきます。

『市民が積極的に参加するまちづくり』

2 基本目標

基本理念に基づくまちづくりを実践し、市民が魅力を感じるまちを実現していくために次の6つを本市の目指すまちづくりの基本目標とします。

1：挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり

人口定住に結びつく持続可能な経済活動の実現に向け、先端技術産業をはじめとする本市の多様な産業の発展とともに、これまでにない発想に基づき*内発型産業を創出するなど、新しい産業や雇用を生み出していく、人もまちも挑戦し続ける活力ある産業のまちを目指します。

2：郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり

本市の持つ豊かな教養を育む環境と城下町としての歴史と文化を積極的に活用し、郷土に対する愛着と誇り、チャレンジ精神を持ち、本市の将来を担うことができる様々な分野で活躍する人材が育つ、教育と文化のまちを目指します。

3：子育てと健康長寿を支えるまちづくり

保健、医療、福祉等が連携して市民の健康寿命の延伸を図るとともに、若い世代が安心して子どもを生み育てられ、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らし続けられる環境を整備し、子育てと健康長寿を支えるまちを目指します。

4：自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり

森林や河川、地下水の保全、ごみの減量化や資源化等を推進することにより環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、*コンパクトなまちづくり、城下町としての景観等の保全、交通機関等の整備を図り、自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちを目指します。

5：安全安心に暮らせるまちづくり

防災、防犯、消防体制の整備等、災害や犯罪への備えを強化するとともに、冬期間においても円滑な市民生活が送れるよう雪対策に取り組むことにより、安全安心に暮らせるまちを目指します。

6：持続可能なまちづくり(協働・行政経営)

市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政基盤づくりと多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供できる体制づくりを行うほか、幅広い分野で近隣自治体との広域的な連携を図り、持続可能なまちを目指します。

第3章 将来人口の見通しと

市街地形成の基本的方向

1 将来人口の見通し

本市の将来人口は、国（国立社会保障・人口問題研究所）が平成25年3月に行った推計によれば平成32年には81,618人となり、10年後の平成37年（2025）年の人口は77,587人とされています。

本市では、まちづくりを担う人づくりとともに、魅力ある都市環境の整備、雇用の場と就業機会の拡大、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備等、転入者の促進と転出者の抑制、*合計特殊出生率の向上のための様々な施策に取り組むことにより、平成37年の想定人口を推計値と比較して約1,000人増の78,600人と見込みます。

2 市街地形成の基本的方向

中心市街地は、これまで多くの商店街を形成し、鉄道駅や主要なバス停留所等の交通結節点機能を有し、地域経済の中心的な役割を果たしてきました。

しかしながら、車社会の浸透に伴いロードサイド型の店舗が郊外に相次いで進出してきたことと中心部の大型小売店舗の撤退が重なり、また消費者ニーズの多様化から、その活力や求心力が低下し空洞化が進行しています。

このような状況は、本市の人口減少が避けられないことが想定される中、都市基盤の整備や維持管理費用の増加、*コミュニティ力やまち全体としての活力の低下等の様々な問題を生じさせることになります。

今後、適切な公共サービスを維持し、高齢者も含めた多くの人が暮らしやすいまちを形成するためには、既存の都市機能を有効活用しつつ、中心市街地に多様な機能が集積する密度の濃いまちづくりをする必要があります。

一方で、周辺地域は、恵まれた自然環境による水源の涵養、地球温暖化の防止、木材等の林産物、農産物の供給、さらには、歴史的景観等の多面的な機能を持っており、都市全体の機能を維持するために重要な役割を担っています。

そこで、中心市街地に都市機能を集積させるとともに周辺地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、中心市街地と周辺地域との相互連携を図る公共交通等のネットワークの形成を促進し、コンパクトなまちづくりを進めていくことを今後の市街地形成の基本的方向とします。

第4章 施策大綱

1 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり

本市は、多様な産業構造と工業団地への企業誘致、産学官民の連携等により、先端技術産業が集積し、東北でも有数の工業都市となりましたが、付加価値率は、県内の平均と比べて低い状況にあります。また、近年、消費者ニーズの多様化による多品種少量生産、地域間、国際間での競争の激化等により、ものづくり企業はさらなるコストダウンが必要になるなど厳しい経営環境にあり、本市の地域経済にも影響を及ぼしています。

このことは人口流出の要因の一つともなることから、今後は、活発な地域経済活動の実現に向けて、先端技術産業をはじめとする本市の多様なものづくりの発展を促すための取組を推進します。

また、商業、観光業等の振興を図るため、地元の特産品を活かした消費者に魅力のある商品開発や地域の*コミュニティ機能を担うなどの地域に根差した特色ある地元商店街の形成に取り組むほか、観光で訪れる方のニーズを的確に捉え、自然環境、歴史、伝統、文化等の本市の地域資源を最大限に活かした情報発信力の高い観光地づくりを進めます。

農林業では、担い手の確保に取り組むとともに、安全で高品質な農産物を安定的に供給できるよう生産基盤の強化や経営安定化のための取組を進めます。

これらの取組を推進するほか、産業全体の基盤を強化するため、大学の研究機能と集積している企業の技術を活用すること等により、*内発型産業の創出、新技術や新商品の開発を促進するとともに、農林業、商工業及び観光業とが連携した*6次産業化を推進し、高付加価値なものづくりやサービス等を創出し、市民所得の向上を図ります。加えて、中小企業の成長発展を促すこと等により、多様な就業機会を生み出し、地域内の女性や若者、高齢者、障がい者等の雇用の拡大と安定を図ります。

2 郷土をつくる人材が育つ、

教育と文化のまちづくり

本市は、高度な人材育成機能等を持つ学園都市を形成し、市民協働による*米沢鷹山大学が開校されるなど、豊かな教養を育む環境を有するほか、城下町としての歴史と文化が蓄積されていることから、引き続きこれらを積極的に活用し、確かな学力と感性豊かな人間性を育む学校教育の推進をはじめ、学びたいときに学びたいものを自由に選択できる社会教育環境や市民が気軽にスポーツ活動を楽しむことができる環境、文化財の適切な保存管理と継承を図り、市民が様々な芸術文化に親しめる環境づくり等を推進するとともに、学園都市としての機能充実を図ること等により、様々な分野で活躍する人材の育成を推進していきます。

人材の育成では特に、中学生・高校生世代は、進学、就職により米沢を離れたいと考える傾向が強く、各大学に通う学生の地元定着率も低い状況にあることから、大学と地域との交流や連携を促進するとともに、学生をはじめとする若い世代に対して郷土への愛着と誇りを持つための教育を推進していきます。

また、国内外の姉妹都市等との交流を引き続き推進し、市民の視野を広げ豊かな心を育むとともに、国際化に対応できる人材の育成を図ります。

3 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

平均寿命の伸びと出生率の低下による少子高齢化社会の進展、核家族化の進行、女性の社会進出等に伴い、子育てや介護に対する支援をはじめとする保健・医療・福祉に対する需要が今後ますます増加するものと考えられます。

このため、誰もが健やかに暮らせることを第一に考え、医療機関、福祉、介護施設等の連携を強化し、生活習慣病や要介護とならないための予防に重点を置き、世代に応じた健康づくりを推進するほか、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らし続けられるよう、地域での助け合いの仕組みづくりを進め、日常的な生活支援や相談体制の充実と併せて、地域活動や就業等の社会参加を促進します。

子育てについては、子育てを支える環境づくりを進め、安心して子どもを生み育てることができるようにするとともに、婚活支援策を推進すること等により、将来親となり子どもを生み育てていく人を増やし、本市の活力を維持していきます。

また、いざというときに適切な医療が受けられるよう、地域の中核病院である市立病院の機能充実を図ります。

さらに、市民生活の安定を図るため、生活保護、国民健康保険、介護保険等の社会保障制度の適正な運営を推進します。

4 自然と都市の魅力が調和し、

賑わいと交流を促すまちづくり

豊かな自然環境と快適な都市機能が調和する暮らしを実現していくことは、市民をはじめ市外からも「米沢で暮らしたい」と思う人を増やし、定住促進を図るためにも重要なことです。

このことから、自然環境については、森林や河川、地下水の保全等を推進することにより、山地災害の防止、水資源の涵養等に努め、地域住民の安全な暮らしを維持するとともに、ごみの減量化や資源化の推進、再生可能エネルギーの普及を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

都市機能については、郊外への大型店舗の進出等による市街地の拡大化に伴い中心市街地の空洞化が進み、都市全体としての活力が低下していることから、中心市街地に必要な都市機能を集積するコンパクトなまちづくりを推進するとともに、昔から受け継がれてきた歴史的な建物や文化財による城下町としての景観等を保全することにより、魅力あるまちづくりを推進します。

また、地域間の交流を円滑にするため、道路や公共交通機関等の環境を整備するとともに、快適な情報通信環境の整備促進に取り組み、多様な情報発信や収集手段を確保することにより地域内外との人、物、情報の交流を促します。

5 安全安心に暮らせるまちづくり

安全で安心なまちを形成することは、市民共通の願いであり、将来に向けてまちが発展していくための基盤の一つです。

このことから地震や風水害等の自然災害に備えるため、減災を基本とした公共施設や家屋の耐震化等の災害防止策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を行うとともに、災害時の情報収集・伝達体制を整備するなど危機管理体制の強化を図ります。

また、関係機関と連携して火災や救急救助に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整備していくほか、交通事故を防止するため、交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道や道路照明等の交通安全施設の整備を進めます。

加えて、情報化の進展や消費者志向の多様化、経済社会の複雑化が進む中で、特に高齢者や未成年者が被害者となる犯罪や消費者被害が発生していることから、関係機関と連携し、市民の意識啓発や相談体制の充実等を図り、これらの犯罪等の起こりにくい環境整備を進めます。

さらに、冬期間においても雪の影響を極力少なくし、円滑な市民生活を送ることができるよう雪に配慮した道路整備と効率的な除排雪体制の整備を図るほか、雪を資源として活かす克雪への取組を推進します。

6 持続可能なまちづくり(協働・行政経営)

これからのまちづくりでは、市民、または行政が単独では対処しきれない地域の問題や取り組むべき課題を共有し、より良い結果を得るため、力を合わせて解決していく必要がますます高まります。このことから、多様な行政情報を分かりやすく公表すること等により市民と行政の結びつきをより強固なものにするとともに、性差や年齢の区別、障がいの有無に関係なくお互いが尊敬し合い、市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進していきます。

また、本市を取り巻く環境の変化に対応し、今後も本市が継続して発展を遂げていくため、事務事業の見直し等、常に業務の効率化やコスト意識を持ち、長期的な視点で計画的な行政経営を行い、健全な財政基盤づくりを推進する専門的能力を備え、地方を再生していくという課題に的確に対応できる職員を育成していきます。

加えて、産業、教育、防災等幅広い分野で近隣自治体との広域的な連携を図り、持続するまちづくりを推進します。